

第2次

芦屋町地域福祉計画



2019（平成31）年3月
福岡県芦屋町

ごあいさつ

本町では、平成 26 年 3 月に芦屋町地域福祉計画を策定し、「認めあい、支えあい、つながる笑顔のまちづくり」を基本理念に掲げ、年齢や性別、障がいの有無などに関係なく、皆がお互いを尊重し助け合うことで、いつまでも安心して暮らし続けることができる地域づくりの実現を目指してまいりました。



この間、わが国全体の傾向として、少子高齢化や核家族・単身家族の増加、ライフスタイルや価値観の変化による近所づきあいの希薄化などが進行し、地域社会における助けあい・支えあいの仕組みの継続が難しくなっています。

こういった状況の中、今回、計画の改訂にあたっては、地域全体で助けあい、支えあうために、事業者や福祉関係団体、行政、そして町民の皆様一人ひとりが、それぞれの立場でできることをお示しするとともに、新たに「芦屋町いのちを支える計画」を一部に加え、芦屋町に暮らす全ての人が、困難な状況に直面したときでも、自殺という選択を回避できる体制を目指すこととしました。

2019 年に日本でワールドカップが開催されるスポーツ、ラグビーで有名になった、「One for all, All for one. (一人はみんなのために、みんなは一人のために。)」という言葉があります。

この言葉のように、芦屋町に関係する全員が、お互いのことを思いやり、力を結集すれば、「いつまでも安心して暮らし続けることができる地域」を実現できると信じていますので、どうか、皆様のご協力をよろしくお願いします。

最後に、今回の計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案を賜りました芦屋町地域福祉計画推進委員会委員の皆様をはじめ、アンケートにご協力いただいた皆様、関係機関、団体の皆様、地域座談会にご参加いただきました皆様に、心からお礼申し上げます。

平成 31 年 3 月

芦屋町長 波 多 野 茂 丸

- 目 次 -

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景・目的	3
2 地域福祉とは	4
3 計画の位置付け・性格	5
4 計画の期間	6
5 計画の策定体制	7

第2章 地域福祉にまつわる芦屋町の現状

1 人口・世帯の状況	11
2 高齢者・障がいのある人・子どもなどの状況	15
3 生活保護世帯の状況	18
4 町内の主な社会資源の状況	19
5 自治区加入の状況	20

第3章 地域福祉を進める上での町の課題

1 住民意識調査から見た課題	23
2 住民座談会からみた課題	48
3 分野別課題アンケート調査からみた課題	52

第4章 課題解決のための考え方

1 基本理念	61
2 基本目標	62
3 計画の体系	63

第5章 施策の展開

基本目標1 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり	67
1 サービスを利用しやすい環境づくり	67
2 サービス向上の仕組みづくり	69
3 配慮が必要な人を支援できる仕組みづくり	71
基本目標2 安心安全な暮らしを支える地域づくり	74
1 支え合える関係づくり	74
2 地域における連携の体制づくり	77
3 安心・安全を支える体制づくり	79
基本目標3 福祉を支える人づくり	83
1 福祉意識向上のための環境づくり	83
2 地域福祉を担う人づくり	84

第6章 計画の推進に向けて

1 協働による計画の推進	87
2 計画の点検・評価・推進体制	87

資 料 編

■ 芦屋町地域福祉計画推進委員会設置条例	91
■ 芦屋町地域福祉計画推進委員会名簿	93
■ 用語解説	94

【別編】芦屋町いのちを支える計画

第1章 計画策定にあたって	99
第2章 自殺の現状	100
第3章 いのちを支える取組	103

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・目的

(1) 社会的背景・目的

全国的に少子高齢化が進展するなかで、何らかの手助けや支援を必要としている人たちが増えています。また、価値観や生活様式の多様化などにより、人と人とのつながりが希薄になることによって、社会的に孤立する人の増加という新たな問題も生じています。

こうした中で、高齢者や障がい者、児童に対する虐待や孤立死の問題、生活困窮者への支援、さらには、東日本大震災、熊本地震、平成29年7月に発生した九州北部豪雨などにおいて再認識された地域コミュニティの重要性など、地域の抱える課題は、多様化・深刻化の様相を呈しています。

これらを背景として、国は平成30年4月に改正社会福祉法を施行し、地域福祉を推進する理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者（地域住民等）自らが把握し、関係機関と連携することにより解決を図ることを明記しました。

また、市町村の責務として、地域住民等の地域福祉活動への参加を促進する環境整備や、各福祉分野を超えた地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連携する包括的な支援体制整備に努めることを規定しました。

芦屋町においては、平成26年3月に策定した芦屋町地域福祉計画（平成26年度～平成30年度）のもと、地域の様々な問題、課題の解決のために、地域住民・福祉サービス事業者・行政などが一体となって取り組み、「ともに生きる地域社会づくり」を目指すための「理念」と「取組」を明らかにし、行政と住民が協働して、「公助」、「共助」、「自助」の役割を区分し、全ての住民が安心して暮らすことができる地域づくりを目指してきました。

今般、計画期間が平成31年3月で終了することから、これまでの計画に掲げている取り組み状況の評価、および国や社会動向の変化を踏まえた計画の見直しを行い、新たに「第2次芦屋町地域福祉計画」を策定するものです。

(2) 地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域で暮らす住民や、地域で活動する各種の団体など地域の多様な主体が、地域で生じるさまざまな課題の解決に向けた取り組みに「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことです。国は、この地域共生社会の実現を目指す取り組みを進めています。

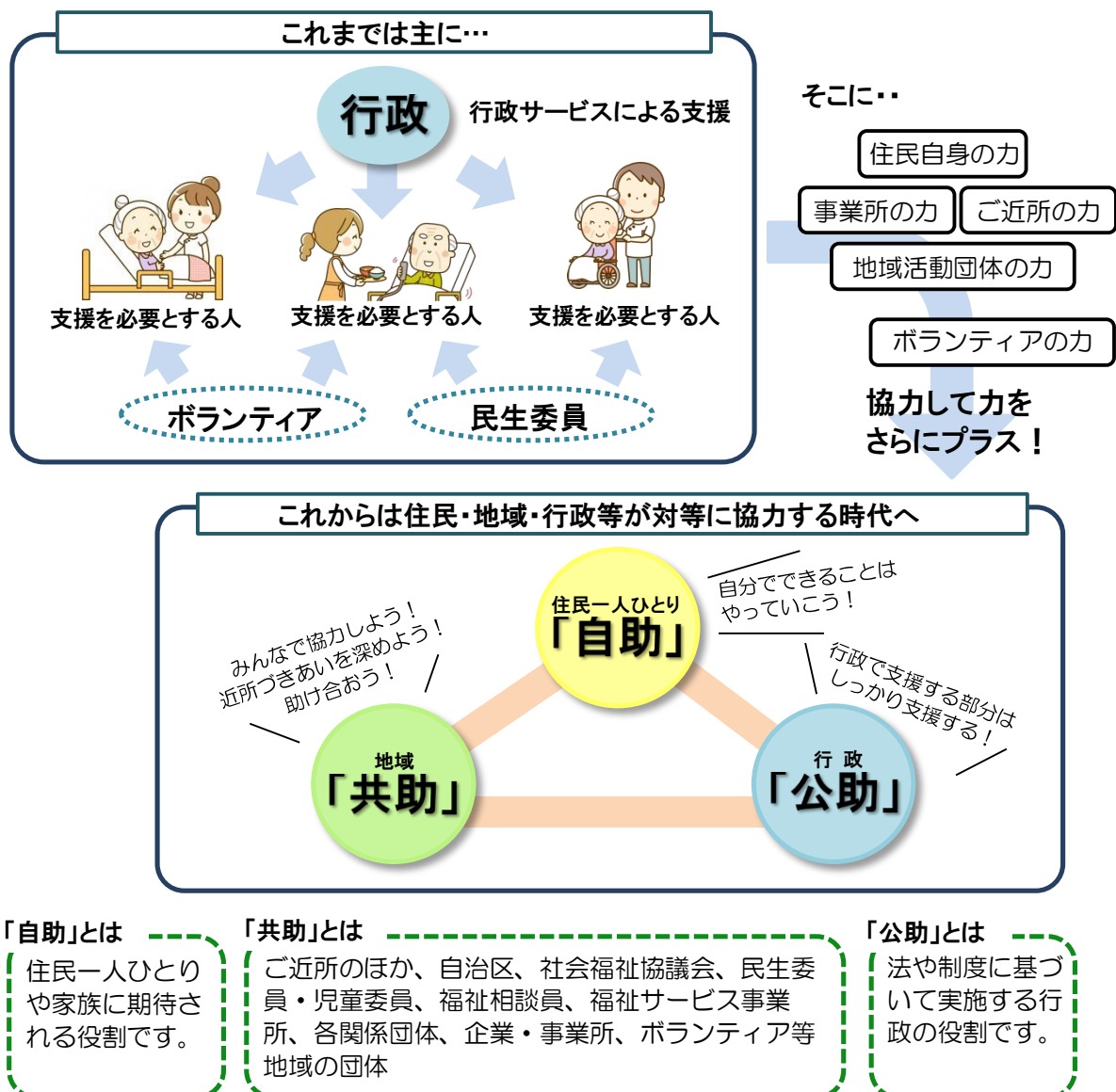
芦屋町においても、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを醸成し、地域の住民、団体等が公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。「第2次芦屋町地域福祉計画」は、芦屋町における地域共生社会を目指すうえでの、ひとつの指針となるものです。

2 地域福祉とは

地域福祉とは、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉などの対象者ごとの福祉サービスだけではなく、地域に暮らす人や地域で活動する団体・事業者、そして行政が一体となって、自分たちが住んでいる地域社会の生活課題を発見し、解決していこうとするものです。

具体的には、支援を必要としている人やその家族が、地域社会の中で自立した生活を送ることができるように、公的サービスのみならず、地域住民のふれあい交流活動や見守り活動、助け合い活動、健康づくりといった支援・支え合いを、地域でお互いに行っていくことを言います。

その「地域での支え合い」を含め、住民と行政とが協働しながら、どのように地域福祉を進めていくか定めたものが地域福祉計画です。



3 計画の位置付け・性格

(1) 法的位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、住民に最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得ながら、地域の様々な生活課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを示す計画です。

改正社会福祉法 抜粋 (平成 30 年 4 月 1 日施行)

(地域福祉の推進)

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(5) 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

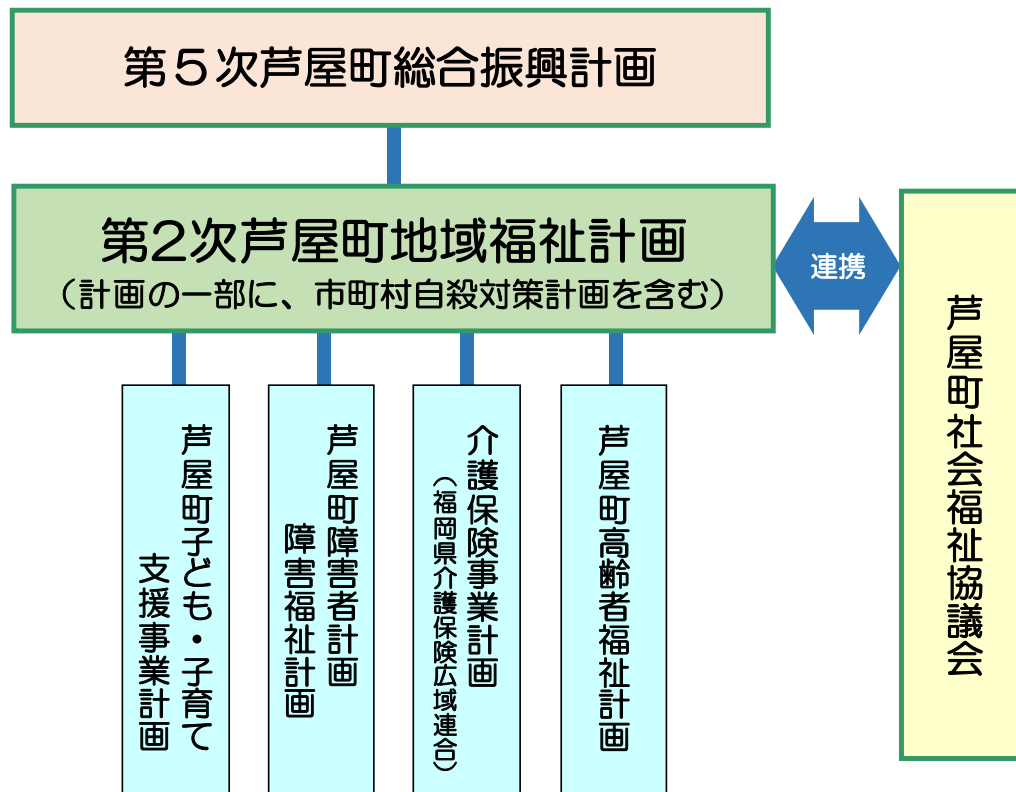
3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 芦屋町における地域福祉計画の位置付け

第2次芦屋町地域福祉計画は、第5次芦屋町総合振興計画を上位計画とし、各分野の福祉計画（高齢者福祉計画、介護保険事業計画、障害者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画）が共通して取り組むべき事項を記載する、「福祉分野の上位計画」として位置付けます。

なお、計画の内容については、厚生労働省が作成した「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」や、県が策定する「福岡県地域福祉支援計画」等との整合に留意しました。

また、本計画の一部（別編）に、平成28年4月に改正された自殺対策基本法に基づく市町村自殺対策計画として位置付ける、「芦屋町のいのちを支える計画」を含みます。



4 計画の期間

本計画の計画期間は、2019（平成31）年度から2023年度までの5年間とします。

なお、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても、必要に応じて見直しを行うものとします。

	2014	～	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	～	2028
第1次	計画期間										
第2次		見直し		計画期間							
第3次							見直し		計画期間		

5 計画の策定体制

(1) 地域福祉計画推進委員会の開催

「福祉関係者」、「学識経験者」、「住民代表」などから構成される「芦屋町地域福祉計画推進委員会」を開催し、慎重な協議を重ね、本計画を策定しました。

(2) 庁内ワーキンググループの開催

役場内の関係各課担当で構成する「庁内ワーキンググループ」を開催し、本計画における具体的な取り組みなどに関する協議を行いました。

(3) 住民意識調査の実施

芦屋町に居住する方を対象に、住民意識調査を実施し、地域福祉推進についてのご意見を伺い、計画策定の基礎資料としました。

(4) 地域座談会の実施

より多くの住民に計画策定に参加してもらい、地域の課題や解決策を協議していただくとともに、「地域福祉」を理解してもらうきっかけづくりの場として、ワークショップを実施し、地域や福祉等に関する現状や課題などを協議、発表いただき、計画策定の基礎資料としました。

(5) 分野別課題調査の実施

分野別の団体・組織などに対し、自由記述式を基礎としたアンケート調査を実施し、ニーズや現状などの把握を行い計画策定の基礎資料としました。

(6) パブリックコメントの実施

芦屋町では、町政に関する基本的な事項を定める計画などの素案に対し、町民が意見を提出できるようにすることで協働によるまちづくりの実現を図るため、パブリックコメント制度を導入しています。

本素案をパブリックコメントの手続きにより公表し、平成31年2月1日から平成31年2月28日まで意見の募集を実施しました。

期 日	内 容
平成 30 年 7 月 6 日	＜第2次芦屋町地域福祉計画策定に係る町長からの諮問＞ 平成 30 年度第1回芦屋町地域福祉計画推進委員会
平成 30 年 8 月 5 日 ～8 月 20 日	芦屋町の地域福祉に関する住民意識調査実施
平成 30 年 8 月 21 日 ～9 月 30 日	分野別課題アンケート調査実施
平成 30 年 9 月 3 日	芦屋東小学校区、芦屋小学校区 住民座談会の実施
平成 30 年 9 月 5 日	山鹿小学校区 住民座談会の実施
平成 30 年 10 月 17 日	第1回庁内ワーキンググループの開催
平成 30 年 10 月 26 日	平成 30 年度第2回芦屋町地域福祉計画推進委員会
平成 30 年 11 月 13 日	第2回庁内ワーキンググループの開催
平成 30 年 11 月 26 日	平成 30 年度第3回芦屋町地域福祉計画推進委員会
平成 30 年 12 月 27 日	平成 30 年度第4回芦屋町地域福祉計画推進委員会 第3回庁内ワーキンググループの開催※委員会と同時開催
平成 31 年1月 22 日	＜第2次芦屋町地域福祉計画(素案)の町長への答申＞
平成 31 年 2 月1日 ～2 月 28 日	第2次芦屋町地域福祉計画に関するパブリックコメント実施

第2章 地域福祉にまつわる芦屋町の現状

第2章 地域福祉にまつわる芦屋町の現状

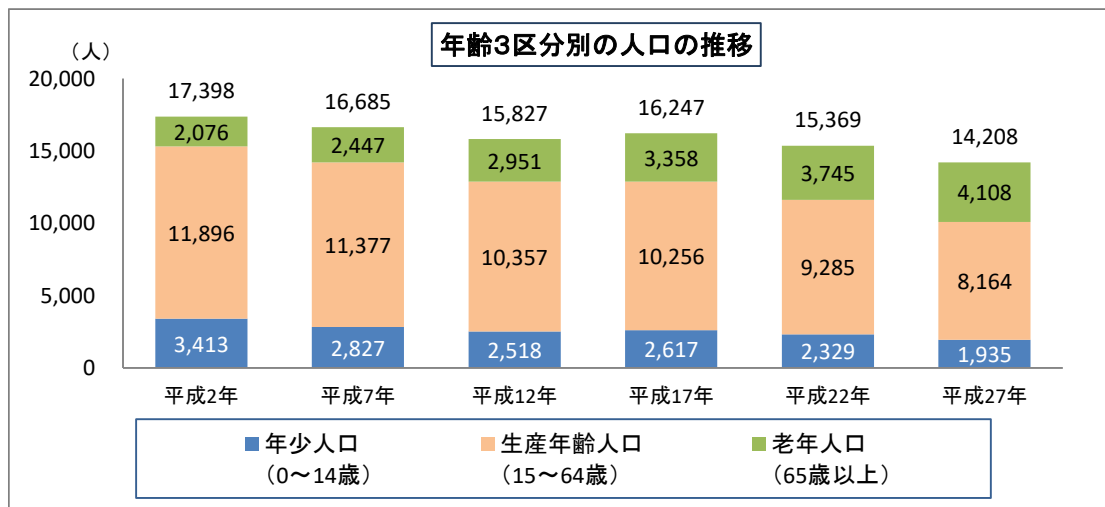
1 人口・世帯の状況

(1) 人口の推移

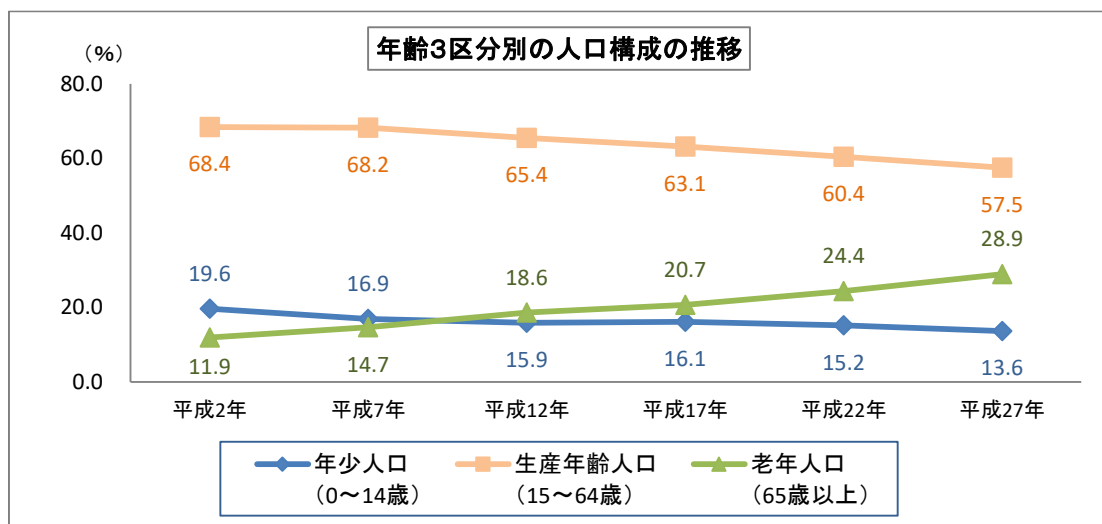
近年の国勢調査結果でみると、芦屋町の人口は減少を続けており、平成2年の17,398人から平成27年には14,208人となっています。

年齢3区分別人口では、年少人口、生産年齢人口が減少傾向で推移しているのに対し、老年人口は増加を続けており、少子高齢化が進行しています。

また、平成27年度の高齢化率は28.9%となっており、これは国の26.3%、福岡県の25.9%より高い数字となっています。



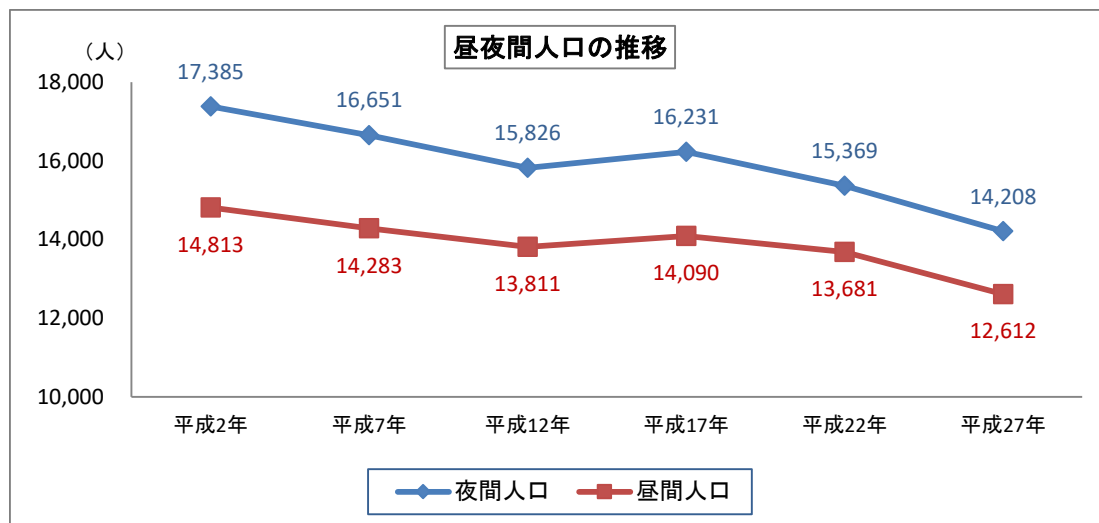
出典：国勢調査 合計人口には年齢不詳者を含む



出典：国勢調査

(2) 昼夜間人口および産業別人口の推移

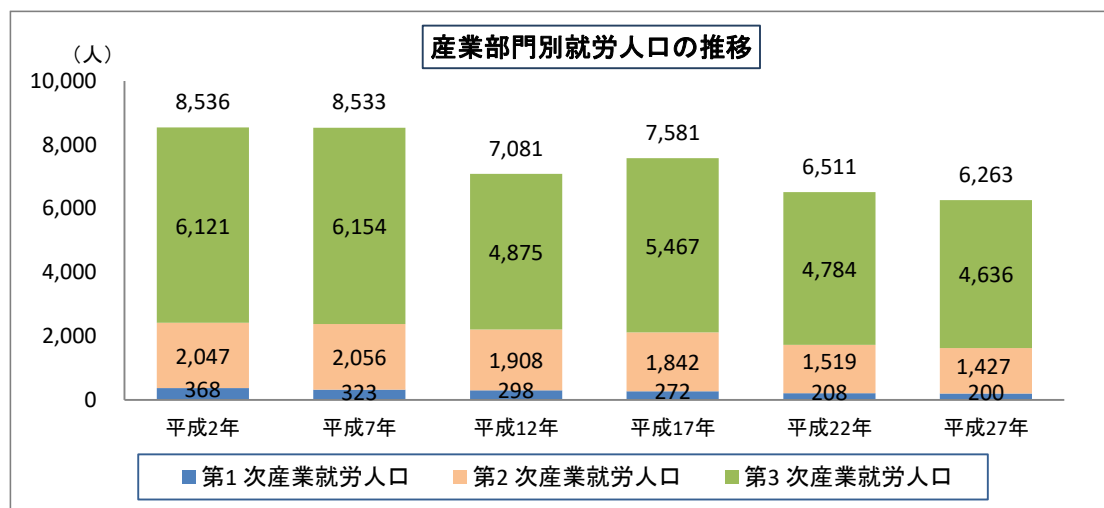
夜間人口は平成2年の17,385人から平成27年の14,208人、昼間人口は平成2年の14,813人から平成27年の12,612人とともに減少しています。



出典: 国勢調査

就労人口は、平成2年の8,536人に対し、平成27年には6,263人となり、2,273人減少しています。

産業部門別の就労人口では、サービス業などの第3次産業就労人口の占める割合が高くなっていますが、農漁業などの第1次産業、建設業などの第2次産業、第3次産業とすべての産業部門別就労人口において減少傾向で推移しています。



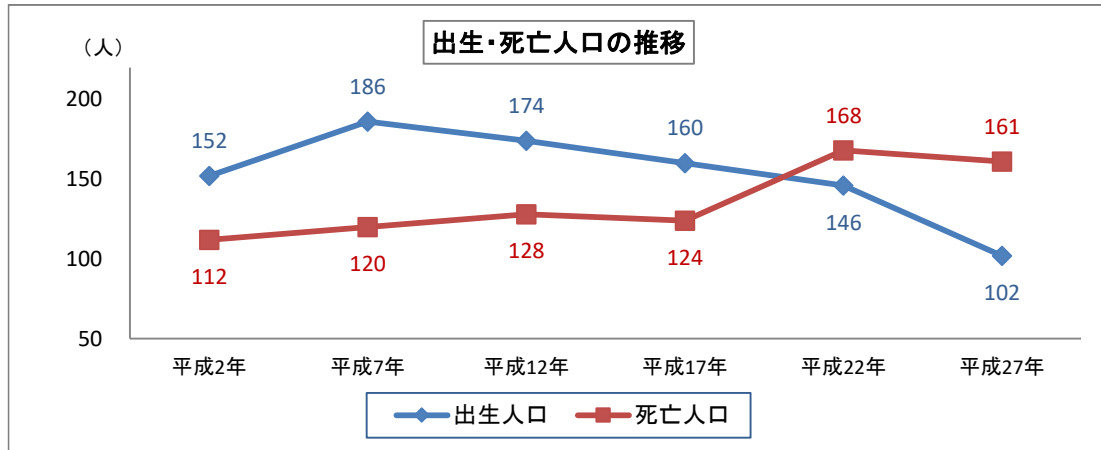
出典: 国勢調査

(3) 出生・死亡・転入・転出人口の推移

出生人口は、平成7年以降年々減少し、平成27年には102人となっています。

死亡人口は、平成2年の112人から増加し、平成27年には161人となっています。

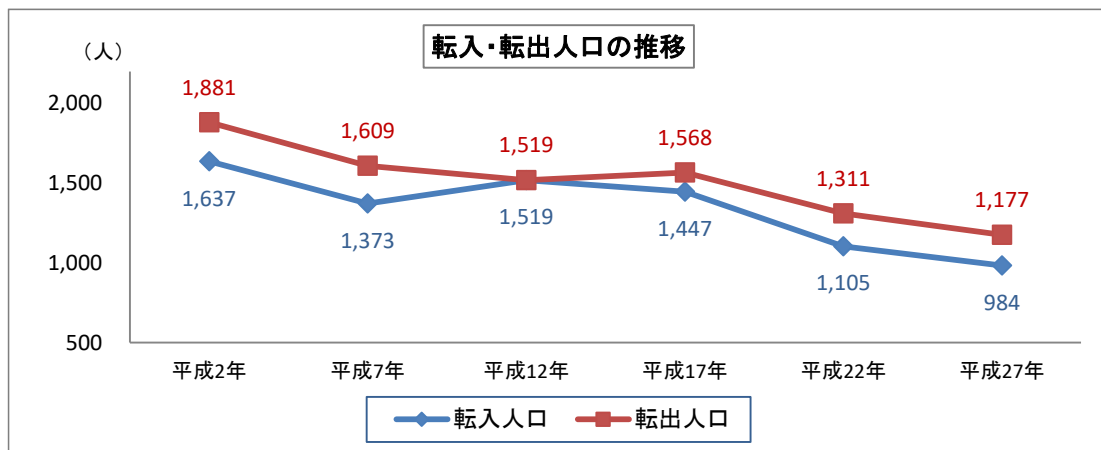
人口の自然増減（出生人口－死亡人口）の推移をみると、平成17年までは出生人口の方が死亡人口を上回っていましたが、平成22年以降は逆転しています。



出典：芦屋町（住民課） 年間合計

転入人口、転出人口ともに、ほぼ減少傾向で推移し、平成27年には転入人口984人、転出人口1,177人となっています。

人口の社会増減（転入人口－転出人口）の推移をみると、転出人口が転入人口を上回る状態が続いています。

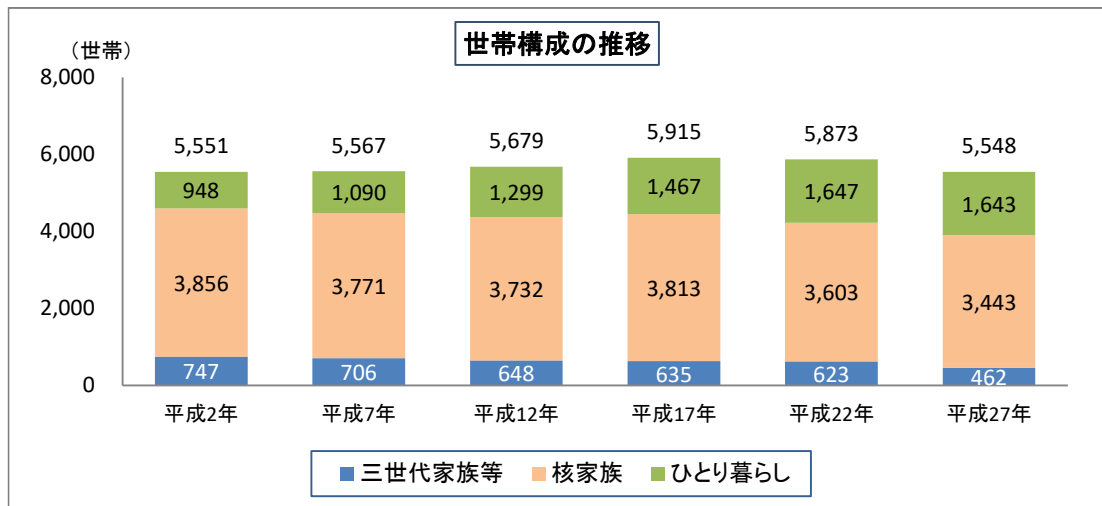


出典：芦屋町（住民課） 年間合計

(4) 世帯構成の推移

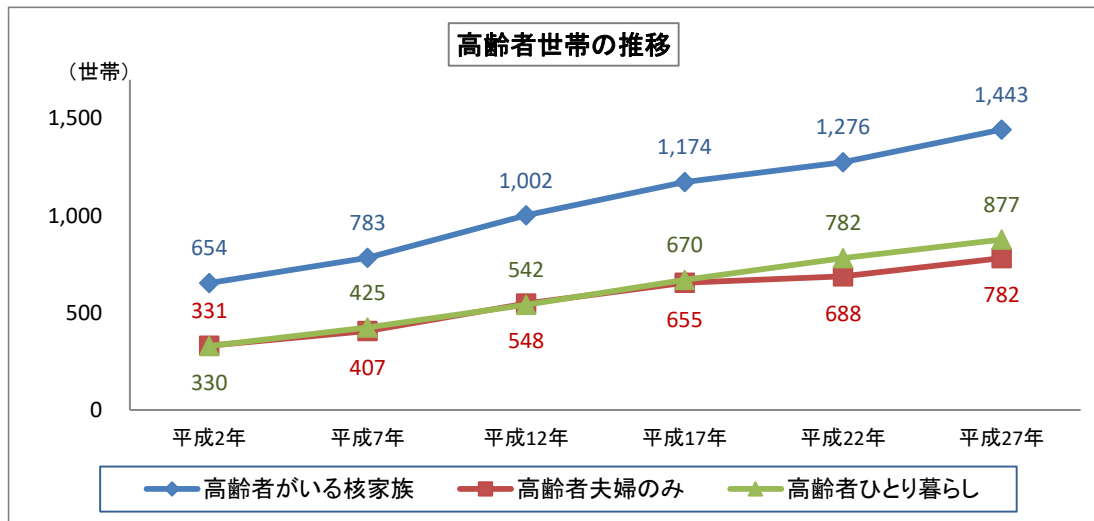
世帯数の状況は、平成2年から平成17年まで増加傾向で推移していましたが、平成22年以降減少傾向に転じています。

世帯構成ではひとり暮らし世帯が増加傾向にあり、平成27年のひとり暮らし世帯は1,643世帯となっています。



出典：国勢調査

高齢者世帯については、高齢者がいる核家族、高齢者夫婦のみ、高齢者ひとり暮らし、全てにおいて年々増加傾向で推移しており、平成27年には、高齢者夫婦のみ世帯782世帯、高齢者ひとり暮らし世帯877世帯となっています。



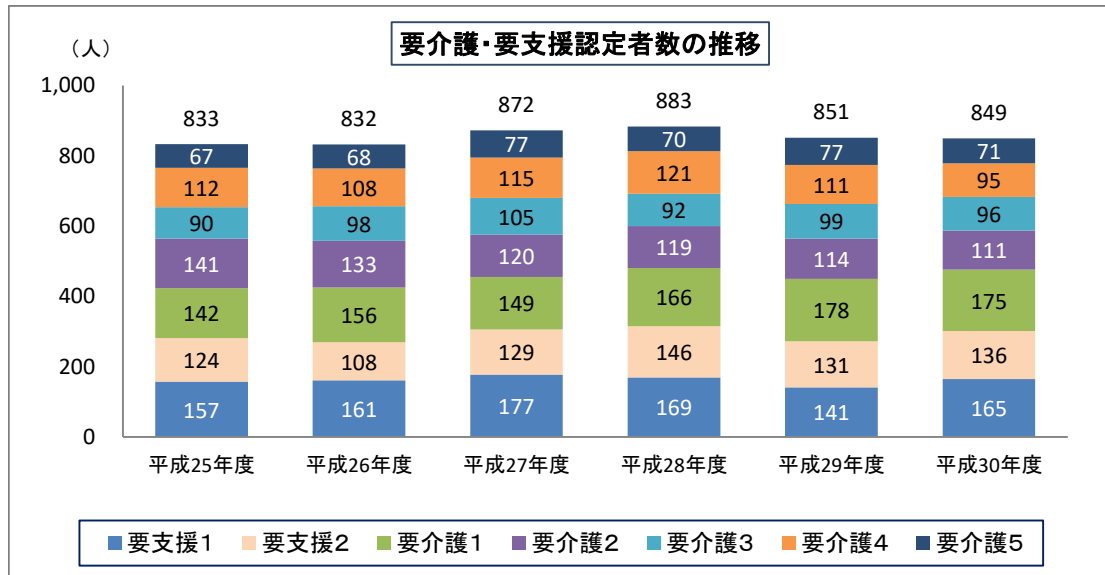
出典：国勢調査

2 高齢者・障がいのある人・子どもなどの状況

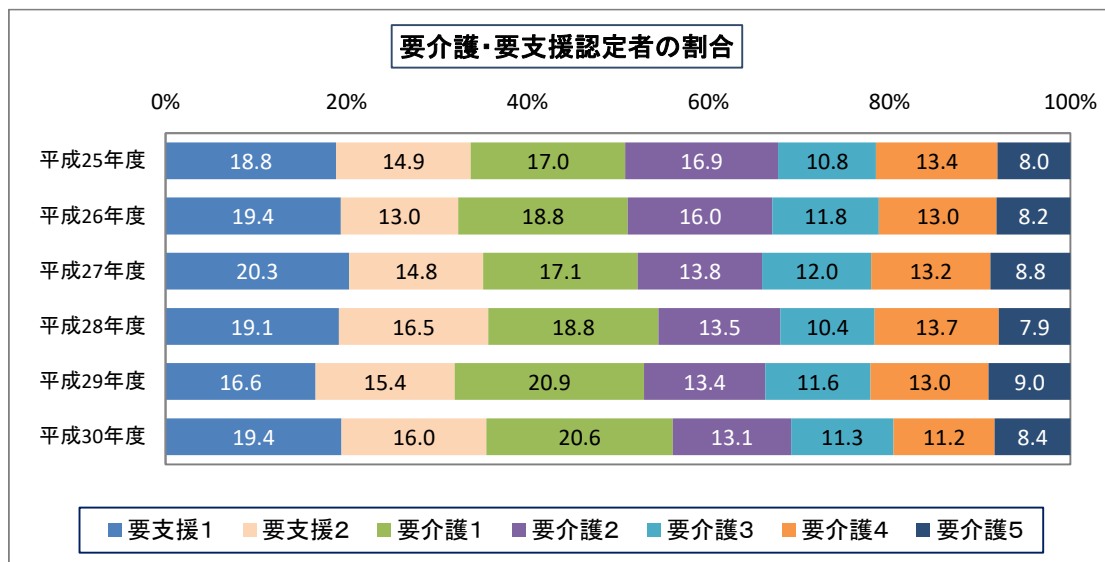
(1) 介護保険要介護・要支援認定者の状況

介護保険の要介護・要支援認定者数は、平成25年度の833人から平成28年度の883人まで増加傾向にあり、その後減少に転じ、平成30年度には849人となっています。

平成30年度については、要支援者が35.4%、要介護1の認定者が20.6%で、これら軽度者が、全体の56.0%を占めています。また、19.6%が要介護4・5の重度者となっています。



出典：福岡県介護保険広域連合 各年度9月30日現在

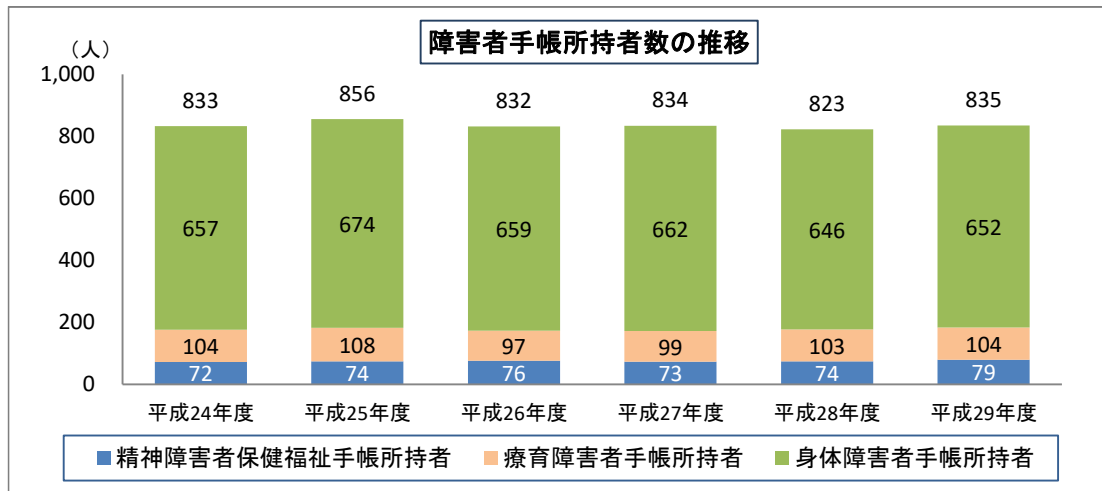


出典：福岡県介護保険広域連合 各年度9月30日現在

(2) 障がいのある人の状況

障害者手帳所持者を全体でみると、平成24年度以降、年度ごとの増減はあるものの、概ね830人前後で推移しています。

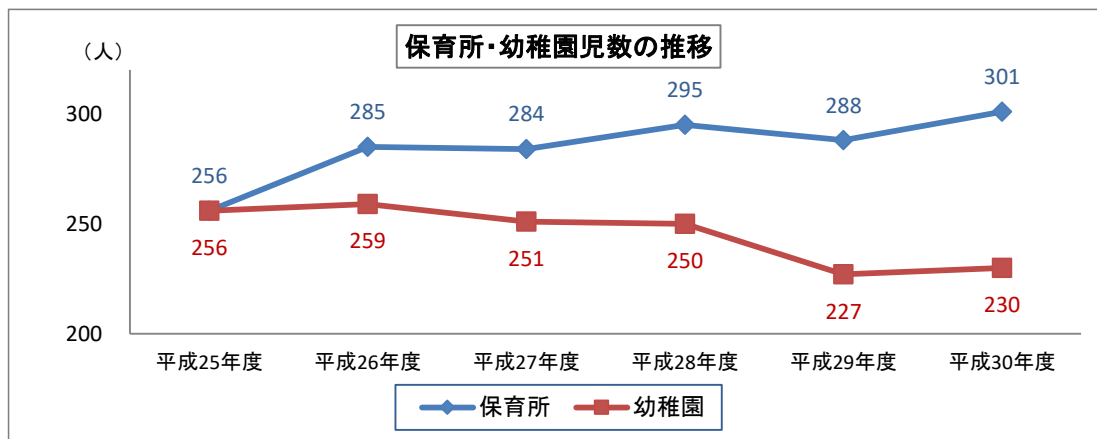
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、全ての障害者手帳において、特に大きな変化はみられません。



出典：芦屋町(住民課) 各年度3月31日現在

(3) 保育所・幼稚園児数の推移

町内の保育所に通う子どもは増加傾向にあり、平成30年度には301人となっています。幼稚園に通う子どもについては減少傾向にあり、平成30年度には230人となっています。

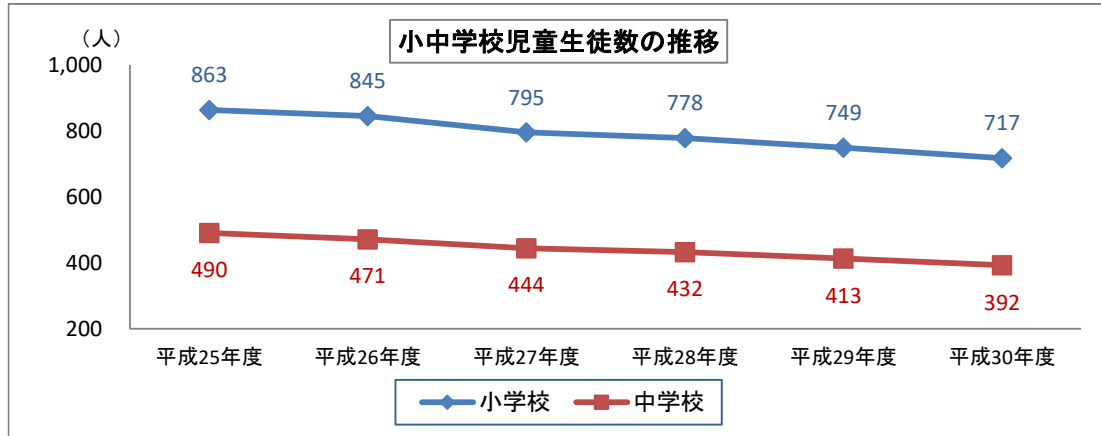


出典：保育所 芦屋町(健康・こども課) 各年度10月1日現在
幼稚園 芦屋町教育委員会(学校教育課)各年度5月1日現在

(4) 小中学校児童生徒数の推移

小学校の児童数は、平成 25 年度の 863 人から平成 30 年度の 717 人と年々減少傾向で推移しています。

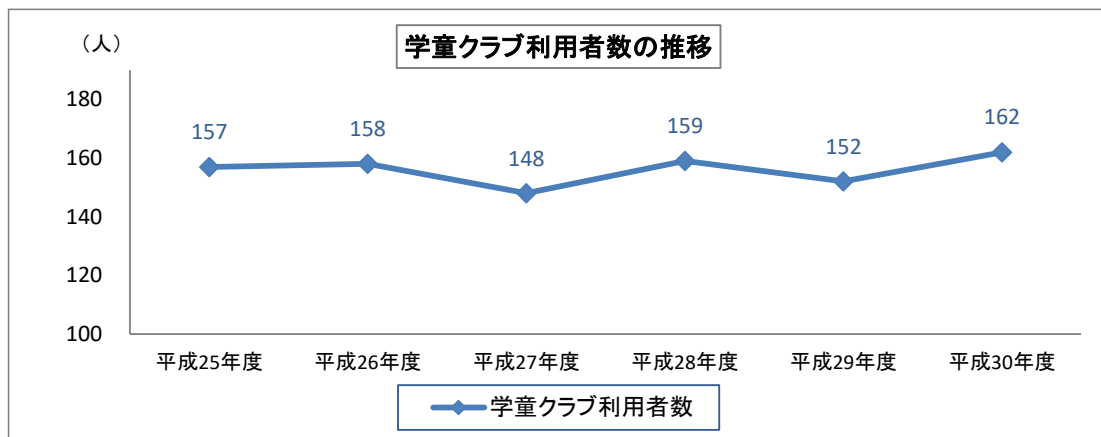
中学校の生徒数に関しても、平成 25 年度の 490 人から平成 30 年度の 392 人とこちらも年々減少傾向で推移しています。



出典：芦屋町教育委員会(学校教育課) 各年度 10 月 1 日現在

(5) 学童クラブ利用者数の推移

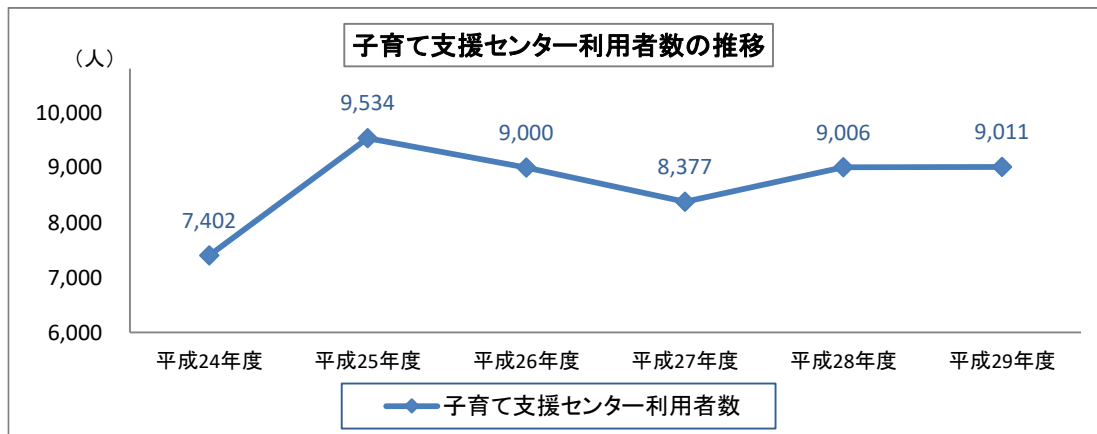
学童クラブの利用状況は、平成 25 年度以降、年度ごとの増減はあるものの、概ね 160 人前後で推移しています。



出典：芦屋町(健康・こども課) 各年度 10 月 1 日現在

(6) 子育て支援センター利用者数の推移

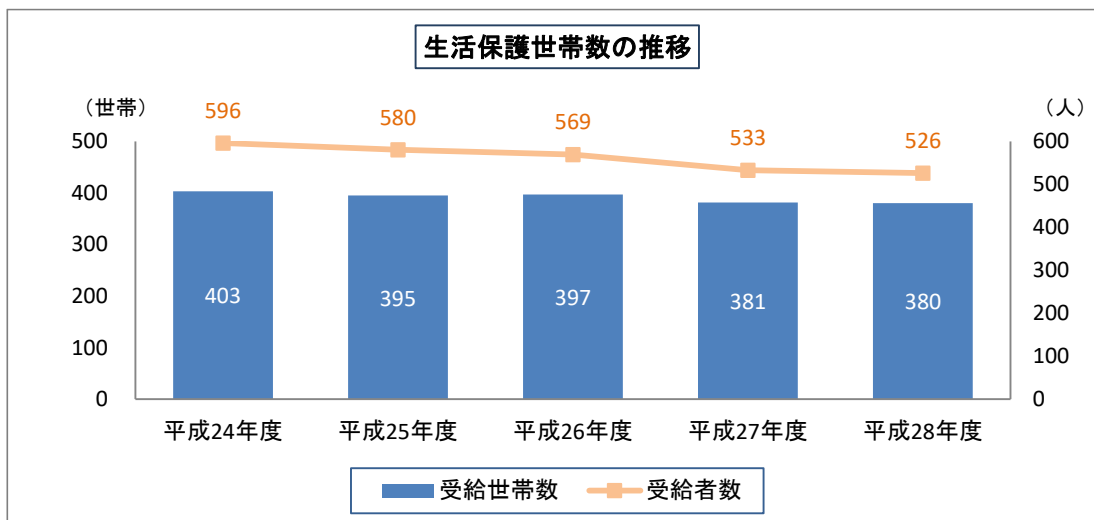
子育て支援センターの延べ利用者数は、平成 25 年度 9,534 人をピークに減少していましたが、平成 28 年度以降は増加しており、9,000 人／年以上の利用があります。



出典：芦屋町(健康・こども課) 年間合計

3 生活保護世帯の状況

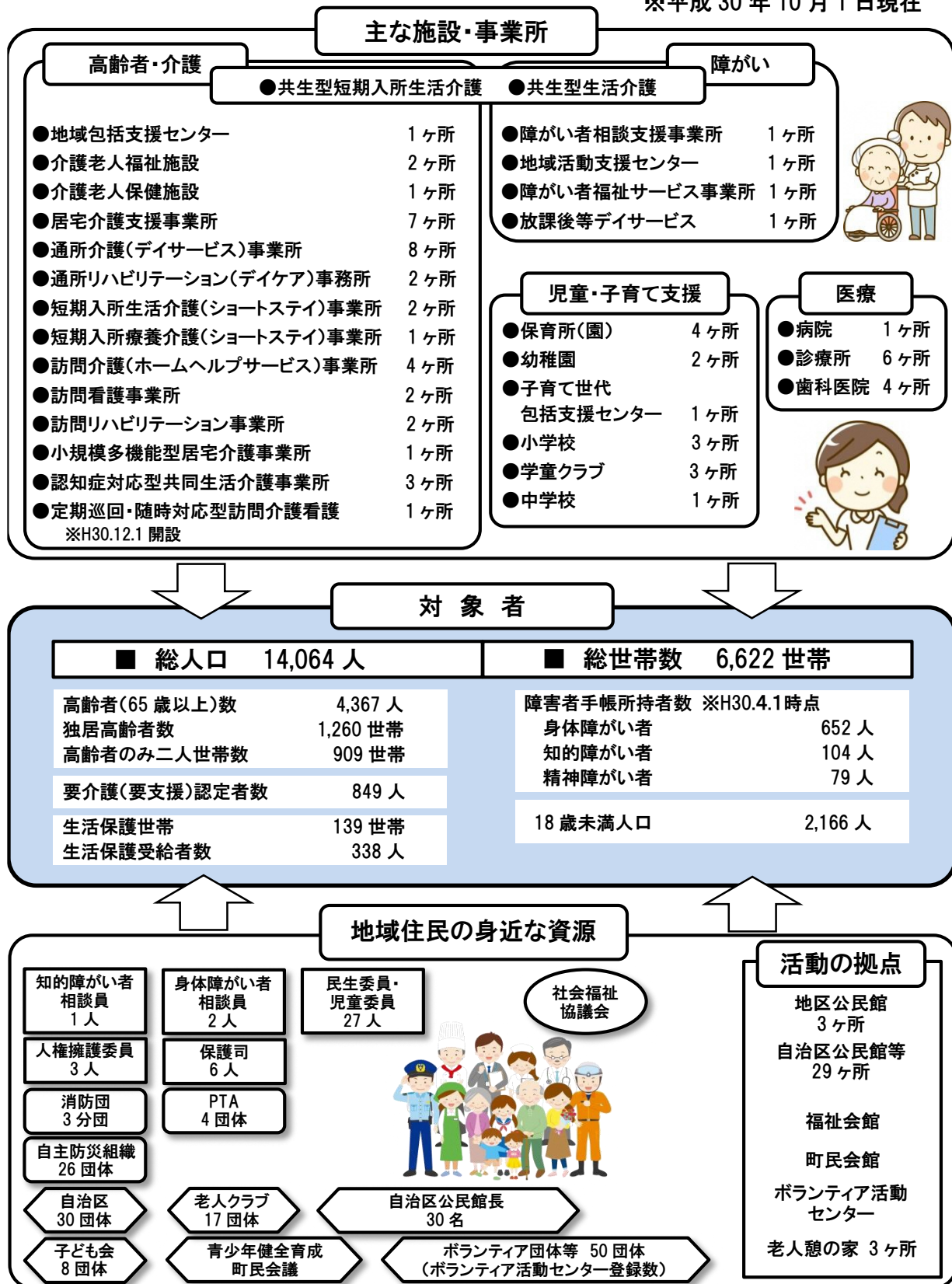
生活保護の受給状況については、平成 24 年度以降、受給世帯数、受給者数ともにおおむね減少傾向で推移しています。



出典：福岡県

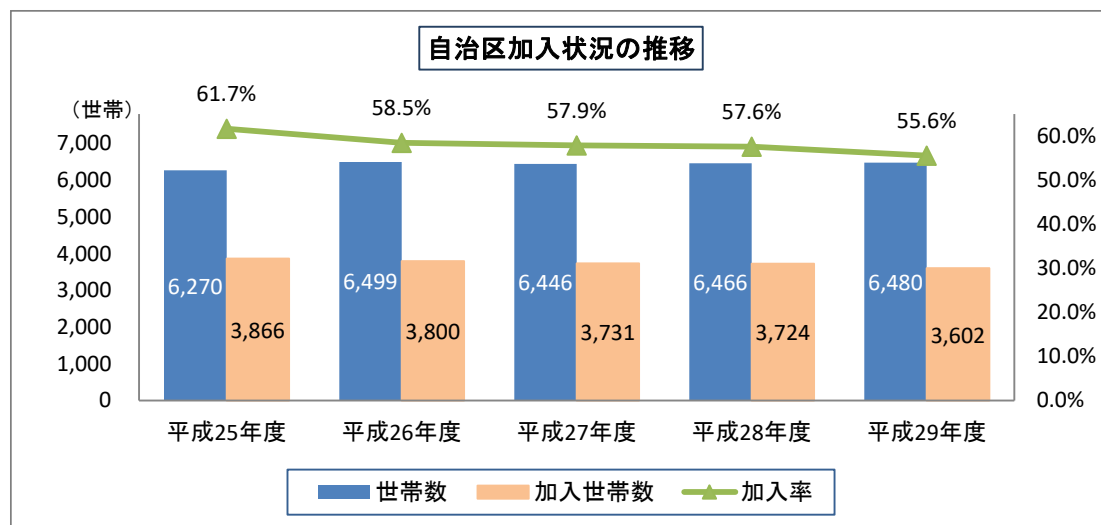
4 町内の主な社会資源の状況

※平成 30 年 10 月 1 日現在

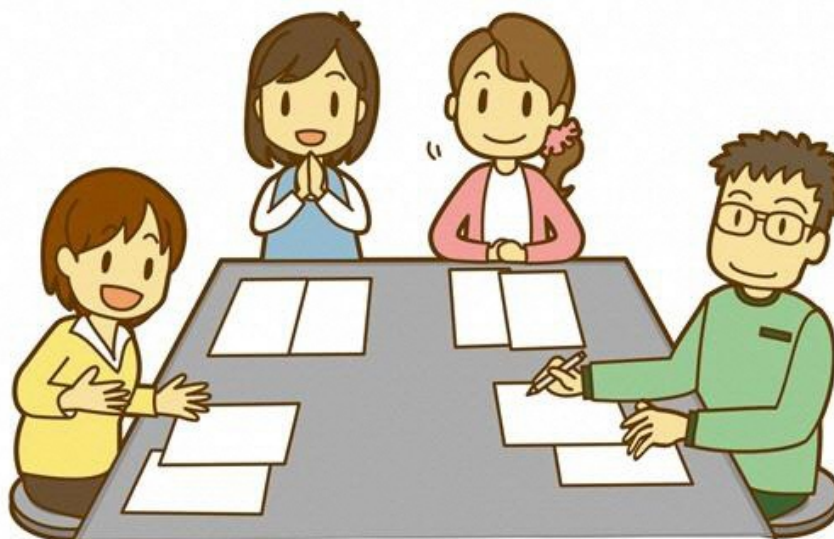


5 自治区加入の状況

自治区への加入率は、減少傾向にあり、平成 25 年度には 61.7%であったものが、平成 29 年度には 55.6%まで減少しています。加入世帯数も同様に 3,866 世帯から 3,602 世帯となり、264 世帯減少しています。



出典：芦屋町（環境住宅課） 世帯数 各年度 3 月 31 日現在
加入世帯数 各年度 4 月時点



第3章 地域福祉を進める上での町の課題

第3章 地域福祉をすすめる上での町の課題

1 住民意識調査から見た課題

(1) 調査概要

① 調査目的

本調査は、「芦屋町地域福祉計画」を策定するにあたり、地域福祉推進についての住民の意識や意向を把握し、今後の福祉施策を展開するための基礎資料とするために実施しました。

② 調査の概要

- 調査対象者 芦屋町にお住いの20歳以上の方の中から1,500人を無作為抽出
- 調査方法 郵送による調査票配布、回収調査
- 調査時期 平成30年8月5日～20日

③ 回収結果

調査対象者数	回収数	回収率
1,500	617	41.1%

④集計上の注意

- 端数処理の関係上、構成比(%)の計が100%とならないことがあります。
- 図表の構成比(%)は小数第2位以下を四捨五入したものです。
- 複数回答の設問は、すべての構成比(%)を合計すると100%を超える場合があります。
- 図中の“n=”は、各設問の対象者数を表しています。
- 表の上段は構成比、下段は回答数を表しています。

(2) 調査結果

住民意識調査結果から、芦屋町の地域福祉をすすめる上での課題を整理しました。

① 回答者の属性

アンケート調査の回答者をみると、「男性」より「女性」が多くなっており、年齢では「70歳以上」の高齢者が最も多く全体の4分の1近くを占めます。

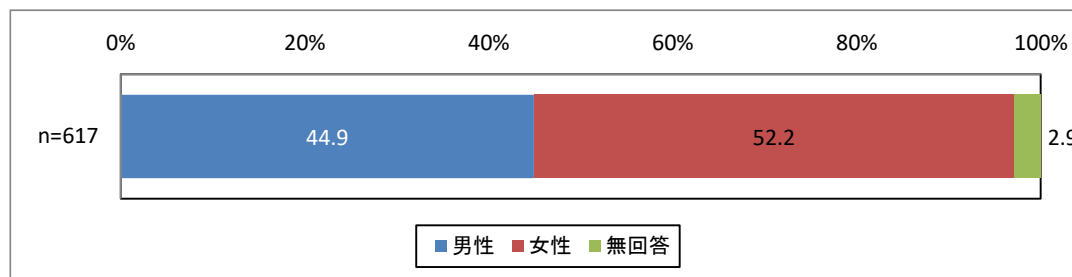
家族構成は「二世世代世帯（親と子）」が最も多く半数近くを占めますが、「ひとり暮らし（単身）」の方が全体の1割強となっています。

居住年数は、「30年以上」居住されている方が全体の7割以上を占めています。

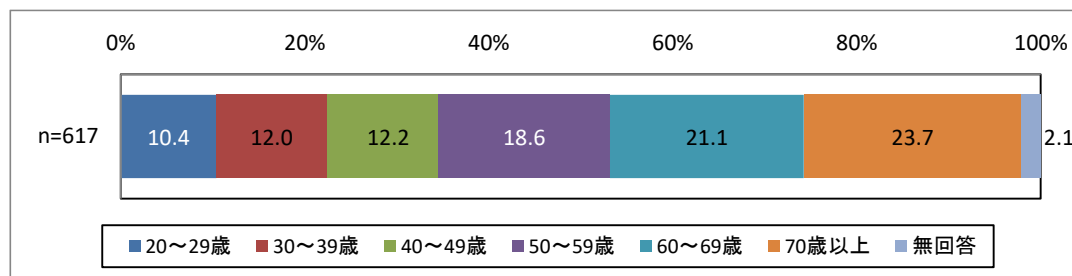
自治区の加入状況は70.5%と全体の7割以上を占めますが、平成25年に実施した前回調査（以下「前回調査」と記します）より1ポイント減少しています。

核家族化の進展により、今後、家族だけでは必要な支援を充足できない世帯が増加していくことが見込まれますので、有効な支援体制を構築していく必要があります。

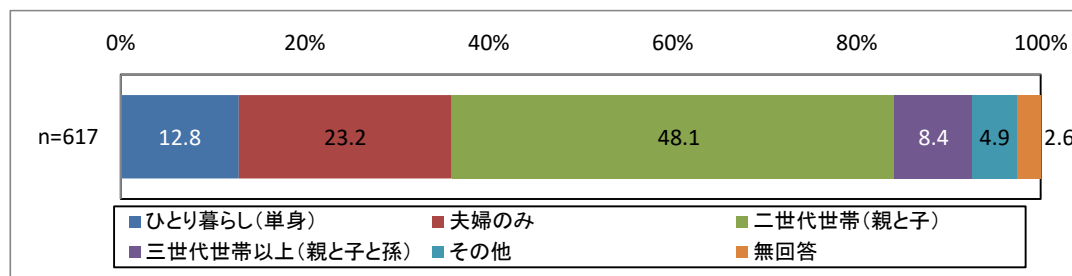
○性別



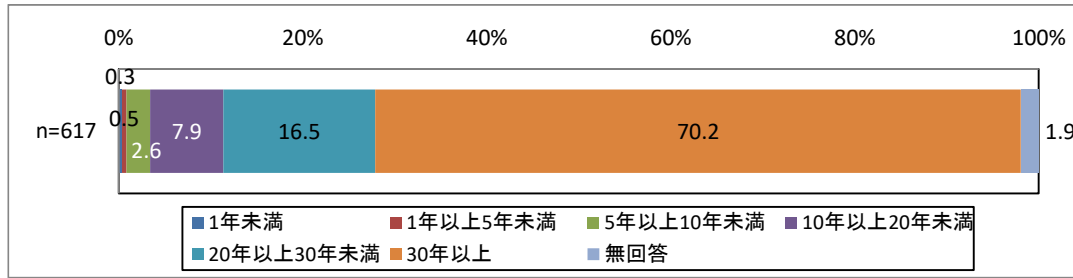
○年齢



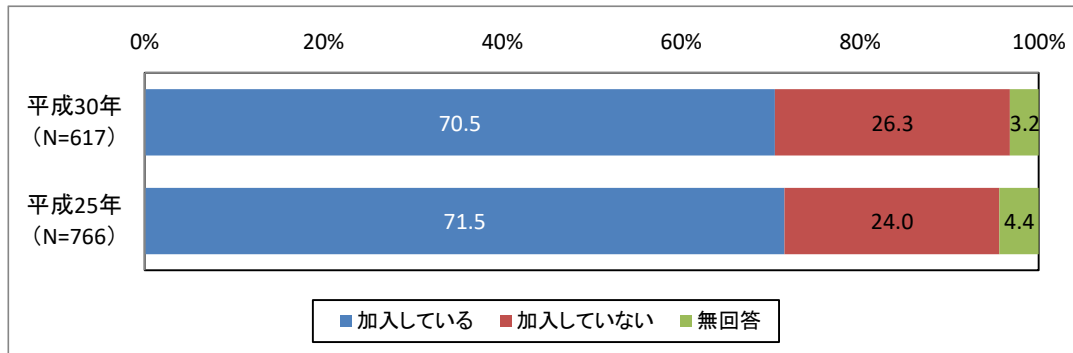
○家族構成



○居住年数



○自治区の加入状況

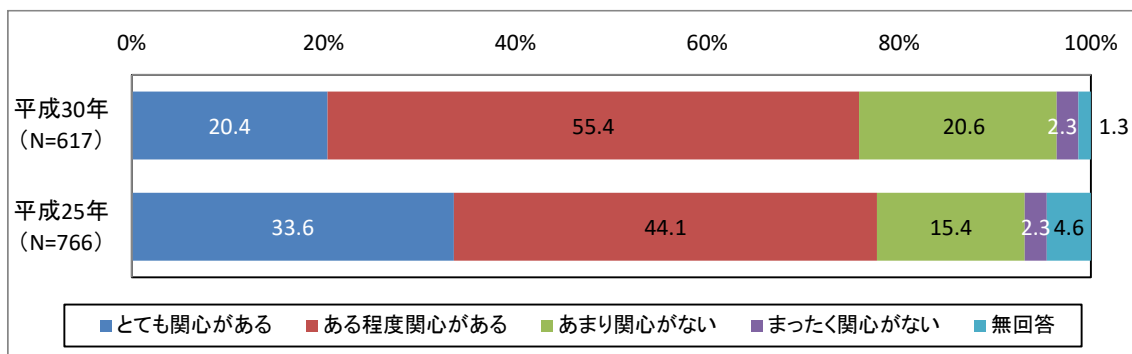


② 「福祉」について

福祉への関心度については、「とても関心がある」と「やや関心がある」をあわせた『関心がある』人の割合が75.8%となっており、福祉への関心がある人が多くなっていますが、「とても関心がある」だけをみると前回調査より13.2ポイント減少しています。また、「あまり関心がない」とした回答が若い世代に多くみられます。理解を深めるために必要な機会を問う設問への解答で、『福祉についての学び』が多数を占めていることから、福祉への関心を高めるための学習会や講演会等の取り組みが必要となってきます。

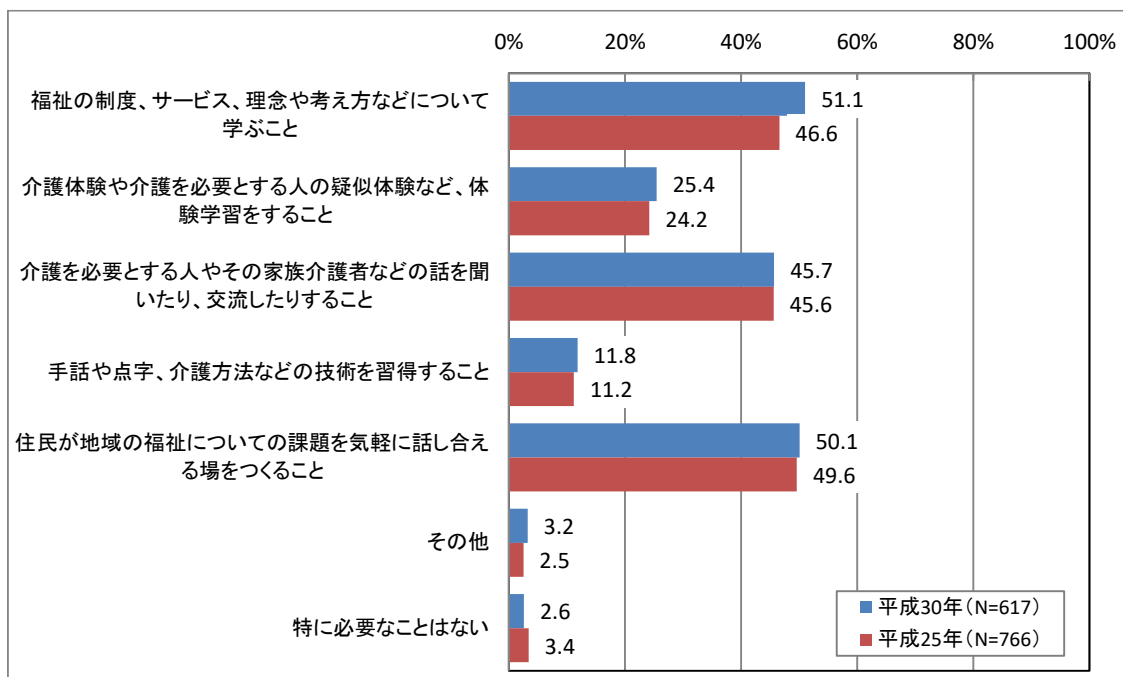
福祉のあり方についての考え方では、「福祉は、行政と住民が協力しながら、地域で支え合う組織づくりをすべき」の割合が76.0%と最も高く、前回調査より14.1ポイント増加しています。また、生活課題に対する住民同士の助け合いや支え合いの必要性では、「とても必要だと思う」と「ある程度必要だと思う」をあわせた『必要だと思う』の回答が9割近くとなっており、地域での支え合いや助け合いが重要視されている現状がみられます。

○福祉への関心度

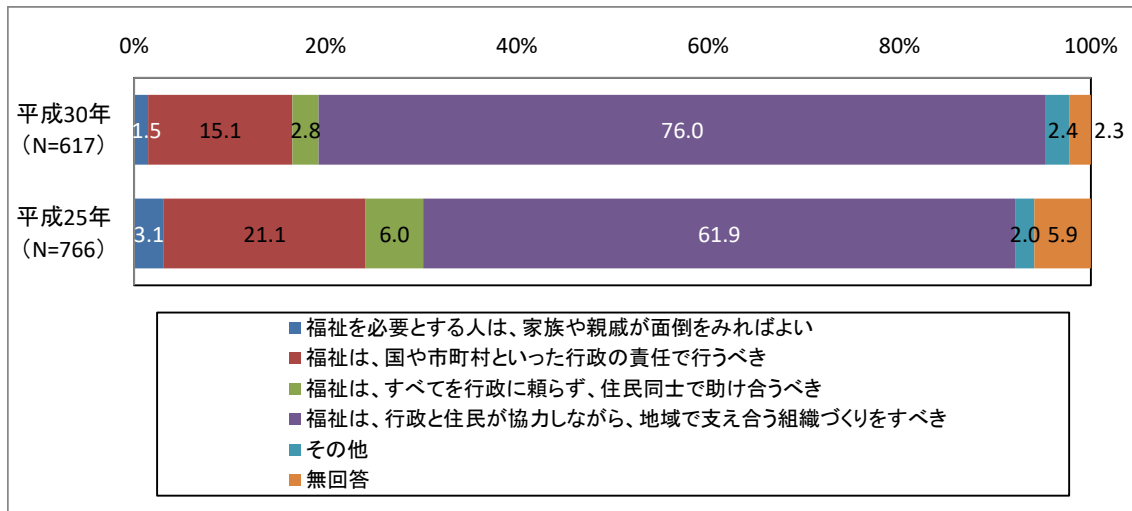


属性	区分	全体	とても 関 心 が あ る	あ る 程 度 関 心 が あ る	あ ま り 関 心 が な い	ま っ た く 関 心 が な い	無 回 答
性別	男性	100.0 277	17.0 47	53.1 147	24.5 68	4.0 11	1.4 4
	女性	100.0 322	22.7 73	57.5 185	17.7 57	0.9 3	1.2 4
年齢	20～29歳	100.0 64	14.1 9	45.3 29	37.5 24	3.1 2	0.0 0
	30～39歳	100.0 74	17.6 13	48.6 36	31.1 23	1.4 1	1.4 1
	40～49歳	100.0 75	14.7 11	57.3 43	24.0 18	2.7 2	1.3 1
	50～59歳	100.0 115	18.3 21	60.9 70	16.5 19	2.6 3	1.7 2
	60～69歳	100.0 130	21.5 28	56.9 74	17.7 23	1.5 2	2.3 3
	70歳以上	100.0 146	26.7 39	56.8 83	13.0 19	2.7 4	0.7 1

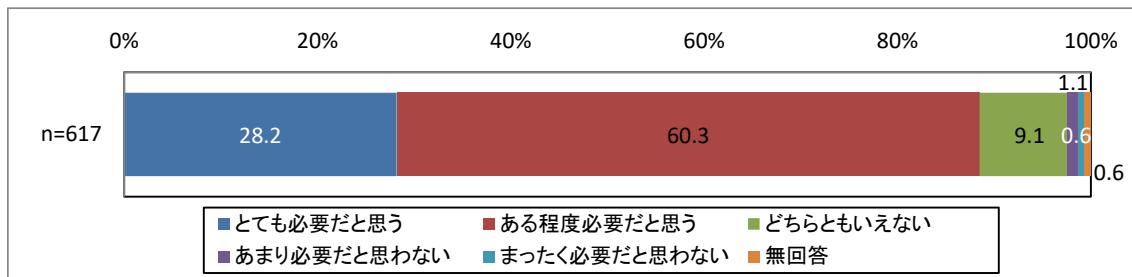
○福祉についての理解を深めるために必要な機会



○福祉のあり方



○生活課題に対する住民同士の助け合いや支え合いの必要性



③ 地域での生活について

近所づきあいの状況では、前回調査と比較して「親しくおつきあいしている」が減少、「あまり親しくおつきあいしていない」が増加しており、近所づきあいの希薄化がみられます。

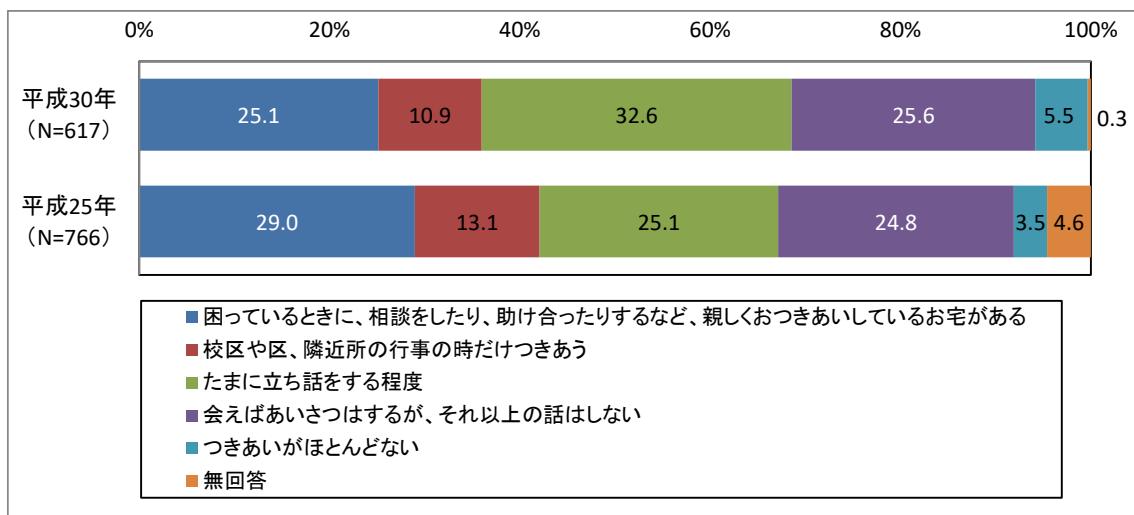
特に、「居住年数が少ない方」「自治区に加入していない方」は、「親しくおつきあいしている」割合が非常に低いことから、こういった方々の近所づきあいが大切になってきます。

近所づきあいが無い理由としては、「あまり知らないから」「かかわる機会や時間がないから」などの割合が高くなっています。

一方、地域での人と人のかかわりについては、「隣近所の人とはつきあいを大切にしたい」「地域を良くする活動をみんなで協力し合っていきたい」が高く、近所での活動や行事などの機会を、より多くの人に参加しやすい時間帯や場所で開催するなどの工夫をすること等により、近所づきあいを深めることができるのではないかと考えられます。

「日常生活上の支援が必要になったとき地域の人にしてほしい支援」「日常生活上困っている人がいた場合にできると思う支援」とともに、「安否確認の声かけ」「災害時の手助け」などが上位を占めていることから、支援してほしい方と支援できる方をうまく繋げていくことができるような施策や取り組みが必要だと考えられます。

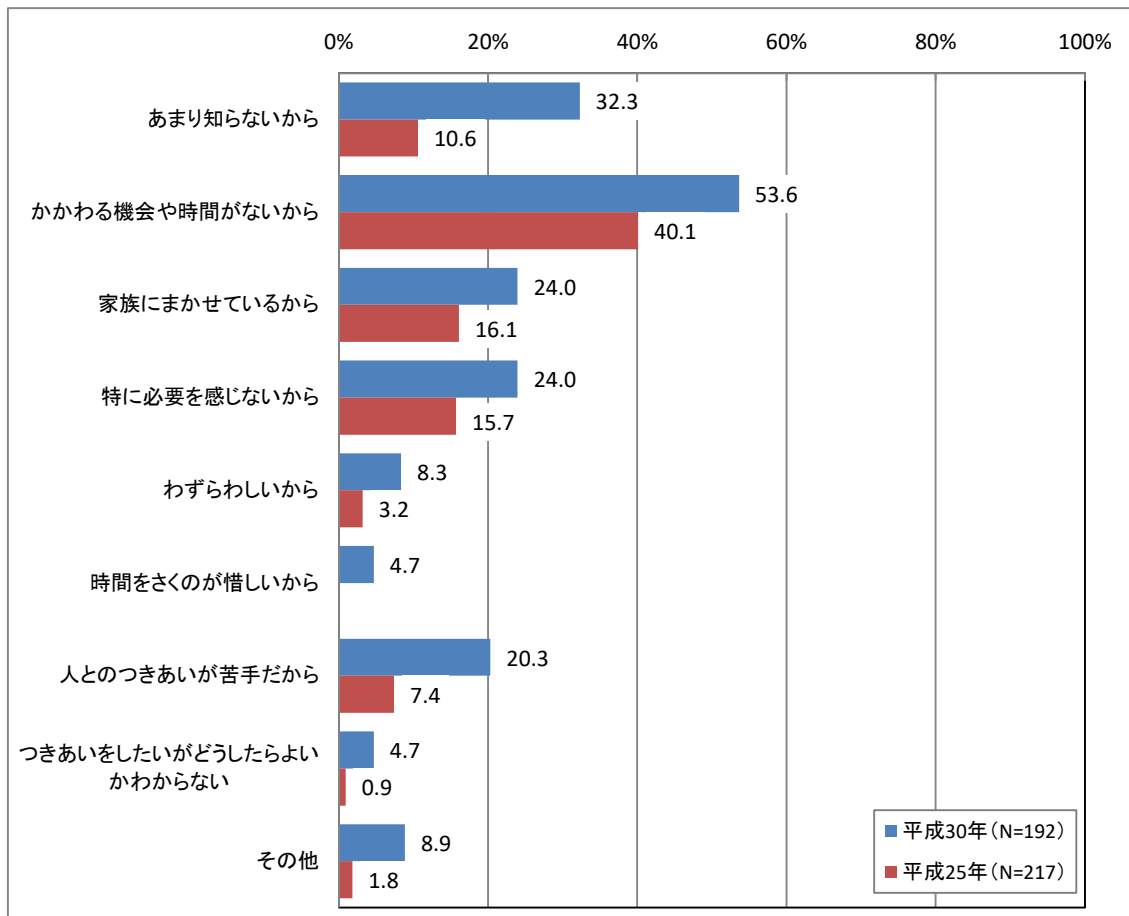
○近所づきあいの状況



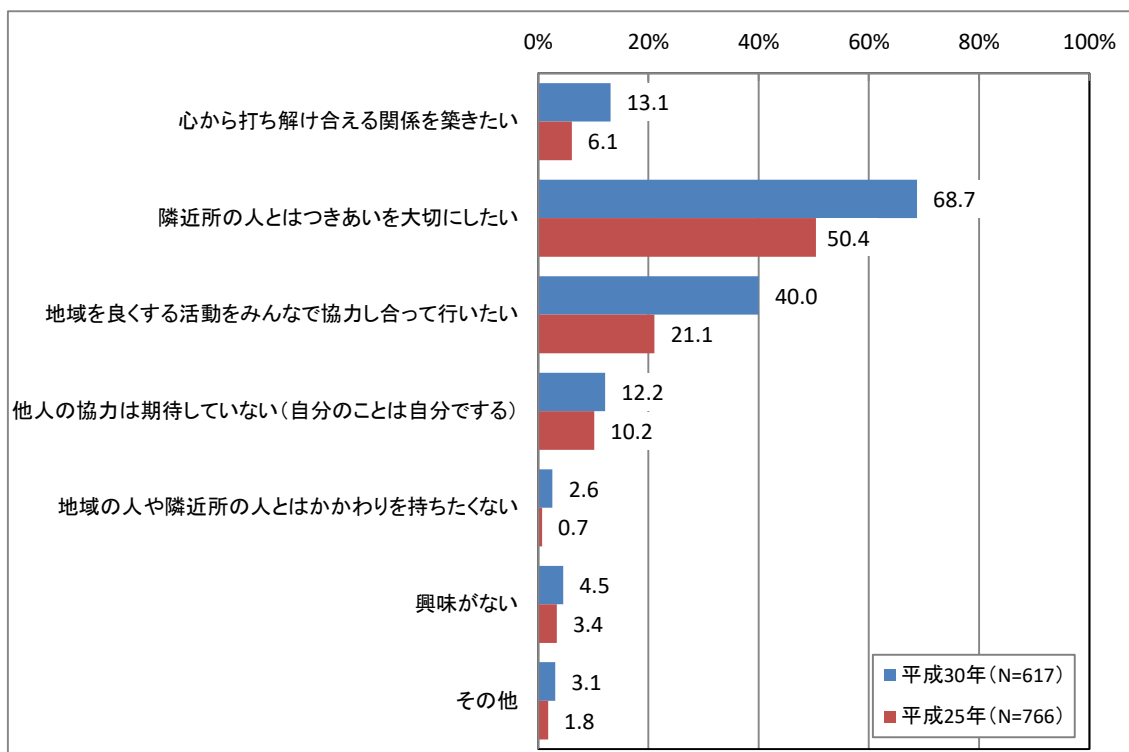
属性	区分	全体	な し 困 り な い 時 に は あ い さ つ は し る が 、 それ 以上 の 話 は し な い	校 区 や 区 、 隣 近 所 の 行 事 の 時 だけ つ き あ う	た ま に 立 ち 話 を す る 程 度	会 え ば あ い さ つ は し る が 、 それ 以上 の 話 は し な い	つ き あ い が ほ と ん ど な い	無 回 答
居住 年 数	1年未満	100.0 2	0.0 0	0.0 0	0.0 0	50.0 1	50.0 1	0.0 0
	1年以上5年未満	100.0 3	0.0 0	0.0 0	33.3 1	66.7 2	0.0 0	0.0 0
	5年以上10年未 満	100.0 16	31.3 5	0.0 0	37.5 6	25.0 4	6.3 1	0.0 0
	10年以上20年未 満	100.0 49	14.3 7	12.2 6	34.7 17	28.6 14	10.2 5	0.0 0
	20年以上30年未 満	100.0 102	11.8 12	7.8 8	30.4 31	45.1 46	4.9 5	0.0 0
	30年以上	100.0 433	29.6 128	11.8 51	32.8 142	20.6 89	4.8 21	0.5 2
自治 区	加入している	100.0 435	29.9 130	13.3 58	29.0 126	23.7 103	3.7 16	0.5 2
	加入していない	100.0 162	13.6 22	3.7 6	42.6 69	32.1 52	8.0 13	0.0 0

○つきあいがない理由

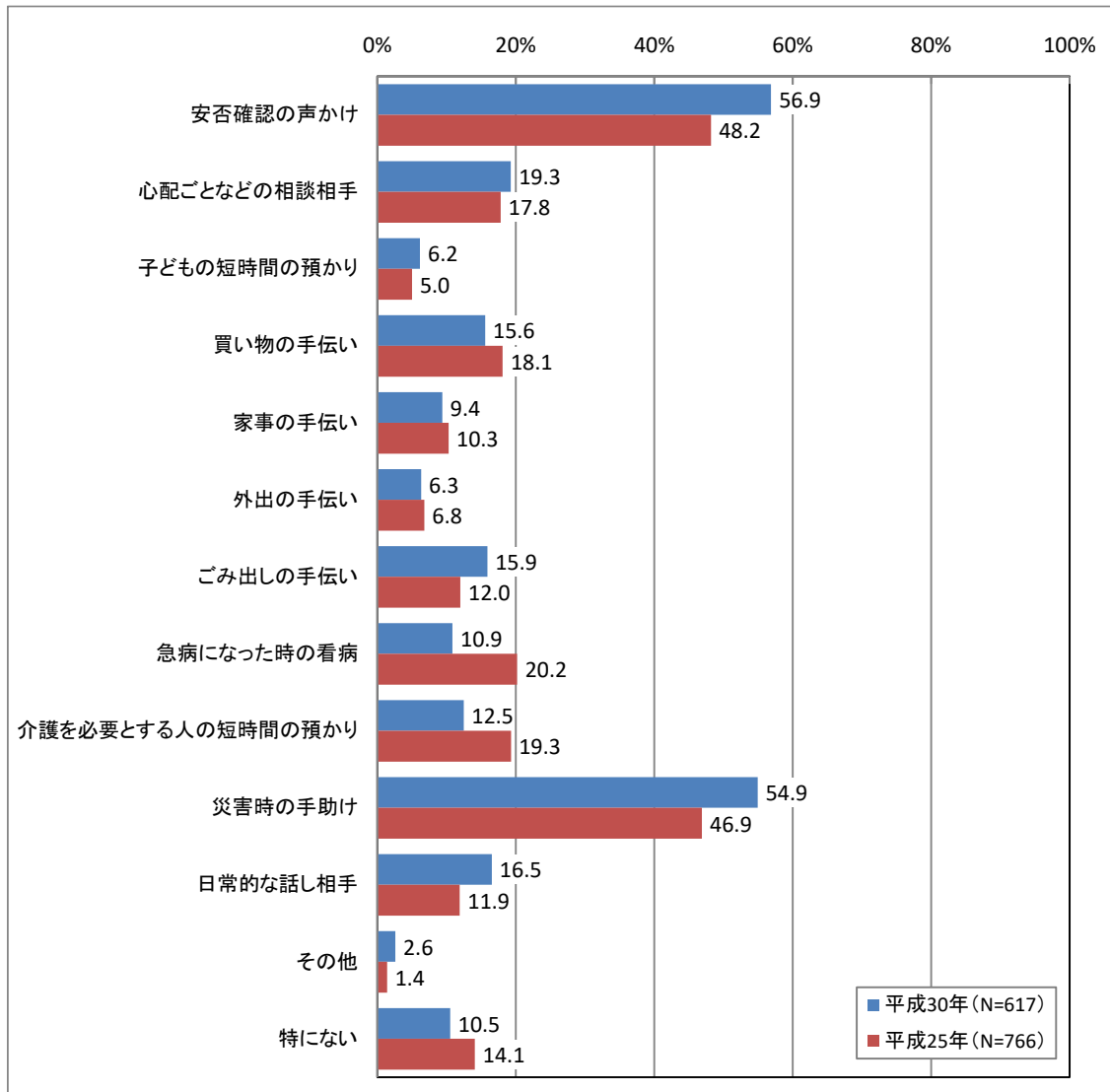
「近所づきあいの状況」で「会えばあいさつはするが、それ以上の話はしない」「つきあいがほとんどない」と回答した方



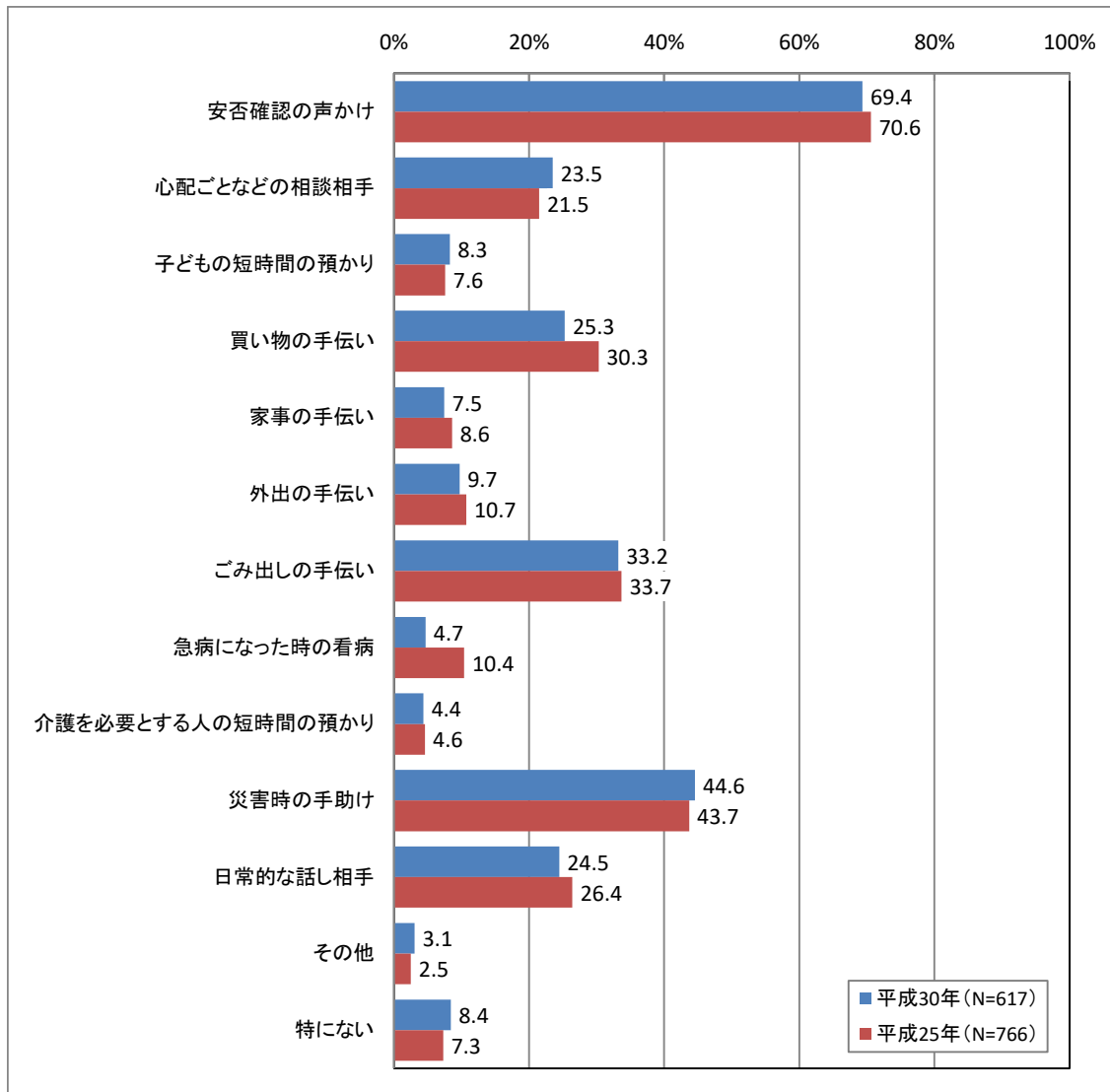
○地域での人と人とのかかわりについて近い考え



○支援してほしいこと



○支援できること



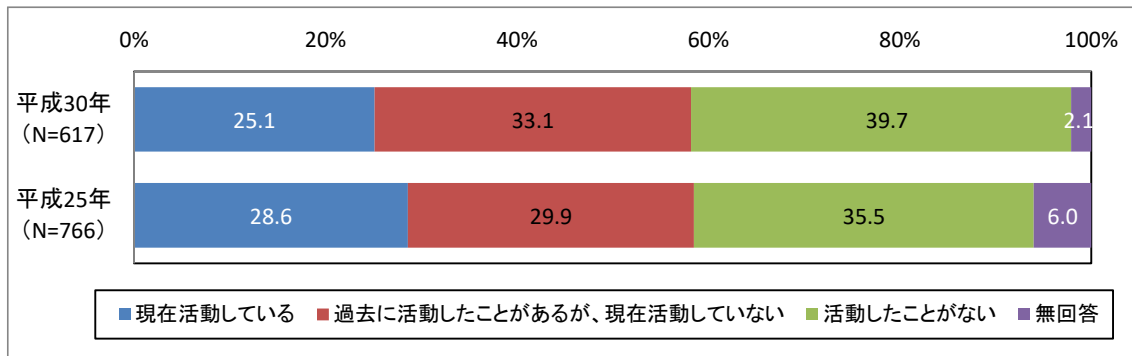
④ 地域活動や福祉に関するボランティア活動について

地域活動やボランティア活動の参加状況では、前回調査と比較して「現在活動している」と回答した割合が減少、「活動したことがない」割合が若干増加しており、地域活動やボランティア活動の参加の減少がみられます。特に、「20～40 歳代」の若い世代で「活動したことがない」が高くなっています。活動をしない理由としては、「30～50 歳代」で「勤務などの都合で機会がない」、「20～30 歳代」で「時間がない」が高くなっています。

一方、地域活動やボランティア活動の参加意向では、「機会があれば参加したい」が34.4%で最も多くなっており、「30～40 歳代」「60 歳代」で特に多くなっています。

参加意向を持っている人を、実際の活動の担い手につなげていくために、活動日時や場所などを工夫するとともに、多様な活動形態を用意し、誰もが可能な範囲で地域活動やボランティア活動に参加しやすい環境を整えることが必要です。

○地域活動やボランティア活動の参加状況



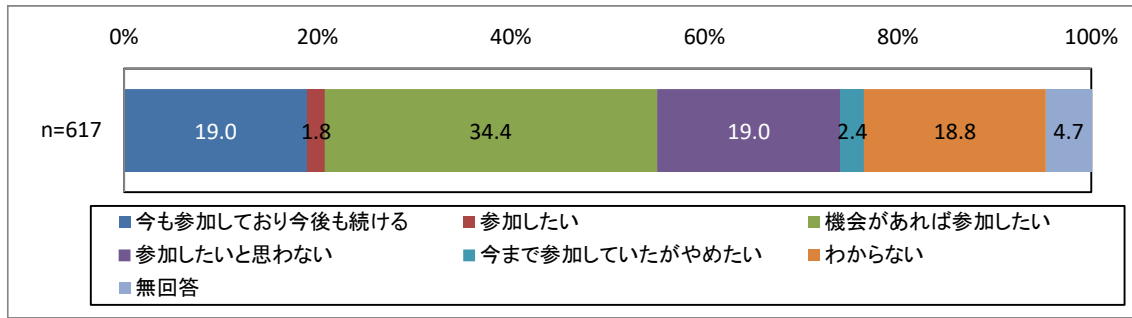
属性	区分	全体	現在活動している	過去に活動したことがあるが、現在活動していない	活動したことがない	無回答
年齢	20～29歳	100.0 64	15.6 10	35.9 23	46.9 30	1.6 1
	30～39歳	100.0 74	20.3 15	31.1 23	48.6 36	0.0 0
	40～49歳	100.0 75	13.3 10	30.7 23	54.7 41	1.3 1
	50～59歳	100.0 115	27.0 31	36.5 42	36.5 42	0.0 0
	60～69歳	100.0 130	27.7 36	32.3 42	37.7 49	2.3 3
	70歳以上	100.0 146	34.2 50	32.9 48	27.4 40	5.5 8

○地域活動やボランティア活動をしない理由

「地域活動やボランティア活動の参加状況」で「現在活動していない」「活動したことがない」と回答した方

属性	区分	全体	勤務などの都合で機会がない	引越して間もない	参加方法がわからない	時間がない	興味がない	家の人が気にする	体調がすぐれない	知り合いがいない	いやな思いをしたくない	役が回ってこない	自治区に入っていない	その他
年齢	20～29歳	100.0 53	49.1 26	1.9 1	7.5 4	37.7 20	22.6 12	0.0 0	3.8 2	9.4 5	1.9 1	0.0 0	5.7 3	7.5 4
	30～39歳	100.0 59	55.9 33	1.7 1	8.5 5	33.9 20	10.2 6	1.7 1	6.8 4	15.3 9	11.9 7	1.7 1	11.9 7	3.4 2
	40～49歳	100.0 64	50.0 32	4.7 3	3.1 2	29.7 19	12.5 8	1.6 1	12.5 8	10.9 7	4.7 3	0.0 0	17.2 11	1.6 1
	50～59歳	100.0 84	52.4 44	1.2 1	0.0 0	32.1 27	17.9 15	0.0 0	8.3 7	3.6 3	7.1 6	4.8 4	14.3 12	10.7 9
	60～69歳	100.0 91	31.9 29	0.0 0	6.6 6	25.3 23	8.8 8	2.2 2	20.9 19	5.5 5	3.3 3	3.3 3	20.9 19	7.7 7
	70歳以上	100.0 88	8.0 7	0.0 0	4.5 4	11.4 10	8.0 7	5.7 5	34.1 30	8.0 7	10.2 9	1.1 1	19.3 17	14.8 13

○地域活動やボランティア活動の参加意向



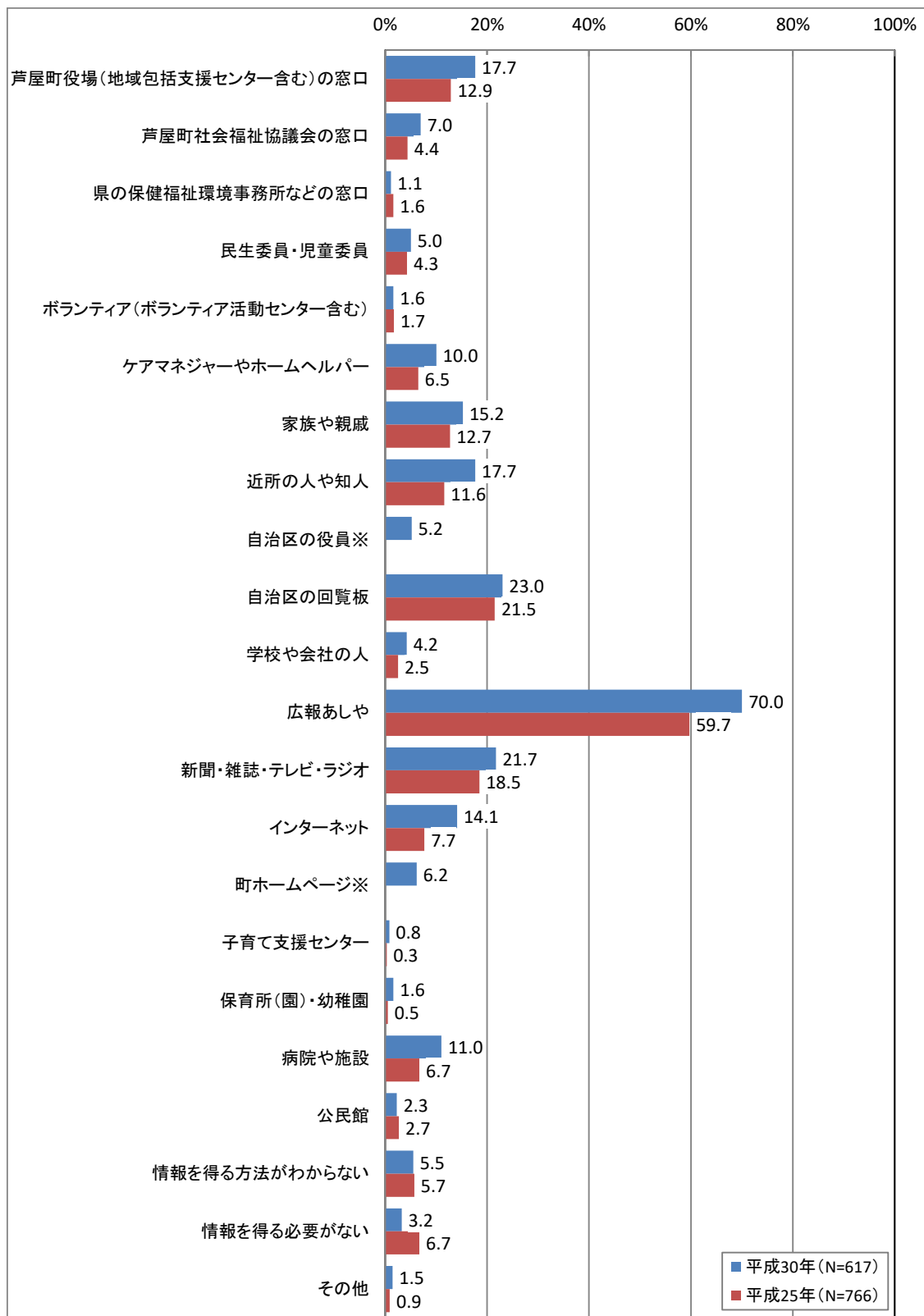
属性	区分	全体	今も参加しており今後も続ける	参加したい	機会があれば参加したい	参加したいと思わない	今まで参加していたがやめたい	わからない	無回答
年齢	20～29歳	100.0 64	10.9 7	1.6 1	35.9 23	17.2 11	0.0 0	31.3 20	3.1 2
	30～39歳	100.0 74	10.8 8	0.0 0	39.2 29	20.3 15	4.1 3	23.0 17	2.7 2
	40～49歳	100.0 75	6.7 5	2.7 2	41.3 31	17.3 13	1.3 1	29.3 22	1.3 1
	50～59歳	100.0 115	22.6 26	2.6 3	33.0 38	24.3 28	1.7 2	14.8 17	0.9 1
	60～69歳	100.0 130	16.9 22	0.8 1	44.6 58	17.7 23	0.0 0	16.9 22	3.1 4
	70歳以上	100.0 146	32.2 47	2.1 3	18.5 27	17.1 25	6.2 9	11.6 17	12.3 18

⑤ 福祉サービスについて

「福祉サービス」に関する情報の入手先では、「広報あしや」との回答が7割で最も多く、前回調査と比較して「広報あしや」「芦屋町役場の窓口」「インターネット」などの割合が若干増加しています。年代別でみると、「町ホームページ」を選択した人では「30歳代」が多く、「インターネット」では年齢が低くなるほど多くなっています。このことから、若い人への広報・啓発手段として、ホームページなどのインターネット媒体の利用が有効だと考えられますので、それらを充実させる必要があります。

「福祉サービス」の利用が必要となった時の相談先としては、「芦屋町役場等の公的機関」が68.4%で最も多くなっており、前回調査と比較して5.7ポイント増加しています。

○「福祉サービス」に関する情報の入手先

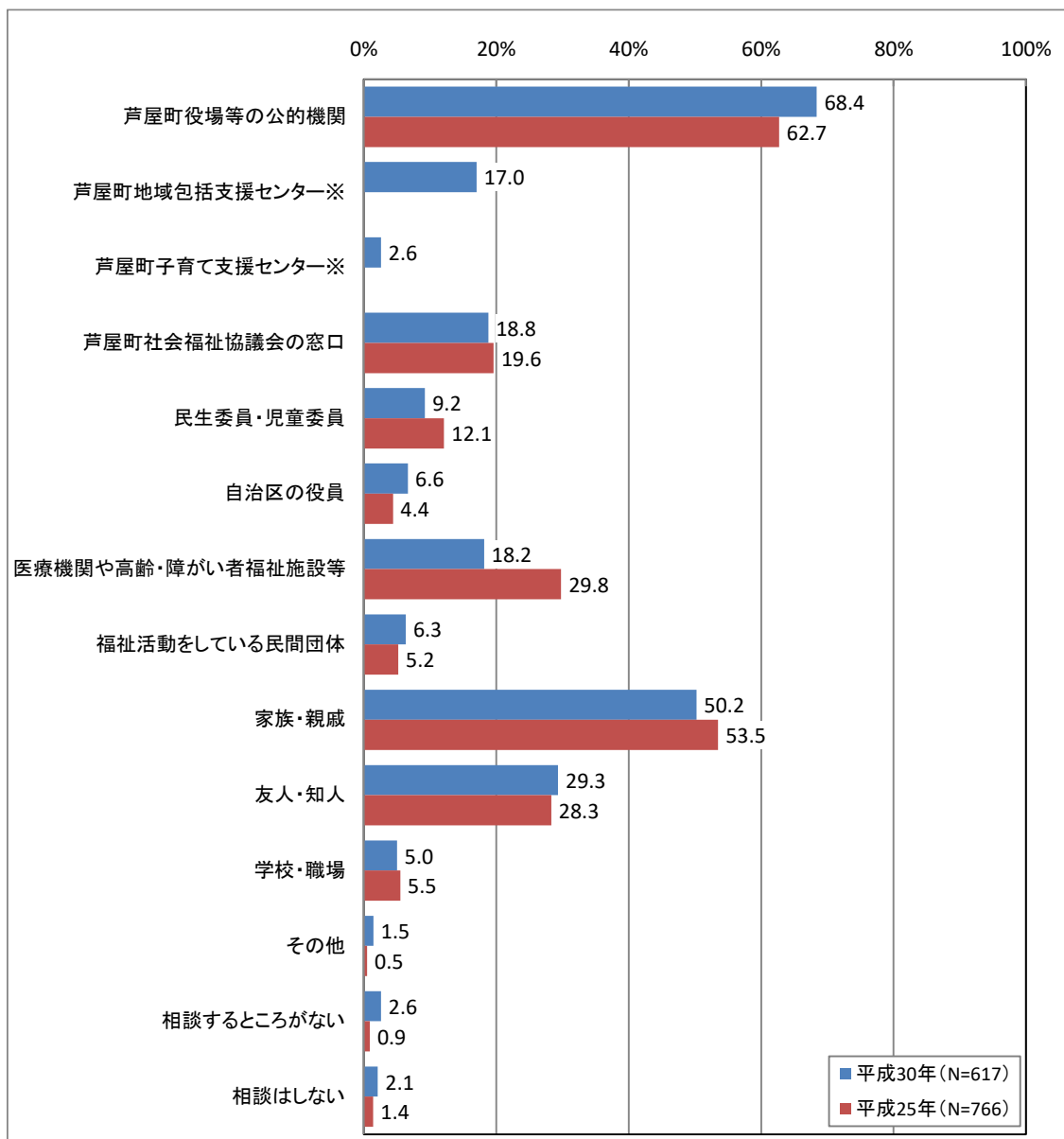


「※」の項目は今回調査で追加した項目

属性	区分	全体	芦屋町役場（地域包括支援センター含む）の窓口	芦屋町社会福祉協議会の窓口	県の保健福祉環境事務所の窓口	民生委員・児童委員	ボランティア活動センター（ボランティア含む）	ケアマネジャーやホームヘルパー	家族や親戚	近所の人や知人	自治区の役員	自治区の回覧板	学校や会社の人
性別	男性	100.0 277	18.4 51	5.1 14	1.1 3	4.7 13	1.1 3	7.6 21	15.9 44	14.4 40	6.1 17	20.9 58	3.6 10
	女性	100.0 322	17.1 55	8.7 28	1.2 4	5.6 18	2.2 7	12.1 39	14.9 48	20.5 66	4.7 15	24.5 79	5.0 16
年齢	20～29歳	100.0 64	10.9 7	3.1 2	0.0 0	1.6 1	0.0 0	0.0 0	26.6 17	10.9 7	1.6 1	10.9 7	3.1 2
	30～39歳	100.0 74	9.5 7	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	5.4 4	13.5 10	14.9 11	0.0 0	14.9 11	9.5 7
	40～49歳	100.0 75	20.0 15	8.0 6	0.0 0	0.0 0	0.0 0	10.7 8	22.7 17	14.7 11	1.3 1	20.0 15	9.3 7
	50～59歳	100.0 115	13.9 16	5.2 6	0.9 1	3.5 4	1.7 2	12.2 14	13.0 15	11.3 13	4.3 5	22.6 26	7.8 9
	60～69歳	100.0 130	26.9 35	12.3 16	2.3 3	8.5 11	3.1 4	12.3 16	8.5 11	21.5 28	4.6 6	28.5 37	0.8 1
	70歳以上	100.0 146	18.5 27	8.2 12	2.1 3	10.3 15	2.7 4	13.0 19	16.4 24	24.7 36	13.0 19	29.5 43	0.0 0

属性	区分	全体	広報あしや	新聞・雑誌・テレビ・ラジオ	インターネット	町ホームページ	子育て支援センター	保育所（園）・幼稚園	病院や施設	公民館	情報を得る方法がわからない	情報を得る必要がない	その他
性別	男性	100.0 277	65.0 180	21.3 59	15.5 43	7.9 22	0.0 0	0.4 1	7.9 22	1.8 5	5.8 16	4.7 13	0.7 2
	女性	100.0 322	74.5 240	22.4 72	12.7 41	4.7 15	1.6 5	2.8 9	13.7 44	2.5 8	5.3 17	2.2 7	1.9 6
年齢	20～29歳	100.0 64	51.6 33	12.5 8	23.4 15	6.3 4	0.0 0	0.0 0	3.1 2	0.0 0	14.1 9	6.3 4	1.6 1
	30～39歳	100.0 74	71.6 53	8.1 6	24.3 18	13.5 10	6.8 5	9.5 7	9.5 7	1.4 1	6.8 5	5.4 4	0.0 0
	40～49歳	100.0 75	76.0 57	17.3 13	22.7 17	6.7 5	0.0 0	1.3 1	17.3 13	0.0 0	5.3 4	2.7 2	2.7 2
	50～59歳	100.0 115	70.4 81	26.1 30	20.9 24	7.8 9	0.0 0	0.9 1	12.2 14	2.6 3	3.5 4	6.1 7	0.9 1
	60～69歳	100.0 130	75.4 98	29.2 38	4.6 6	3.8 5	0.0 0	0.8 1	13.8 18	1.5 2	4.6 6	1.5 2	1.5 2
	70歳以上	100.0 146	69.2 101	24.7 36	3.4 5	3.4 5	0.0 0	0.0 0	8.9 13	4.8 7	4.1 6	0.7 1	1.4 2

○「福祉サービス」の利用が必要となった時の相談先



「※」の項目は今回調査で追加した項目

⑥ 地域福祉に関わる機関や団体について

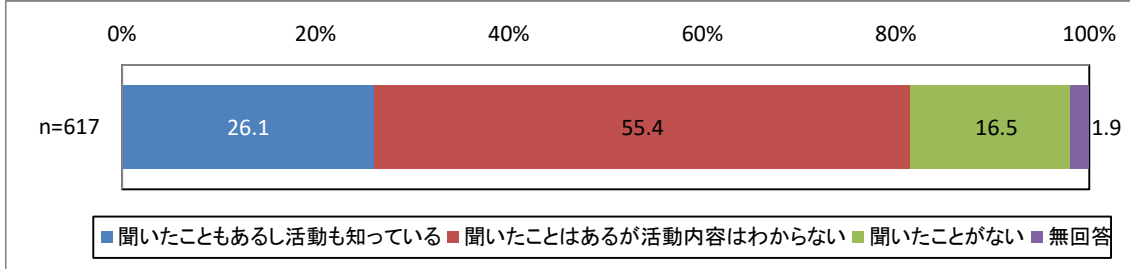
「社会福祉協議会」の活動内容に関して、「聞いたこともあるし活動も知っている」は26.1%、「民生委員・児童委員」の活動内容に関して、「聞いたこともあるし活動も知っている」は31.4%と、ともに3割前後となっています。また、どちらも「聞いたことがない」の割合は年齢が低くなるほど多くなり、若い方ほど活動内容を知らないという現状がみられます。

担当の「民生委員・児童委員」に関しては、「知っている」が42.0%、「知らない」が55.4%と「知らない」が半数以上を占めています。また、「知らない」の割合は年齢が低くなるほど多くなり、担当の「民生委員・児童委員」も若い方ほど知らないという結果になりました。

「社会福祉協議会、民生委員・児童委員」とともに、実際の活動に接する機会が多いと思われる高齢者ほど、活動内容への理解度が高くなっていることから、引き続き高齢者への周知を図るとともに、若年層に対しても積極的に活動内容を広報啓発し、全町的な理解を深める必要があります。

芦屋町には、地域福祉を推進するために、ボランティア活動の組織化や支援、福祉に関する広報活動、福祉に関する学習機会の提供などを行う団体として、「芦屋町社会福祉協議会」があります。

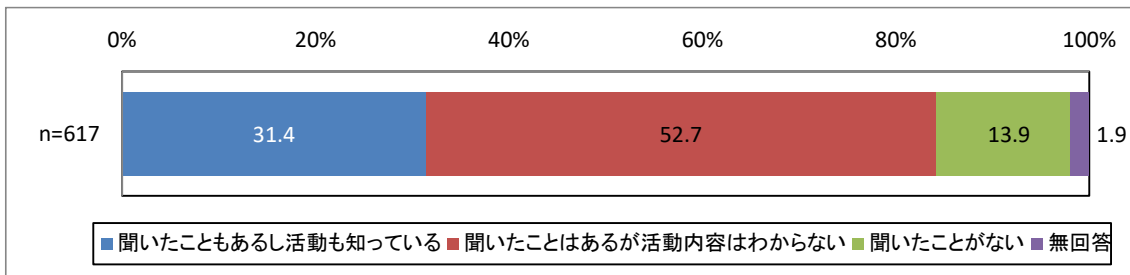
○「社会福祉協議会」の活動内容



属性	区分	全体	聞いたこともあるし活動も知っている	聞いたことはあるが活動内容はわからない	聞いたことがない	無回答
年齢	20～29歳	100.0 64	6.3 4	50.0 32	43.8 28	0.0 0
	30～39歳	100.0 74	10.8 8	58.1 43	31.1 23	0.0 0
	40～49歳	100.0 75	17.3 13	57.3 43	24.0 18	1.3 1
	50～59歳	100.0 115	27.0 31	61.7 71	11.3 13	0.0 0
	60～69歳	100.0 130	28.5 37	61.5 80	7.7 10	2.3 3
	70歳以上	100.0 146	44.5 65	44.5 65	6.2 9	4.8 7

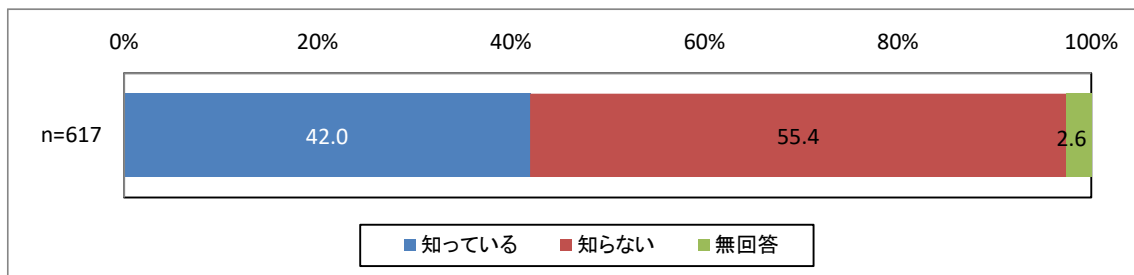
芦屋町には、地域ごとに「民生委員・児童委員」がいます。民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりのために、一人暮らし高齢者世帯の訪問活動など、様々な福祉活動を行っています。

○「民生委員・児童委員」の活動内容



属性	区分	全体	聞いたこともあるし活動も知っている	聞いたことはあるが活動内	聞いたことがない	無回答
年齢	20～29歳	100.0 64	9.4 6	42.2 27	48.4 31	0.0 0
	30～39歳	100.0 74	12.2 9	63.5 47	24.3 18	0.0 0
	40～49歳	100.0 75	21.3 16	64.0 48	13.3 10	1.3 1
	50～59歳	100.0 115	29.6 34	60.0 69	10.4 12	0.0 0
	60～69歳	100.0 130	42.3 55	48.5 63	6.2 8	3.1 4
	70歳以上	100.0 146	47.3 69	45.2 66	3.4 5	4.1 6

○住んでいる地域を担当する「民生委員・児童委員」



属性	区分	全体	知っている	知らない	無回答
年齢	20～29歳	100.0 64	7.8 5	92.2 59	0.0 0
	30～39歳	100.0 74	28.4 21	71.6 53	0.0 0
	40～49歳	100.0 75	30.7 23	66.7 50	2.7 2
	50～59歳	100.0 115	36.5 42	62.6 72	0.9 1
	60～69歳	100.0 130	53.8 70	43.1 56	3.1 4
	70歳以上	100.0 146	62.3 91	32.2 47	5.5 8

⑦ 災害時の避難について

災害時の避難に関して、「適切にできると思う」が60.1%と多くなっていますが、「適切にできないと思う」も36.5%と相当数いらっしゃいます。「できないと思う」は「女性」に多く、年齢では「20～40 歳代」の若い方に多いとした結果になりました。

これは、体力的な問題のほか、年代があがるほど防災グッズなどの日ごろからの備えを行っていることなどが影響している可能性もあることから、日ごろから非常時に備える意識の啓発を行っていく等の取り組みが必要です。

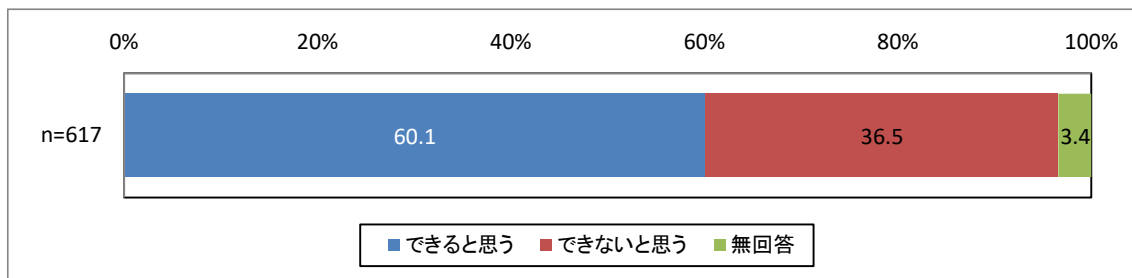
災害時に困ることとしては、「災害時の緊急の連絡方法や連絡先がわからない」が多くなっており、特に「20 歳代」「40 歳代」の比較的若い世代に多くみられます。

災害時の避難場所については、「知っている」が81.7%と前回調査より12.4ポイント多くなっているものの、こちらも年代が若くなるほど「知らない」が多くなっています。

また、ハザードマップに関しては、年代が若くなるほど「確認していない」が多くなっています。

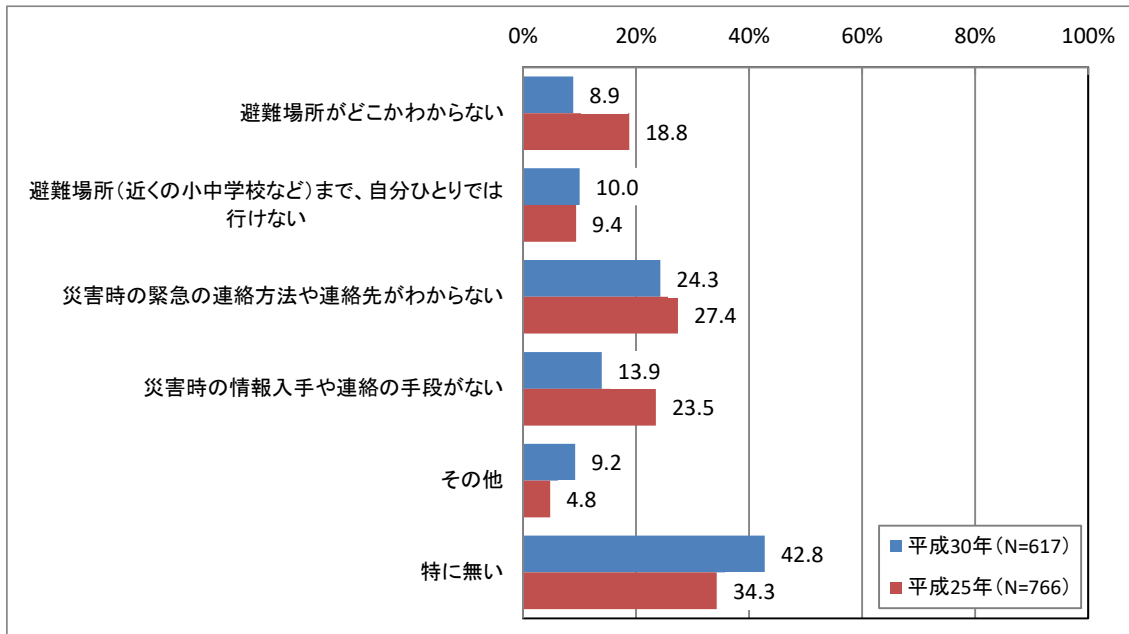
このような現状から、避難場所を含めた災害に対する情報の更なる提供を行い、災害に対する理解を深めていただくことが急務であると考えられます。

○災害時の避難



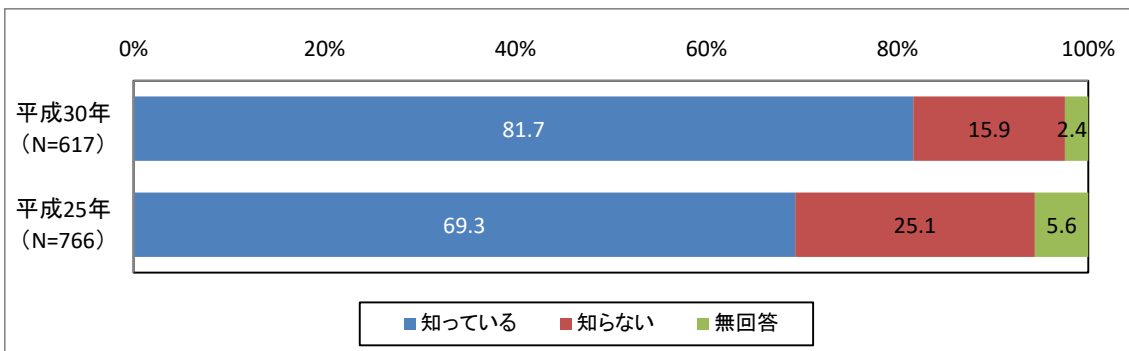
属性	区分	全体	できる と思う	できない と思う	無 回答
性別	男性	100.0 277	68.2 189	29.6 82	2.2 6
	女性	100.0 322	52.5 169	43.2 139	4.3 14
年齢	20～29歳	100.0 64	51.6 33	48.4 31	0.0 0
	30～39歳	100.0 74	52.7 39	44.6 33	2.7 2
	40～49歳	100.0 75	57.3 43	41.3 31	1.3 1
	50～59歳	100.0 115	66.1 76	32.2 37	1.7 2
	60～69歳	100.0 130	59.2 77	34.6 45	6.2 8
	70歳以上	100.0 146	65.1 95	30.1 44	4.8 7
	全体	617	60.1	36.5	3.4

○災害時に困ること



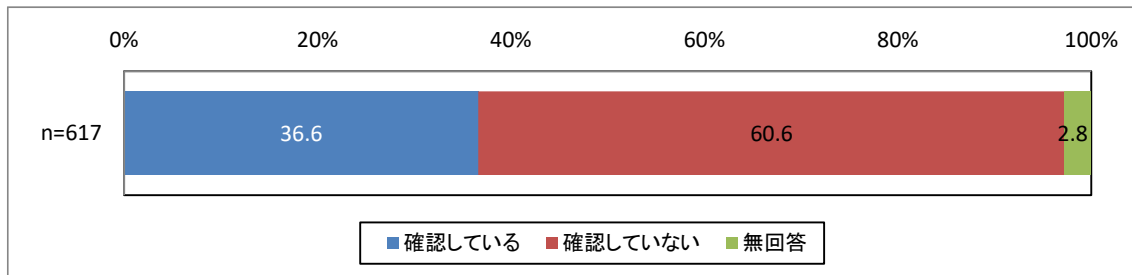
属性	区分	全体	避難場所がどこかわからない	避難場所(近くの小中学校など)まで、自分ひとりでは行けない	災害時の緊急の連絡方法や連絡先がわからない	災害時の情報入手や連絡の手段がない	その他	特に無い
性別	男性	100.0 277	7.6 21	5.1 14	23.5 65	14.4 40	7.6 21	47.7 132
	女性	100.0 322	10.2 33	13.4 43	24.8 80	13.4 43	11.2 36	38.5 124
年齢	20～29歳	100.0 64	7.8 5	4.7 3	29.7 19	12.5 8	17.2 11	37.5 24
	30～39歳	100.0 74	14.9 11	1.4 1	24.3 18	9.5 7	13.5 10	45.9 34
	40～49歳	100.0 75	12.0 9	6.7 5	29.3 22	18.7 14	12.0 9	38.7 29
	50～59歳	100.0 115	8.7 10	3.5 4	17.4 20	12.2 14	9.6 11	57.4 66
	60～69歳	100.0 130	8.5 11	9.2 12	24.6 32	16.2 21	6.9 9	40.0 52
	70歳以上	100.0 146	5.5 8	22.6 33	23.3 34	13.7 20	4.8 7	37.0 54

○災害時の地区の避難場所



属性	区分	全体	知っている	知らない	無回答
年齢	20～29歳	100.0 64	75.0 48	25.0 16	0.0 0
	30～39歳	100.0 74	81.1 60	18.9 14	0.0 0
	40～49歳	100.0 75	81.3 61	17.3 13	1.3 1
	50～59歳	100.0 115	83.5 96	16.5 19	0.0 0
	60～69歳	100.0 130	84.6 110	12.3 16	3.1 4
	70歳以上	100.0 146	81.5 119	12.3 18	6.2 9

〇日頃からのハザードマップの確認



属性	区分	全体	確認している	確認していない	無回答
年齢	20～29歳	100.0 64	15.6 10	84.4 54	0.0 0
	30～39歳	100.0 74	28.4 21	71.6 53	0.0 0
	40～49歳	100.0 75	28.0 21	70.7 53	1.3 1
	50～59歳	100.0 115	41.7 48	57.4 66	0.9 1
	60～69歳	100.0 130	42.3 55	54.6 71	3.1 4
	70歳以上	100.0 146	45.9 67	47.3 69	6.8 10

⑧ 生活困窮者の自立支援について

生活困窮者支援に関しては、「知らなかった」が6割近くと最も多くなっており、「聞いたこともあり、内容も知っている」は4.9%と非常に少なくなっており、町としても県などの関係機関と協力しながら、広報啓発を図っていく必要があります。

生活費に困った場合の相談先としては、「芦屋町役場等の公的機関」「家族・親戚」が最も多くなっています。

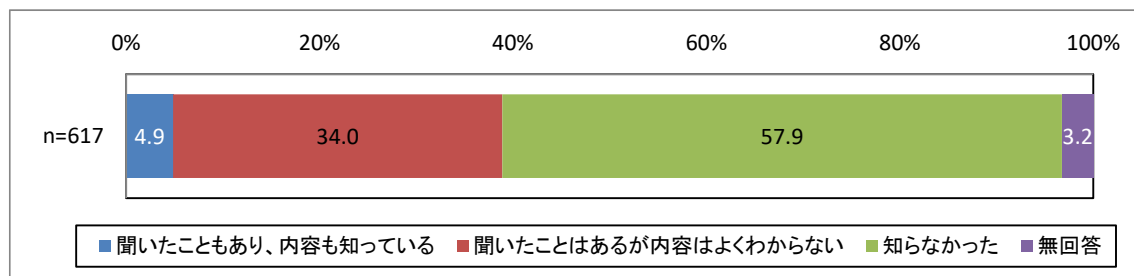
働きたくても仕事がない、家族の介護のために仕事ができない、再就職に失敗して雇用保険が切れた、あるいは、社会に出るのが怖くなった…。このような、さまざまな困難の中で生活に困窮している人に対して、包括的な支援を行う「生活困窮者自立支援制度」が平成 27 年 4 月から始まりました。

この制度の一環として県が設置する「自立相談支援事務所（困りごと相談室）」では、経済的な問題等の解決に向け、ご本人と一緒に解決策を探すことができます。※

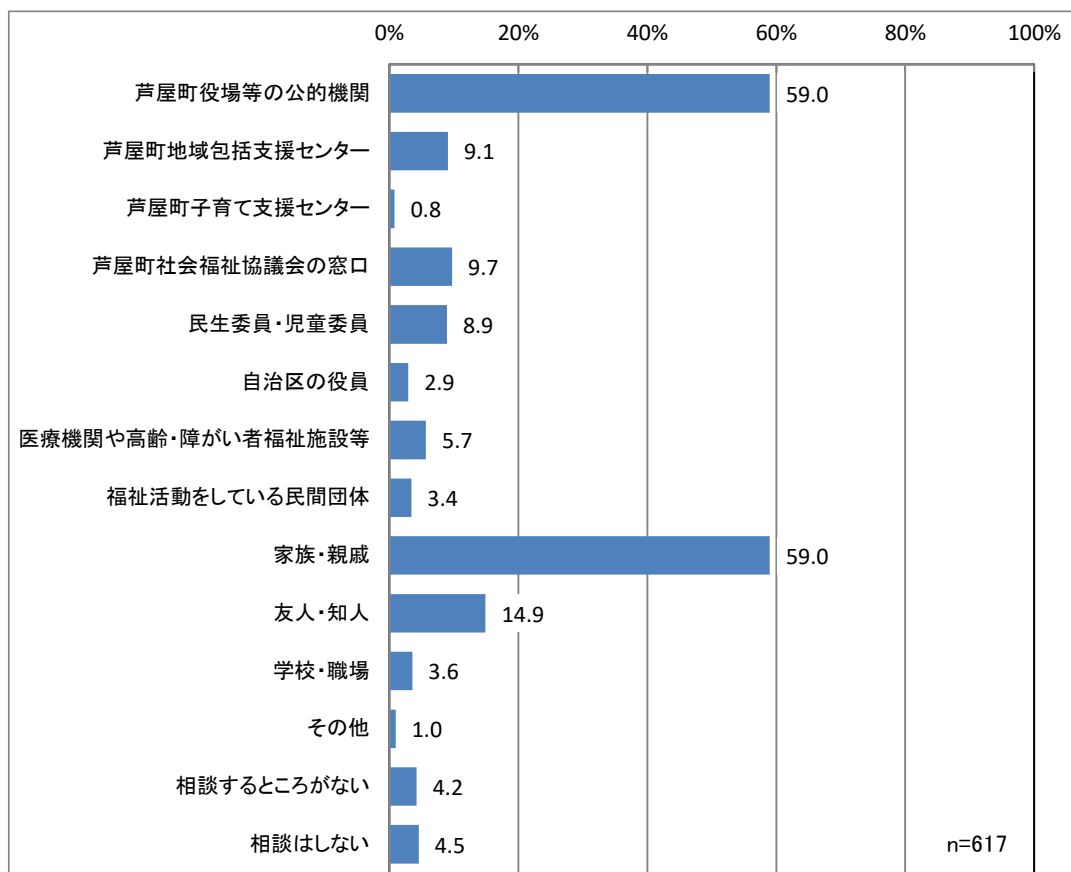
このように、生活困窮者の様々な課題を個別で解決するのではなく、地域社会全体の課題として解決していく仕組みを創り出していくことで、課題発生の予防を図ることが求められています。

※福岡県自立相談支援事務所（遠賀郡・鞍手郡） 電話番号:093-203-1630

○生活困窮者支援の認知度



○生活費に困った場合の相談先



⑨ 自殺対策について

自殺対策は自分自身に関わることだと思うかという質問では、「そう思わない」と「どちらかと言えばそう思わない」をあわせた『思わない』人が半数近くとなっていますが、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」をあわせた『思う』の回答も3割以上となっています。また「そう思う」は「30～40歳代」で多くなっています。

自殺及びそれに近いことを考えたことがあるかという質問では、「考えたことがある」が2割以上となっており、「40歳代」で多くなっています。

自殺及びそれに近いことを考えた時期では、「10年以上前」が半数以上で最も多くなっていますが、「1年以内」という答えも1割弱ですがありました。

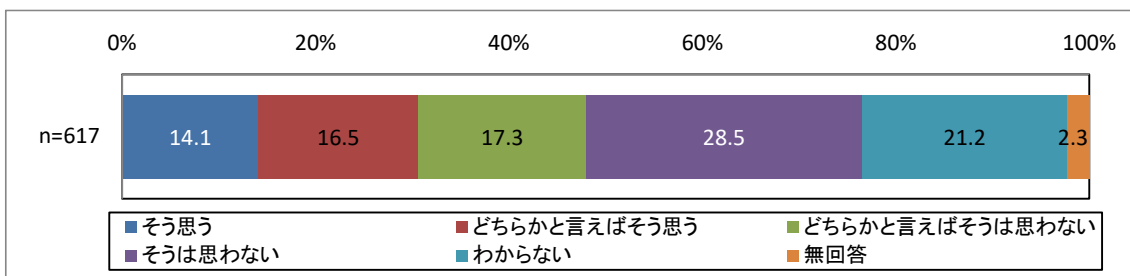
自殺及びそれに近いことを考えた理由や原因としては、「病気など健康の問題（自分の病気の悩み、身体の悩み、心の悩みなど）」が36.2%で最も多くなっており、「家庭の問題（家族関係の不和、子育て、家族の介護・看病など）」で女性や高齢者が多く、「勤務関係の問題（転勤、仕事の不振、職場の人間関係、長時間労働など）」で男性や「30歳代」が多いとした結果になりました。

自殺を考えた時の相談先では、「家族や親戚」「友人や同僚」などの身近な人が多いとした結果になりました。今後、核家族化の進展や単身世帯の増加などにより、相談できる家族や親族等とのつながりが希薄化することが予測されるため、県などが設置する公的な相談機関等の周知を図っていく必要があります。

我が国の自殺者は近年減少傾向にあるものの、世界的にみると高い水準にあります。

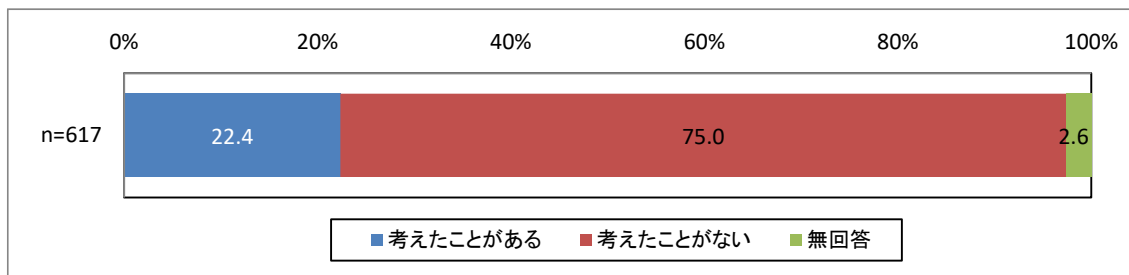
国では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して、様々な対策を実施しており、その一環として、身近な行政機関である市町村において自殺対策計画を策定し、地域の実情を勘案した効果的な自殺対策を行うことされています。

○自殺対策は自分自身に関わることだと思うか



属性	区分	全体	そう思う	どちらかと言えばそう思う	どちらかと言えばそうはない	そうは思わない	わからない	無回答
年齢	20～29歳	100.0 64	17.2 11	15.6 10	28.1 18	21.9 14	15.6 10	1.6 1
	30～39歳	100.0 74	20.3 15	10.8 8	20.3 15	28.4 21	18.9 14	1.4 1
	40～49歳	100.0 75	20.0 15	14.7 11	5.3 4	34.7 26	24.0 18	1.3 1
	50～59歳	100.0 115	7.8 9	14.8 17	22.6 26	33.0 38	20.0 23	1.7 2
	60～69歳	100.0 130	10.8 14	21.5 28	17.7 23	31.5 41	17.7 23	0.8 1
	70歳以上	100.0 146	15.8 23	17.8 26	12.3 18	22.6 33	26.0 38	5.5 8

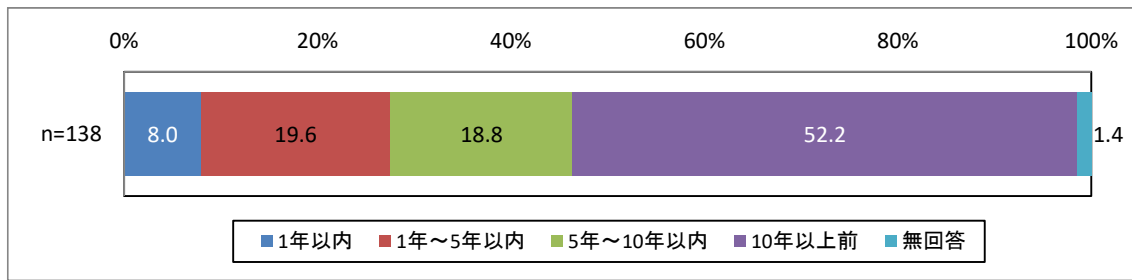
○自殺及びそれに近いことを考えたことがあるか



属性	区分	全体	考えたことがある	考えたことがない	無回答
年齢	20～29歳	100.0 64	26.6 17	70.3 45	3.1 2
	30～39歳	100.0 74	28.4 21	70.3 52	1.4 1
	40～49歳	100.0 75	40.0 30	58.7 44	1.3 1
	50～59歳	100.0 115	23.5 27	74.8 86	1.7 2
	60～69歳	100.0 130	17.7 23	80.0 104	2.3 3
	70歳以上	100.0 146	13.0 19	82.2 120	4.8 7

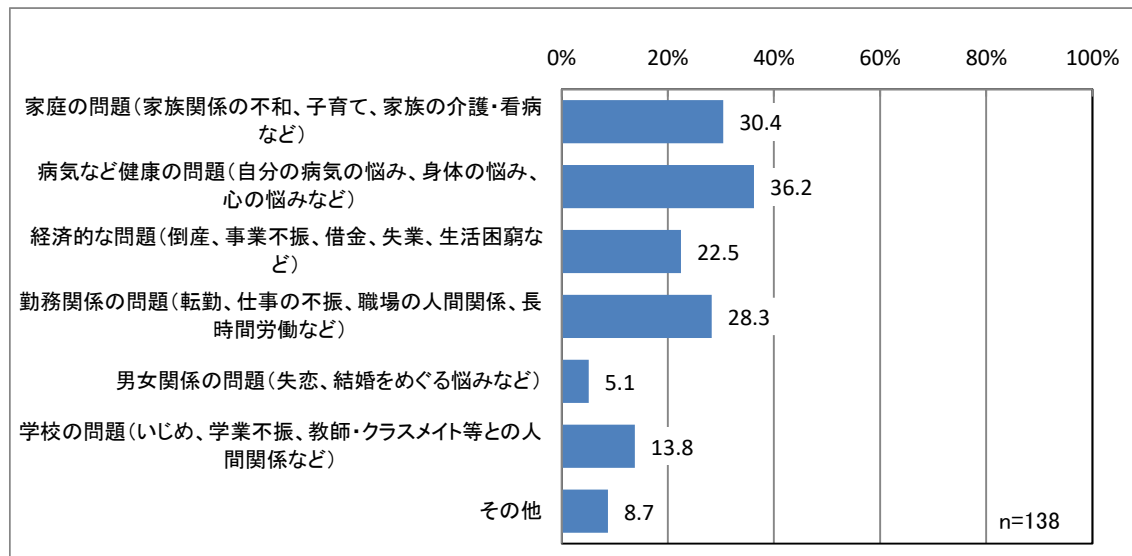
○自殺及びそれに近いことを考えた時期

「自殺及びそれに近いことを考えたことがあるか」で「考えたことがある」と回答した方



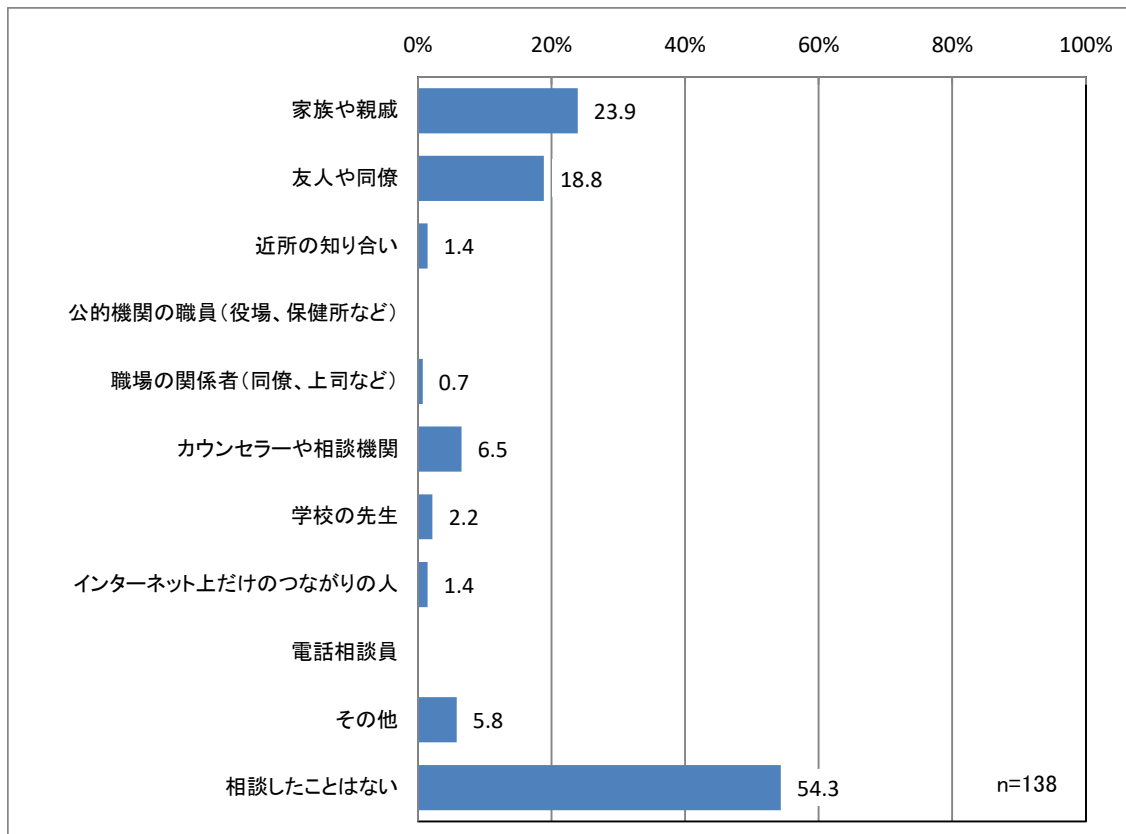
○自殺及びそれに近いことを考えた理由や原因

「自殺及びそれに近いことを考えたことがあるか」で「考えたことがある」と回答した方



属性	区分	全体	家庭の問題(家族関係の不和、子育て、家族の介護・看病など)	病気など健康の問題(自分の病気の悩み、身体の悩み、心の悩みなど)	経済的な問題(倒産、事業不振、借金、失業、生活困窮など)	勤務関係の問題(転勤、仕事の不振、職場の人間関係、長時間労働など)	男女関係の問題(失恋、結婚をめぐる悩みなど)	学校の問題(いじめ、学業不振、教師・クラスメイト等との人間関係など)	その他
性別	男性	100.0	17.5	34.9	25.4	39.7	4.8	15.9	7.9
	女性	100.0	41.9	36.5	20.3	18.9	5.4	12.2	9.5
年齢	20～29歳	100.0	17.6	41.2	23.5	41.2	11.8	29.4	17.6
	30～39歳	100.0	23.8	42.9	23.8	61.9	14.3	28.6	9.5
	40～49歳	100.0	33.3	30.0	23.3	23.3	3.3	13.3	10.0
	50～59歳	100.0	33.3	33.3	18.5	18.5	3.7	14.8	7.4
	60～69歳	100.0	34.8	34.8	26.1	30.4	0.0	0.0	8.7
	70歳以上	100.0	36.8	36.8	21.1	0.0	0.0	0.0	0.0

○自殺を考えた時の相談先



⑩ これからの福祉のあり方について

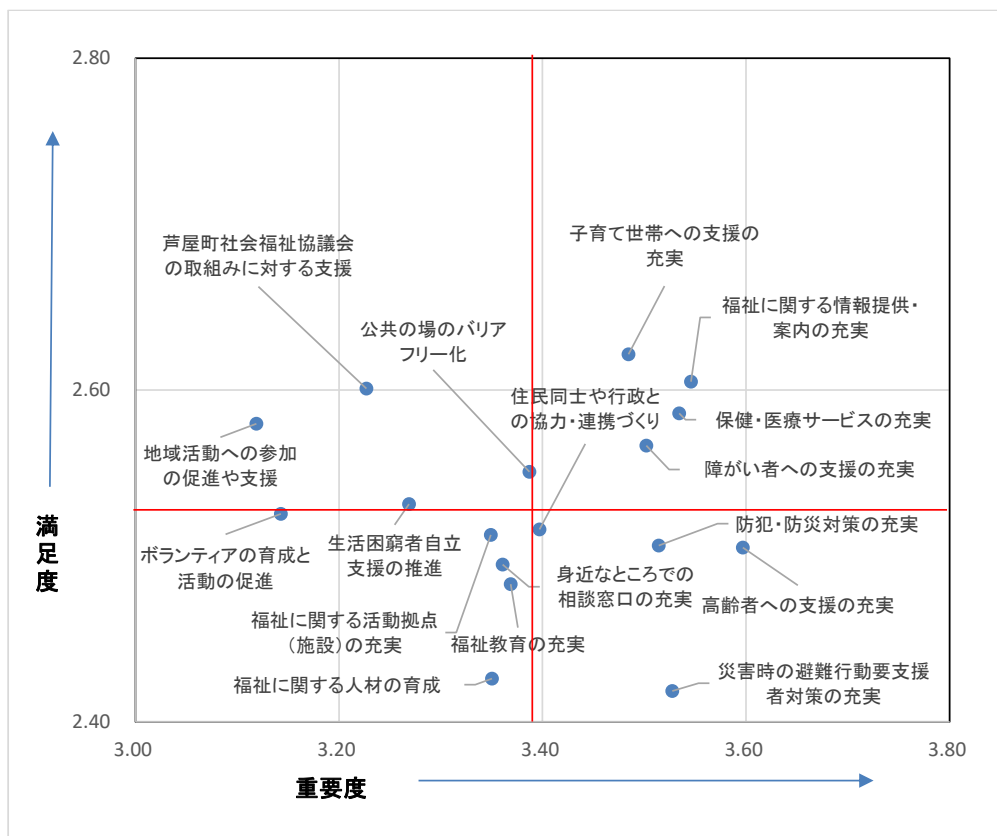
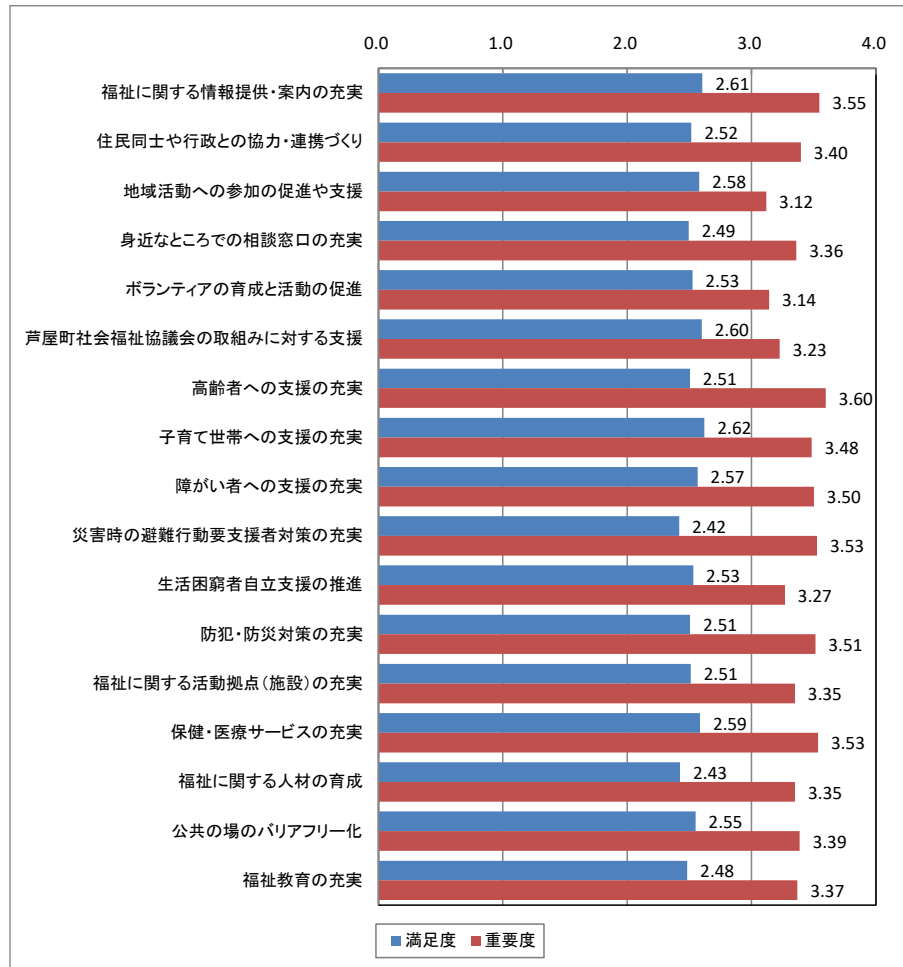
福祉に関する取り組みとして、最も重要度が高い取り組みは、「高齢者への支援の充実」次いで、「福祉に関する情報提供・案内の充実」、「災害時の避難行動要支援者対策の充実」「保健・医療サービスの充実」の順となっており、満足度が高い取り組みとしては「子育て世帯への支援の充実」、「福祉に関する情報提供・案内の充実」、「芦屋町社会福祉協議会の取組みに対する支援」の順となっています。

また、重要度は高いものの満足度が低い施策としては、「災害時の避難行動要支援者対策の充実」「高齢者への支援の充実」「防犯・防災対策の充実」などがあがっていることから、今後、町として重点的に取り組まなければいけない施策だと考えられます。

地域福祉の推進のために必要なこととしては、「高齢者や障がいのある人が安心して在宅生活を続けられる福祉サービス提供体制」、「身近なところでの相談窓口の充実」、「福祉に関する情報提供の充実」、「福祉サービスの拠点となる場所や施設の整備」などがあげられています。

「福祉に関する情報提供の充実」を必要と考えているのは「女性」に多く、また、年代が若くなるほど多くなる傾向にあります。これらを踏まえ、情報の受け手と情報提供方法のマッチングを検討し、必要な情報が必要な人の元へ届く仕組みづくりが必要と考えられます。

○福祉に関する取り組みの満足度と重要度



2 住民座談会からみた課題

(1) 住民座談会の概要

① 住民座談会の目的

「芦屋町地域福祉計画」の見直しにあたり、地域住民の日常生活的な生活のなかで散見される生活問題や福祉課題、また、それらの解決に向けたアイデアについての住民同士による意見交換を行うため、住民座談会を実施しました。

② 対象地区と開催日時、場所

芦屋東小学校区	：2018年8月22日（水） 19時～ 芦屋東公民館 集会室 ※台風接近のため中止、芦屋小学校区と合同開催
芦屋東小学校区、芦屋小学校区	：2018年9月3日 19時～ 芦屋町役場 31会議室 参加者：10名
山鹿小学校区	：2018年9月5日 19時～ 山鹿公民館 集会室 参加者：17名

③ 座談会の方法

各地区で5名～6名ごとのグループに分かれ、下記の3つのテーマについて、自由に意見交換をして頂き、発表をして頂きました。

テーマ

○ 私の地域のいいところ

自分たちの住む地域（芦屋町や小学校区）の良い点を考えることにより、自分たちの住む地域を見つめ直す。

○ 私の地域で困っているところ

自分たちの住む地域（芦屋町や小学校区）の困っている部分を考えることにより、自分たちの住む地域を見つめ直す。

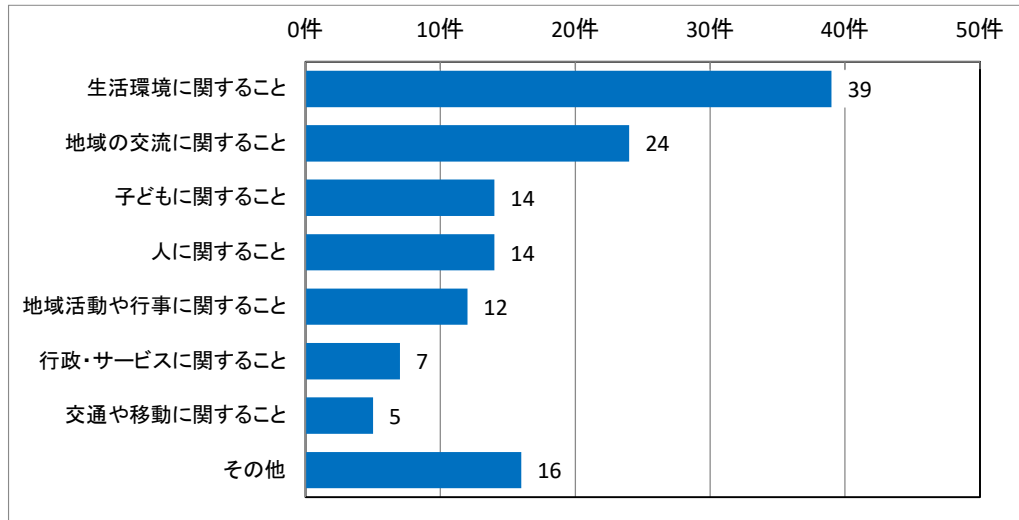
○ 問題解決のために、自分たちにできること

前のテーマ「地域のいいところ、困っていること」であげた意見を振り返りながら、良いところをさらに良くし、困りごとを減らしたり無くしたりするために、個人や地域でできることを考える。

(2) 参加者から出された意見

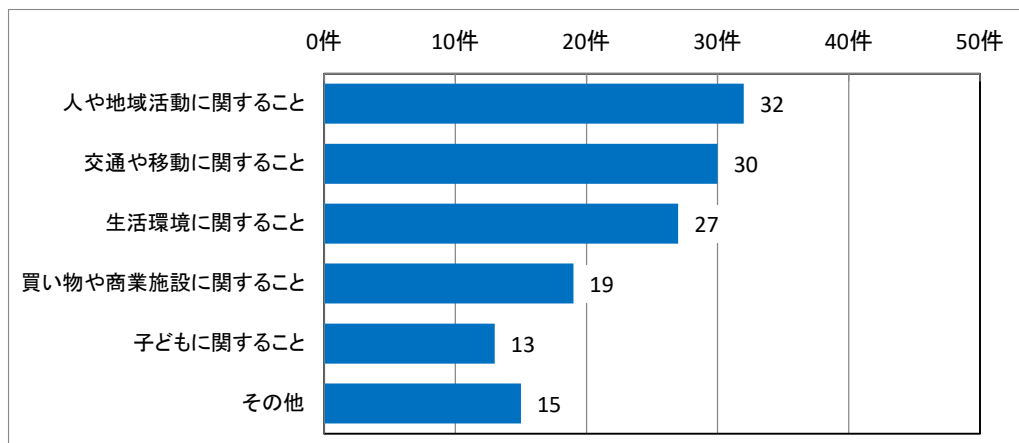
① 私の地域のいいところ

- ・芦屋町及び自分の住む地域の良いところ（長所）を再考、発表いただくことにより、ご自分の住まれている場所について再度見直しをして頂きました。
- ・協議の結果出された意見では、「生活環境に関すること」が最も多く、次いで「地域の交流に関すること」、「子どもに関すること」「人に関すること」の順となっています。



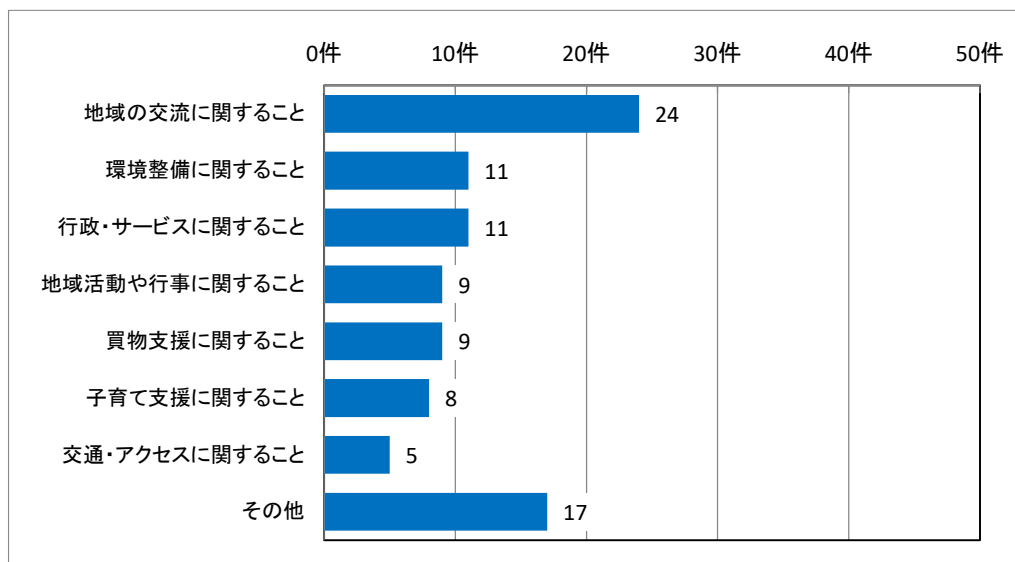
② 私の地域で困っているところ

- ・芦屋町及び自分の住む地域の困っているところ（短所）を再考、発表いただくことにより、ご自分の住まれている場所について再度見直しをして頂きました。
- ・協議の結果出された意見では、「人や地域活動に関すること」が最も多く、次いで「交通や移動に関すること」、「生活環境に関すること」の順となっています。



③ 問題解決のために、自分たちにできること

- ・前のテーマ「地域のいいところ、困っていること」であげた意見を振り返りながら、良いところをさらに良くし、困りごとを減らしたり無くしたりするために、個人や地域でできることを考えていただきました。
- ・具体的な手法や、方法論などを考えると意見が出にくいこともあり、具体的な内容よりも、理想論で構わないという考え方で協議、発表をしていただきました。
- ・協議の結果出された意見では、「地域の交流に関すること」が最も多く、次いで「環境整備に関すること」「行政・サービスに関すること」の順となっています。



(3) 意見から見える地域の課題と解決方法

① 生活・環境に関すること

町の強みとして、自然環境の良さや、公共施設の充実などの意見が見られる一方で、弱みとして、空き家・空き地の増加、医療や商業施設の不足などの意見が出されました。

強みと弱みの意見に矛盾はなく、課題解決のために自分たちでできることとしては、空き家や空き地の有効活用などの意見がみられましたが、行政の施策としてコミュニティセンターを設置することなどを望む意見も見られました。

② 人柄や地域の交流・行事等に関すること

町の強みとして、地域でのあいさつや声かけなどの日ごろの交流が盛んであるという意見が見られる一方で、弱みとして、高齢化や自治会加入率が減っていることなどから、地域活動やボランティア活動の担い手・後継者不足が問題になっているなどの意見が出ています。

若い世代の地域活動について、強みと弱みとで相反する意見が見られましたが、参加者の居住地区や参加している地域活動の違いのほか、参加者ごとの現状の捉え方の違いなどが影響していると考えられます。

課題解決のために自分たちでできることとしては、あいさつや声かけなど地域での日ごろからの交流を深めるよう心がける、積極的に地域の行事等に参加する、移住してきた人の意見を聞く場を設けつつ自治会への加入促進を行うなどの意見が見られました。

③ 子どもに関すること

町の強みとして、子どもたちの人柄や元気のよさをあげる意見が見られる一方で、弱みとしては、少子化により、子ども会等の運営が困難、子どもを対象とした行事がしにくいなどの意見のほか、高校や大学が無いため通学が大変とした意見もみられました。

強みと弱みの意見に矛盾はなく、課題解決のために自分たちでできることとしては、子育て世代が加入したくなる自治区活動や、主に子育てをする男性が集まり情報共有する機会をつくること、子ども食堂をつくるなどの意見が見られました。

④ 行政や福祉サービスに関すること

町の強みとして、町役場と住民の距離が近い、行政サービスが良いなどの意見の他に、福祉施設や介護事業者が多いなどの意見がみられた一方で、弱みとして、必要な情報が届きにくいとの意見が見られました。

強みと弱みの意見に矛盾はなく、課題解決のために自分たちでできることとしては、サロン活動の拡大や普及、NPO の育成、通所・入所施設を見学し自分にできることはないかを見つけるなどの意見のほか、行政や福祉サービスに対する情報提供や相談窓口の充実、先進地の事例報告などの要望についての意見がありました。

⑤ 交通や移動に関すること

町の強みとして、交通渋滞がなく、コンパクトな町ゆえに町内の移動に時間がかからないなどの意見がみられた一方で、弱みとして JR の駅が遠い、バスの便が悪いなどといった公共交通が充実していないという意見が出ています。特に高齢者の交通事情の悪さに関する意見が多く、車無しで生活できない（免許返納ができない）という意見や、高校等への通学が大変などの意見がみられました。

強みと弱みの意見に矛盾はなく、課題解決のために自分たちでできることとしては、既存の公共交通（バス）の積極的な利用、カーシェアなど車をみんなで活用していく仕組みを作るなどの意見が見られました。

また、特に商業施設の不足を補う買物支援については、自分たちでできることとして、買い物代行をあげる意見のほか、店舗に対する要望として移動販売を希望する意見が多く見られました。

3 分野別課題アンケート調査からみた課題

(1) 調査概要

① 住民座談会の目的

本調査は、「芦屋町地域福祉計画」を策定するにあたり、地域福祉推進についての関係団体の意識を調査し、今後の福祉施策を展開するための基礎資料とするために実施しました。

② 調査の概要

- 調査対象 芦屋町民生委員・児童委員協議会、ボランティア団体、自治区、
芦屋町社会福祉協議会、介護サービス事業所、
障がい福祉サービス事業所、保育所
- 調査方法 郵送及び手渡しによる配布、回収調査
- 調査時期 平成30年8月21日～9月30日

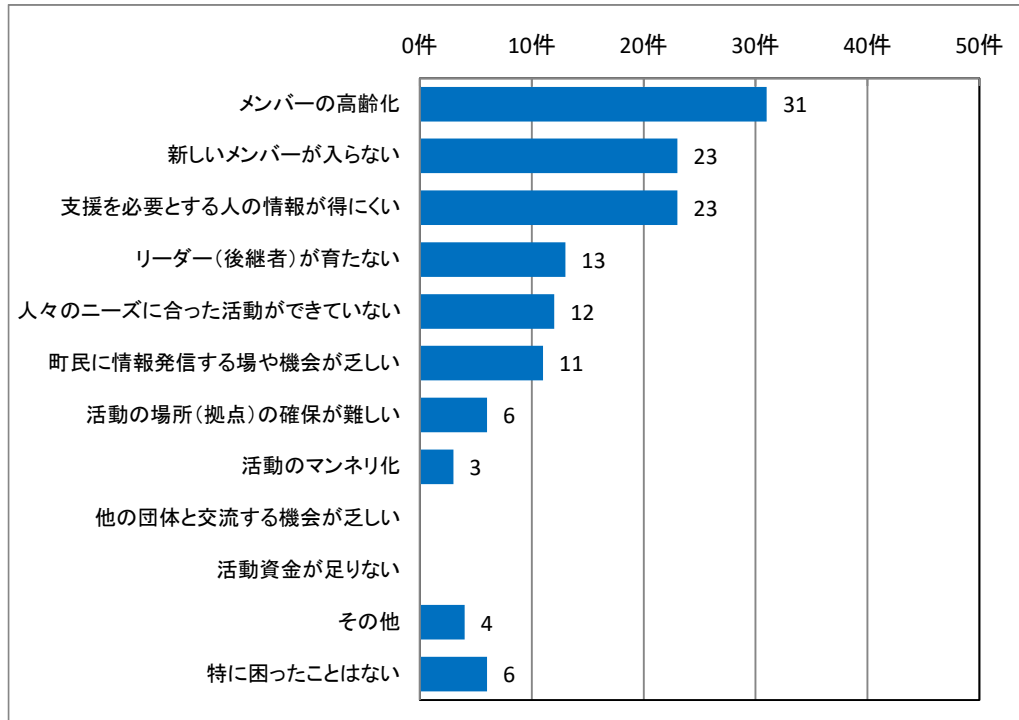
③ 回収結果

調査対象者数	回収数	回収率
80	42	52.5%

(2) 調査結果

① 活動する上での課題

- ・地域で活動が続けていくうえで困っていることに関して、回答いただきました。
- ・「メンバーの高齢化」が最も多く、次いで「新しいメンバーが入らない」「支援を必要とする人の情報が得にくい」の順となっています。

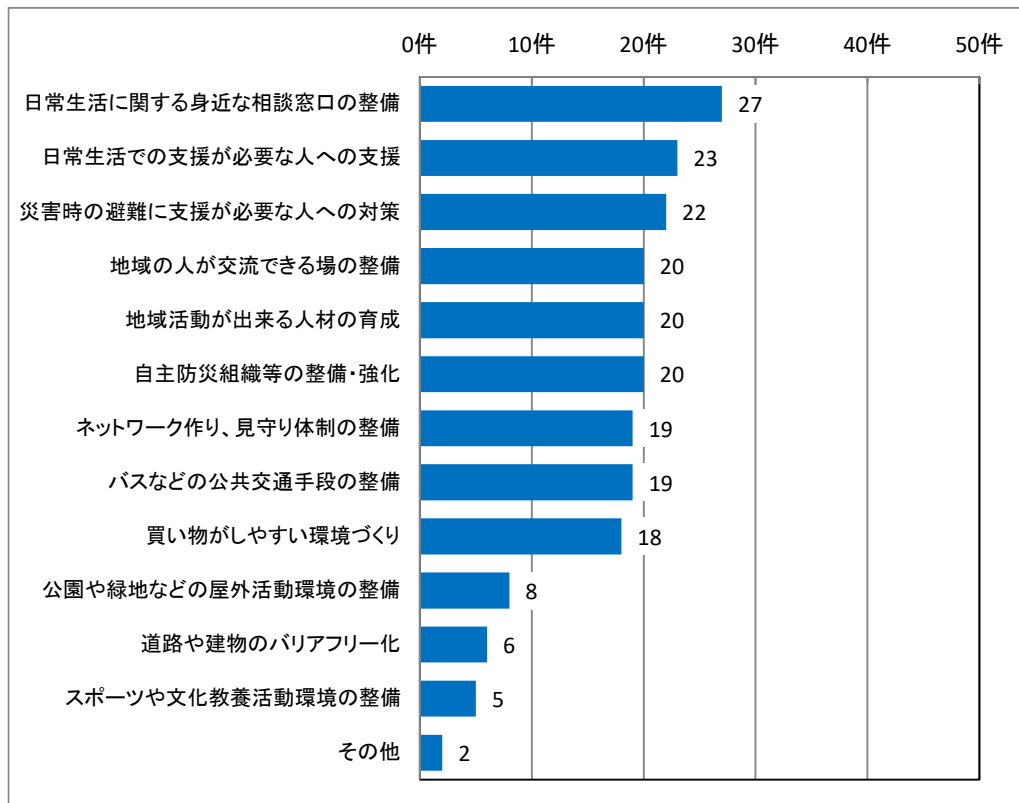


② 課題解決のために必要なこと

- ・「活動するうえでの課題」に対して、解決のために必要と思われることを、自由記述で回答いただきました。
- ・「必要な個人情報に関しては役場から提供する」、「新しい担い手を確保するための取り組みを行う」、「活動している人の負担を軽減する」といった意見が多く見られました。

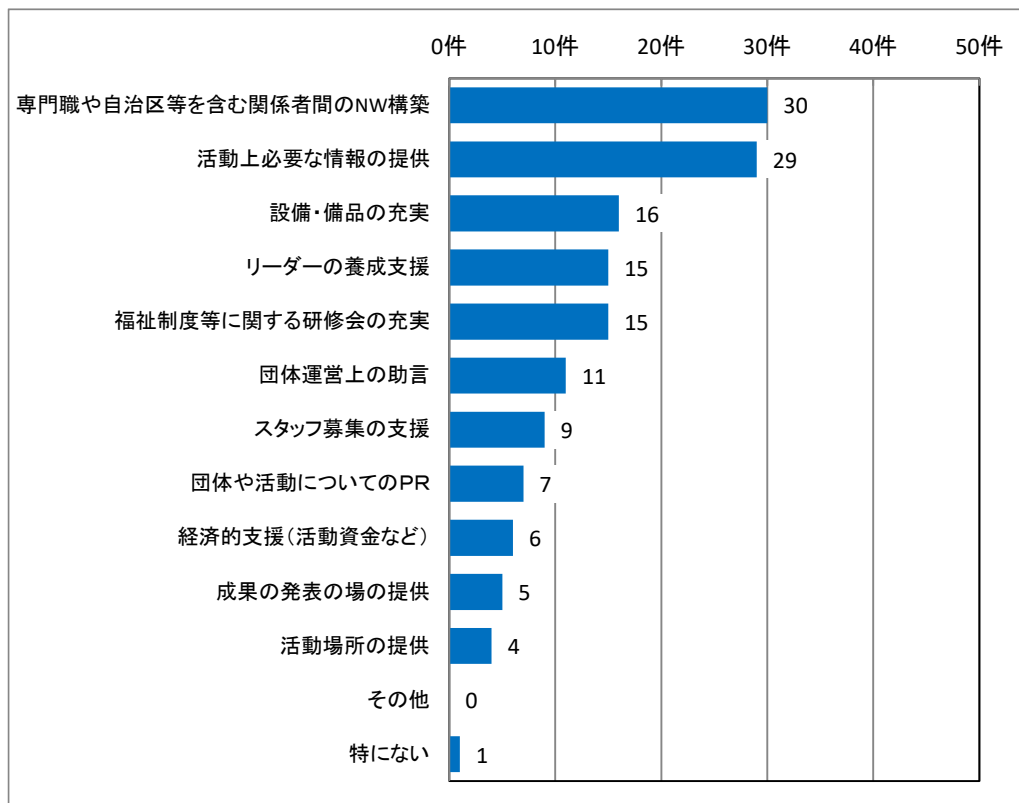
③ 地域での活動について

- ・すべての町民が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会を、みんなで築いていくために必要な取り組みに関して、回答いただきました。
- ・「日常生活に関する身近な相談窓口の整備」が最も多く、次いで「日常生活での支援が必要な人への支援」、「災害時の避難に支援が必要な人への対策」の順となっています。



④ 地域での活動を行ううえで、行政や社会福祉協議会に望むこと

- ・地域活動を行ううえで必要な支援に関して、回答いただきました。
- ・「活動上必要な情報の提供」が最も多く、次いで「福祉分野等の専門職や自治区等を含む関係者間のネットワーク構築」、「設備・備品の充実」の順となっています。



⑤ 課題解決のために必要なこと

- ・実際に行っている活動に限らず、地域の課題や問題と、その対策として考えられる取り組みを、自由記述で回答していただきました。
- ・「高齢化や地域活動参加者の固定化」、「自治区加入率の低下」などが課題として挙げられた一方、解決策としては、「慣例的に行っている行事を見直し多くの住民が参加しやすい形を検討する」、「地域の見守りを強化する」、「地域の意識を変えていく」などの意見が出ています。

⑥ 災害時等の避難の際に、支援を必要とする人の把握や支援

- ・災害時等の避難の際に支援を必要とする人の把握や支援について、あなたが実施している取り組みや、今後必要と思われる支援などについて、自由記述で回答していただきました。
- ・「日ごろからの声かけを行う」、「防災訓練を行う」などの意見が見られました。

⑦ 生活が困窮している（お金に困っている等）人の把握や支援

- ・生活が困窮している（お金に困っている等）人の把握や支援について、あなたが実施している取り組みや、今後必要と思われる支援などについて、自由記述で回答していただきました。
- ・「県の困りごと相談室に行くよう案内する」、「役場の福祉課に連絡・相談する」といった意見が見られました。

⑧ 地域の福祉環境をよくするための意見・提言

- ・芦屋町において、今後の地域福祉環境の充実に向けた意見・提言を尋ねたところ、以下のような意見・提言が寄せられました。

○主な意見

- ・災害時を含め、町の広報車が回る時は、みんなに聞こえるように回ってほしい
- ・地域の意見を集約するときは、若い子育て世代（子ども会のお母さんたち）の意見も取り入れていく
- ・芦屋はちょっと寄ってお茶を飲む店がない、地域交流サロンなどの地域での取り組みも浸透していないので、気軽にみんなが立ち寄って話せる場所の整備と周知が必要
- ・全世帯が自治区へ加入するようにする（子供会への加入も）
- ・地域を強くする手段として、公民館活動を中心に定着していく必要がある
- ・将来的に制度を考えると、自主(自助)・共助(互助)の充実が必要であり、自助努力をしっかりと教宣していく必要がある

(3) 調査結果のまとめ

① 活動する上での課題及び課題解決のために必要なこと

地域で活動が続けていくうえでの課題として、地域活動団体でのメンバーの高齢化や、新しいメンバーが加入しないことなど、「人的な課題」をあげる意見が多く見られました。

これに対し、今後、次世代の担い手を育成するための福祉教育の充実、講演会や学習会などによる住民意識の醸成などの取り組み、また、若い世代が参加しやすい工夫のほか、個人負担の軽減が必要と考えられており、これは、住民アンケート結果等とも一致するものですので、今後、個別の取り組みを行っていく必要があります。

また、支援が必要な人の情報が不足しているなど、行政と地域との情報の共有についての課題をあげる意見も多く見られました。

個人情報保護の観点から、個人情報が適切に管理されている状況を維持しつつ、可能な範囲で、行政と地域が必要な情報を共有できるような仕組みづくりを行う必要があると考えられます。

② 地域での活動について

すべての町民が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会を、みんなで築いていくために必要な取り組みについては、日常生活に関する身近な相談窓口の整備や、日常生活での支援が必要な人への支援、地域の交流の場の整備、及びネットワークづくり・見守り体制の整備といった、日常的で身近な取り組みをあげる意見が多く見られました。

また、災害時に支援が必要な人への支援が必要とした意見も非常に多くなっています。

これらのことから、役場、社会福祉協議会や民生委員・児童委員といった住民に身近な相談窓口の機能強化と周知の徹底、及び、地域における交流の促進やその結果によるネットワークづくりを進めていく取り組みが必要であると考えられます。

③ 地域での活動を行う上で、行政や社会福祉協議会に望むこと

地域活動団体が活動を行う上で行政や社会福祉協議会に望む支援として、活動上必要な情報の提供や、福祉分野等の専門職や自治区等を含む関係者間のネットワーク構築という意見が突出して多くなっています。

また、活動を行うための研修開催に向けた支援を求める意見も多く見られました。

このことから、行政（町）と社会福祉協議会が連携して、自治区まで含めた地域活動団体との情報共有のための体制づくりと、地域活動団体が必要とする研修の実施に向けた支援を行っていく必要があります。

④ 地域での問題や課題

地域の課題や問題について、高齢化や地域活動への参加者の固定化、自治区加入率の低下などのほか、災害時の避難訓練が不足している、災害時に限らず情報伝達がうまくいっていないなどの意見が多く見られました。また、費用面での負担をあげる意見も見られました。

これらの課題を解決するために考えられる取り組みとしては、近隣での声かけ、いろいろな人が参加しやすいように行事のあり方を見直すこと等による地域交流の推進や、地域での情報共有の仕組みを検討する、災害時に備えて防災訓練を行うといった意見が見られました。

今後、地域での交流の推進に向けた支援や、災害時に備えた日頃からの取り組みを充実させるための支援が必要です。

⑤ 災害時等の避難の際に、支援を必要とする人の把握や支援

災害時の避難等に支援を必要とする人に対しての支援として、日頃から本人の状況を把握する、地域での信頼関係を構築する、地域の防災訓練を実施するといった、地域での取り組みを上げる意見が多かったほか、防災訓練の実施や、要支援者名簿を必要に応じて更新する、また、防災無線の個別受信機の設置などといった、行政の取り組みが必要であるとした意見も見られました。

今後、地域での交流の推進に向けた支援や、地域との情報共有・連携、災害時に備えたハード面の整備に向けた取り組みが必要です。

⑥ 生活が困窮している（お金に困っている等）人の把握や支援

生活が困窮している（お金に困っている等）人への支援として、役場や社会福祉協議会、県が設置する困りごと相談室につなぐとした意見が多く見られました。

今後、相談窓口としての役場や社会福祉協議会の広報のほか、県などが生活困窮者自立支援法に基づき実施する各種事業の周知を行っていく必要があります。

第4章 課題解決のための考え方

第4章 課題解決のための考え方

1 基本理念

基本理念とは、本計画を推進する上で基軸となるものであり、本計画における全ての施策は、基本理念の実現に向けて必要な要素となっています。

第1次芦屋町地域福祉計画では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、人と人との「つながり」を再構築し、また、住民参加による「支え合う」ための仕組みをつくることをめざし、『認めあい、支えあい、つながる笑顔のまちづくり』を基本理念としました。

この基本理念は、計画策定後に国が提唱を始めた「地域共生社会」というコンセプトとも合致しています。※第1章「1 計画策定の背景・目的」参照。

第2次芦屋町地域福祉計画においても、この基本理念を引き継ぎ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる芦屋町の実現に向けた取り組みを推進します。

基本理念

**認めあい、支えあい、
つながる笑顔のまちづくり**



2 基本目標

基本理念である「認めあい、支えあい、つながる笑顔のまちづくり」、地域共生社会の実現に向け、計画期間の5年間で実現を目指すこととして、次の3項目を「第2次芦屋町地域福祉計画における基本目標」と位置付け、総合的に推進します。

基本目標1

福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

誰もが必要なときに適切な福祉サービスを利用できる町をめざします。そのために、情報提供・相談支援体制の整備・充実とともに、福祉サービスの質と量の向上に努め、福祉サービスを利用しやすい仕組みづくりを進めていきます。

また、経済的に困窮している人や虐待を受けている疑いがある人など、配慮が必要な人を支援できる仕組みづくりを進めていきます。

基本目標2

安心安全な暮らしを支える地域づくり

年齢、世代の違いや障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して安全に暮らせる町をめざします。そのために、住民同士のつながりを深める地域での交流を促進するとともに、住民同士が互いに支え合い、助け合っていく活動に不可欠な住民情報の共有化を進めます。

また、防犯体制や交通安全対策、災害時・緊急時の支援、誰もが暮らしやすい環境の整備といった、安心安全な暮らしを支える地域づくりを進めていきます。

基本目標3

福祉を支える人づくり

誰もが地域福祉の担い手となる町をめざします。そのために、福祉に関する学びの機会の充実を図り、地域福祉に対する住民の理解を深めます。

また、地域での支え合い、助け合いによる地域福祉活動に取り組む人や地域のリーダー役となる人の育成に取り組むことで、地域福祉を担う人づくりを進めていきます。

3 計画の体系

	基本目標	取り組みの柱	施策の方向性
認めあい、 支え合い、 つながる笑顔のまちづくり	基本目標1 福祉サービスを利用 しやすい仕組みづくり	1 福祉サービスを利用 しやすい環境づくり	(1) 情報提供の充実
			(2) 相談支援体制の整備、充実
		2 福祉サービス向上の 仕組みづくり	(1) 福祉サービスの充実
			(2) 適切な福祉サービスの提供
		3 配慮が必要な人を 支援できる仕組み づくり	(1) 生活困窮者への自立支援
			(2) 虐待への対応
	基本目標2 安心安全な暮らしを 支える地域づくり		(3) 自殺対策を視野に入れた支援の充実
		1 支え合える関係 づくり	(1) 地域住民の交流の充実
			(2) 地域団体活動の促進
			(3) 交流の場の確保
		2 地域における連携 の体制づくり	(1) 要支援者などの情報の共有
			(2) 見守り活動の充実
		3 安心・安全を支える 体制づくり	(1) 災害時や緊急時の情報提供の充実
			(2) 地域防災体制の確立
			(3) 防犯体制・交通安全対策の推進
			(4) 暮らしやすい環境の整備
	基本目標3 福祉を支える人づくり	1 福祉意識向上のため の環境づくり	(1) 地域福祉などに関する広報・啓発 の推進
		2 地域福祉を担う人 づくり	(2) 地域福祉を担う人材の確保や育成

第5章 施策の展開

第5章 施策の展開

基本目標 1

福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

1 福祉サービスを利用しやすい環境づくり

(1) 情報提供の充実

現状・課題

福祉に関わる制度やサービスは、近年めまぐるしく変化しているため、福祉サービス内容をはじめ、ボランティア・住民活動や地域の助けあい活動についての情報などを、誰もが入手でき、ひとりでも多くの住民が情報を活用できるようにする必要があります。

アンケート調査結果等をみると、

○「福祉サービス」に関する情報の入手先では、「広報あしや」が7割で最も多く、前回調査と比較して「広報あしや」「芦屋町役場の窓口」「インターネット」などの割合が若干増加しています。年代別でみると、「町ホームページ」で「30歳代」が多く、「インターネット」では年齢が低くなるほど多くなっています。

○必要な情報が届きにくい等の意見や情報提供の充実を望む意見がありました。

施策の方向性

福祉サービスについての情報を、サービスの利用を必要とする人がいつでも入手できるよう、広報紙やホームページなどを含め、あらゆる手段や機会を活用した情報提供の充実を図ります。

具体的な取り組み	関係課（係）
情報を届ける対象（年齢層等）を考慮した上で、町広報紙やパンフレット、インターネット等の中から適切な媒体を選択し、内容についても分かりやすいものとするよう努めます。	福祉課（高齢者支援係） // （障がい者・生活支援係） 健康・こども課（子育て支援係）
福祉サービスを必要とする人に積極的に情報提供できるよう、地域の既存組織や団体、事業所等を通じた福祉サービスの周知に努めます。	福祉課（高齢者支援係） // （障がい者・生活支援係） 健康・こども課（子育て支援係）
地域包括支援センター、子育て支援センター及び保育所等、福祉サービスに関する情報提供や相談に応じる窓口の周知を図ります。	福祉課（高齢者支援係） // （障がい者・生活支援係） 健康・こども課（子育て支援係）
社会福祉協議会や民生委員・児童委員など、身近な相談支援に携わる機関や人についての周知を図ります。	福祉課（高齢者支援係） // （障がい者・生活支援係） 健康・こども課（子育て支援係）

住民の皆さんに取り組んでいただきたいこと

日ごろから、福祉サービス等に関する情報に関心を持ち、サービスの利用が必要になったときに、どこに相談することができるかを確認しておきましょう。

(2) 相談支援体制の整備、充実

現状・課題

地域福祉は関連する分野が多様で広範囲にわたり、保健、教育、環境、住民活動等、行政における担当部署も多岐にわたります。

本町では、福祉課、健康・こども課といった担当部署のほか、それぞれが設置する地域包括支援センターや子育て支援センターなどをはじめとする、高齢者や障がいのある人、子育て家庭、虐待を受けている人等それぞれの立場の人に対応する相談窓口を設けています。

アンケート調査結果等をみると、

○「福祉サービス」の利用が必要となった時の相談先としては、「芦屋町役場等の公的機関」が最も多くなっています。

○すべての町民が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会を、みんなで築いていくために必要な取組みとして、日常生活に関する身近な相談窓口の整備などをあげる意見が多くみられました。

施策の方向性

さまざまな相談に対応できる体制づくりを進め、関係機関との連携に取り組むとともに、住民に身近な地域での相談支援活動に携わる人のスキル向上を図り、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

具体的な取り組み	関係課（係）
どこに行けば相談できるか、誰に相談できるのかをわかりやすくするため、各種相談窓口や相談支援に携わる人の周知を図ります。	福祉課（高齢者支援係） 〃（障がい者・生活支援係） 健康・こども課（子育て支援係）
福祉サービス利用についての相談や、サービスの苦情対応まで幅広く対応できるよう、役場の相談窓口を担当する職員の能力向上に努めます。	福祉課（高齢者支援係） 〃（障がい者・生活支援係） 健康・こども課（子育て支援係）
相談支援に携わる人や福祉サービス事業所が参加できる研修の充実に努めます。	福祉課（高齢者支援係） 〃（障がい者・生活支援係）
必要に応じて家庭訪問等を行い、相談ニーズの掘り起こしや窓口に来ることが困難な人への対応、相談支援の充実に努めます。	福祉課（高齢者支援係） 〃（障がい者・生活支援係） 健康・こども課（子育て支援係）
専門性の高い相談に対応するため、関係機関との情報交換や連携を進めていきます。	福祉課（高齢者支援係） 〃（障がい者・生活支援係） 健康・こども課（子育て支援係）
必要に応じて関係各課で情報共有を行い、複合的な生活課題を抱える人の相談に、各課が連携して対応する体制の充実に努めます。	福祉課（高齢者支援係） 〃（障がい者・生活支援係） 健康・こども課（子育て支援係）
成年後見制度の利用が必要な人が制度を適切に利用できるよう、関係機関・団体と協力して、相談に応じる体制の整備を行い、周知を図ります。	福祉課（高齢者支援係） 〃（障がい者・生活支援係）

住民の皆さんに取り組んでいただきたいこと

困りごとや、誰かに相談したいことがあるときは、一人で抱え込まず、相談窓口にご相談しましょう。

また、身近に困っている人がいるときは、相談窓口を教えてあげるようにしましょう。

2 福祉サービス向上の仕組みづくり

(1) 福祉サービスの充実

現状・課題

全ての町民が、住み慣れた地域で自分らしく、安心して自立した生活を送るためには、質の高い多様な福祉サービスの充実が必要であり、誰もが安心して利用できる福祉サービスを、質・量の両面で確保していく必要があります。

アンケート調査結果等をみると、

○福祉に関する取り組みとして、最も重要度が高い取り組みは、「高齢者への支援の充実」となっていますが、満足度は低くなっており、重点的に取り組む必要があります。

○関心のある福祉分野では、「高齢者に関する福祉」が8割以上と最も高くなっています。

また、「子どもに関する福祉」が37.2%と前回調査より5.4ポイント増加しており、関心が高まっています。

施策の方向性

住民ニーズに対応できる福祉サービスを質的にも量的にも確保するため、ニーズの把握に努め、制度やサービスの充実を図ります。

具体的な取り組み	関係課（係）
町が策定する各種福祉分野の個別計画を推進することにより、サービスの質や量の充実を図ります。	福祉課（高齢者支援係） 〃（障がい者・生活支援係） 健康・こども課（子育て支援係）
遠賀郡四町・中間市による自立支援協議会の活動を通して、障がい福祉に関わる近隣市町との連携を進めます。	福祉課（障がい者・生活支援係）
子育て世代包括支援センター、子育て支援センターたんぽぽを拠点に、子育ての不安を抱える家族に対する支援を充実させます。	健康・こども課（子育て支援係） 〃（健康づくり係）

住民の皆さんに取り組んでいただきたいこと

福祉サービスを利用する際は、さまざまなサービス提供主体を比較し、自分にあったサービスを選択するようにしましょう。

また、サービスの利用に関して、不明な点や疑問に思うことがあった場合は、サービス提供主体に対して説明を求め、納得した上でサービスを利用しましょう。

福祉サービスは、適切に利用すると便利で有意義な反面、必要以上のサービスを利用することによる活動量の減少により、元々維持できていた能力が減衰するなどの悪影響（これを「廃用症候群」といいます。）が出る場合があります。

また、必要以上のサービスを一部の人が利用することで、そのサービスの利用を真に必要とする人がサービスを利用できない、サービス提供主体の職員に過剰な負担を強いるなどの影響を及ぼすこともあります。

自分でできることと、手助けしてほしいことを明確にして、どのようなサービスを利用する必要があるか、よく検討してみましょう。

(2) 適切な福祉サービスの提供

現状・課題

福祉サービスに関するニーズは、複雑及び多様化してきており、一人ひとりに合った適切なサービスの提供が求められています。専門職員や関係機関、各種相談員等が相互に連携し、一人ひとりの状況に応じたサービス提供を行うことが必要です。

アンケート調査結果等をみると、

○地域福祉の推進のために必要なことを問う設問に対して、「高齢者や障がいのある人が安心して在宅生活を続けられる福祉サービス提供体制」という答えが最も多くなっています。

○地域活動団体が活動を行う上で行政や社会福祉協議会に望む支援として、福祉分野等の専門職や自治区等を含む関係者間のネットワーク構築という意見が多くなっています。

施策の方向性

誰もが地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉に関わるさまざまなサービス提供者が連携し、それぞれの特性を活かした福祉サービスを展開することにより、利用者のニーズに対応した適切なサービスを提供します。

具体的な取り組み	関係課（係）
必要なサービスを提供するため、福祉施設の広域利用など、近隣市町との連携を図ります。	福祉課（障がい者・生活支援係） 健康・こども課（子育て支援係）
福祉サービス事業者に、福祉サービスの質の向上についての必要性や取り組みについて啓発します。	福祉課（高齢者支援係） 〃（障がい者・生活支援係） 健康・こども課（子育て支援係）
福祉サービス事業者や医療機関などの関係者が、連携して利用者支援に当たるため、医療・介護連携や地域生活支援拠点などの仕組みづくりを進めます。	福祉課（高齢者支援係） 〃（障がい者・生活支援係）

福祉サービス事業者の皆さんに取り組んでいただきたいこと

福祉サービスの提供事業者等は、職員の研修参加などをとおして、サービスの質の向上を図るとともに、周辺サービスの提供主体と協働し、利用者に必要なサービスが提供されるよう努めましょう。

3 配慮が必要な人を支援できる仕組みづくり

(1) 生活困窮者への自立支援

現状・課題

近年、雇用形態や社会構造の変化に伴い、非正規雇用やひとり親世帯などの生活困窮に至るリスクの高い人々が増加し、稼働年齢層を含む生活保護受給者数がこの20年で倍増していることなどから、生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要となっています。

また、生活困窮者は、課題解決への意欲が低下し、複雑な課題をどこに相談してよいのかわからず、行動に移せない場合も多く、生活困窮者を早期に把握・支援するためには、地域に住む人の制度に対する理解や、地域ネットワークの強化が必要です。

アンケート調査結果等をみると、

○生活困窮者支援に関しては、「知らなかった」が6割近くと最も多くなっており、「聞いたこともあり、内容も知っている」は4.9%と非常に少なくなっています。

○生活が困窮している（お金に困っている等）人への支援として、役場や社会福祉協議会などの公的機関、また、県が設置する困りごと相談室等につなぐとした意見が多く見られました。

施策の方向性

社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付制度や、県が行う生活困窮者自立支援事業（困りごと相談室）の周知を行うほか、遠賀郡における生活保護に関する実務を担う福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所などの関係機関と連携し、生活困窮者に対する支援に取り組みます。

具体的な取り組み	関係課（係）
経済的に困窮している人が、適切な支援を受けられるよう、県の福祉事務所や社会福祉協議会などの関係機関との連携を図ります。	福祉課（障がい者・生活支援係）
生活困窮者自立支援法等に基づき、県や社会福祉協議会等が実施する事業について、町広報誌やホームページ等を通じて周知を図ります。	福祉課（障がい者・生活支援係）

住民の皆さんに取り組んでいただきたいこと

経済的な理由などで、生活が困窮したときは、家族や親戚などの身内だけでなく、「困りごと相談室」や社会福祉協議会などの公的機関でも相談できることを知っておきましょう。

相談場所が分からないときは、まず、役場に相談しましょう。役場は、相談者が必要とする支援につなげるため、関係機関と連携しています。

(2) 虐待への対応

現状・課題

地域福祉を推進する上で、支援を必要とする人の尊厳を守り、虐待などの権利侵害を防止することは必要不可欠です。

本町では、庁内関係各課及び各種団体と連携し、児童や高齢者、障がい者を中心とした虐待防止や権利擁護のための取り組みを行っています。

施策の方向性

相談窓口の周知や機能充実、及び関係機関との連携など、虐待への迅速な対応を図るとともに、虐待防止のための啓発に取り組めます。

具体的な取り組み	関係課（係）
虐待に関する相談窓口の周知と対応力の向上を図るとともに、虐待防止のための啓発に取り組めます。	福祉課（高齢者支援係） 〃（障がい者・生活支援係） 健康・こども課（子育て支援係）
虐待が疑われる事例に対し、虐待を受けていると思われる方の権利擁護を図るとともに、虐待をした養護者等に対し必要な支援を行います。	福祉課（高齢者支援係） 〃（障がい者・生活支援係） 健康・こども課（子育て支援係）
虐待の早期発見ときめ細かい対応のため、関係者との情報連携を行います。	福祉課（高齢者支援係） 〃（障がい者・生活支援係） 健康・こども課（子育て支援係）

住民の皆さんに取り組んでいただきたいこと

虐待は、重大な人権侵害であり、決して許されないという認識を持ちましょう。

また、保護者や養護者は、適切なサービスの利用や、身近な人や相談機関などへの相談などを通じて、育児や介護などのストレスを溜め込まないようにしましょう。

地域の中で、虐待が行われている疑いを知ったときは、ためらわずに役場などの公的機関に相談・通報しましょう。相談者・通報者の個人情報、法律により厳守されます。



(3) 自殺対策を視野に入れた支援の充実

現状・課題

芦屋町においては、平成27年以降、年間1～2名程度の自殺者がみられます。

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、経済的困窮や職場・学校などにおける人間関係のトラブルなど、さまざまな社会的要因があることが知られています。

アンケート調査結果等をみると、

○自殺対策は自分自身に関わることだと思うかという質問では、「そう思わない」と「どちらかと言えばそう思わない」をあわせた『思わない』人が半数近くとなっていますが、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」をあわせた『思う』の回答も3割以上となっています。

○自殺及びそれに近いことを考えたことがあるかという質問では、「考えたことがある」が2割以上となっており、「40歳代」で多くなっています。

施策の方向性

こうしたことから、自殺対策基本法に基づく市町村自殺対策計画として「芦屋町のちを支える計画」を策定し、自殺対策に必要な支援を図ります。

具体的な取り組み	関係課（係）
「芦屋町のちを支える計画」を策定し、関係各課の施策を整理したうえ必要な支援を行うとともに、実行状況について、毎年度の進捗管理を行います。	福祉課（障がい者・生活支援係）

住民の皆さんに取り組んでいただきたいこと

自殺は、ご本人だけでなく、残される家族や友人などの周りの人にとっても大変つらい選択です。最悪の事態に至る前に、周囲にSOSを発信し、支援を求めるようにしましょう。

また、身近な人が悩みを一人で抱え込んでいるようなときは、相談機関を教えてあげるようにしましょう。



基本目標2

安心安全な暮らしを支える地域づくり

1 支え合える関係づくり

(1) 地域住民の交流の充実

現状・課題

誰もが安心して暮らせるまちづくりの基本となるのは、地域における「つながり」です。しかし、近年、隣近所での助け合いやコミュニケーションの不足、地域行事など交流機会の減少などが指摘されています。

アンケート調査結果等をみると、

○近所づきあいに関する状況では、前回調査と比較して「親しくおつきあいしている」が減少、「あまり親しくおつきあいしていない」が増加しており、近所づきあいの希薄化がみられます。特に、「居住年数が少ない方」「自治区に加入していない方」は、「親しくおつきあいしている」割合が非常に低く、こういった方々の近所づきあいが大切です。

○地域での人と人とのかかわりについては、「隣近所の人とはつきあいを大切にしたい」「地域を良くする活動をみんなで協力し合っていきたい」が高く、前回調査からも増加しています。

施策の方向性

こうしたことから、地域活動や福祉活動に関わりやすくするため、地域での交流のきっかけづくりの場や機会を提供し、地域交流・ふれあいの活性化を図ります。

具体的な取り組み	関係課（係）
子育て中の親同士が、子どもを含めて交流できるような場や機会（子育てサロンなど）を提供します。	健康・こども課（子育て支援係）
地域の高齢者同士の交流促進のため、地域交流サロン等の開催を支援します。	福祉課（高齢者支援係）

住民の皆さんに取り組んでいただきたいこと

地域の一員であることを自覚し、周辺の人と交流を図り、円滑な地域コミュニケーションに努めましょう。日ごろからの交流が、災害時などの非常時にも役立ちます。

(2) 地域団体活動の促進

現状・課題

本町では、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの公的性格を持つ機関のほかに、自治区、老人クラブ、障がい者の当事者団体、ボランティア団体など、さまざまな団体が地域の中で活動をしています。これらの活動団体が、それぞれ特性を活かしながら連携を深め、地域福祉の取り組みを進めていくことが重要です。

アンケート調査結果等をみると、

○地域活動やボランティア活動の参加状況への回答では、前回調査と比較して「現在活動している」割合が減少、「活動したことがない」割合が若干増加しており、地域活動やボランティア活動の参加の減少がみられます。

○一方、地域活動やボランティア活動の参加意向を問う設問では、「機会があれば参加したい」と回答した人が34.4%となっています。

○地域で活動を続けていくうえでの課題として、地域活動団体でのメンバーの高齢化や、新しいメンバーが加入しないことなど、「人的な課題」をあげる意見が多くみられました。

施策の方向性

各種団体と連携し、地域における活動内容の周知や、人材の確保に向けた協力などを行い、各種団体の活動に対し支援します。

具体的な取り組み	関係課（係）
地域で活動するボランティア団体等について、活動内容を周知するとともに、人材確保に向けた広報活動への協力など、活性化に向けた取り組みを支援します。	生涯学習課（社会教育係） 福祉課（高齢者支援係）
自治区や老人クラブ等の地域で活動する団体について、運営の支援を行います。	福祉課（高齢者支援係） 〃（障がい者・生活支援係） 生涯学習課（社会教育係） 環境住宅課（地域振興・交通係）

住民の皆さんに取り組んでいただきたいこと

自治区の行事などに積極的に参加し、地域での交流を深めましょう。また、生きがいつくりや社会貢献などのためにも、できるだけ、ボランティア活動などにも取り組みましょう。

(3) 交流の場の確保

現状・課題

地域福祉を進めていく上で、地域の中で住民同士が交流したり、様々な団体等が福祉活動を行うための活動拠点である「場」の確保は重要です。

アンケート調査結果等をみると、

○住民座談会では、住民同士の交流のための場所づくりやコミュニティセンターの設置を望む意見など、地域の交流の場の整備などを望む意見がみられました。

施策の方向性

住民同士の交流や様々な団体等が福祉活動を行うための場の提供に努めます。

具体的な取り組み	関係課（係）
地域活動や福祉活動の推進のため、地区公民館などの施設を広く住民に開放します。	生涯学習課（社会教育係） 〃（公民館・文化係）

住民の皆さんに取り組んでいただきたいこと

利用できる施設を活用し、さまざまな活動を創意工夫しましょう。



2 地域における連携の体制づくり

(1) 要支援者などの情報の共有

現状・課題

充実した福祉活動を進めるためには、まず地域にどのような支援を必要とする人がいて、どのような支援を行えばよいのかなどの情報を共有することが必要です。

アンケート調査結果等をみると、

○福祉に関する取り組みにおいて、重要度は高いものの満足度が低い施策として「災害時の避難行動要支援者対策の充実」があがっており重点的に取り組む必要があります。

○地域活動団体からは、支援が必要な人の情報が不足しているなど、行政と地域との情報の共有についての課題をあげる意見が多くみられました。

○行政や社会福祉協議会に望む支援として、地域での活動上必要な情報の提供が求められています。

施策の方向性

地域における充実した福祉活動を進めるため、情報共有化を進め、支援体制づくりを進めます。

具体的な取り組み	関係課（係）
避難行動要支援者名簿への登録を進めます。	福祉課（高齢者支援係） // （障がい者・生活支援係） 総務課（庶務係）
区長や自治区の役員、民生委員・児童委員などの地域での福祉活動に取り組む人と情報共有し、特に配慮が必要な人たちを見守るための個別避難計画作成などの支援体制の充実を進めます。	福祉課（高齢者支援係） // （障がい者・生活支援係） 健康・こども課（子育て支援係） 総務課（庶務係）
各種団体と共有する情報の取扱いが適切になされるよう、必要な研修を実施します。	福祉課（高齢者支援係） // （障がい者・生活支援係） 総務課（庶務係）

住民の皆さんに取り組んでいただきたいこと

避難行動要支援者名簿を管理する人は、平時の見守り活動などに活用し、日ごろから要支援者との信頼関係を築くとともに、状況を把握するよう努め、災害時などの非常時に、避難行動への支援が円滑に行われるようにしましょう。

また、要支援者の個別避難計画の作成などを進めましょう。

(2) 見守り活動の充実

現状・課題

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、行政や社会福祉協議会、民生委員・児童委員などによる見守りのほか、地域の住民や団体などによる高齢者や障がい者など支援が必要な方に対する見守り活動の重層化が必要です。

アンケート調査結果等をみると、

○すべての町民が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会を、みんなで築いていくために必要な取り組みでは、「ネットワーク作り、見守り体制の整備」の回答が多くなっています。

施策の方向性

地域住民や地域で活動する事業者などによる見守りの充実を図ります。

具体的な取り組み	関係課（係）
あらゆる機会を通じて、自治区や老人クラブ活動などのような、地域における日頃からの住民同士の見守り活動の重要性を啓発します。	福祉課（高齢者支援係） // （障がい者・生活支援係） 健康・こども課（子育て支援係） 環境住宅課（地域振興・交通係） 生涯学習課（社会教育係） // （公民館・文化係）
事業者等が、商品配達時等に何らかの異常を感じた時には、役場等に通報するよう、引き続き働きかけていきます。	福祉課（高齢者支援係）

住民の皆さんに取り組んでいただきたいこと

地域での交流を深め、周辺にどのような人が住んでいるかを把握し、特に見守りが必要な人がいる世帯には日ごろから注意しましょう。

また、何らかの異常などを感じた際には、関わり合いになることを避けずに、警察、役場などの公的機関に相談・通報するようにしましょう。



3 安心・安全を支える体制づくり

(1) 災害時や緊急時の情報提供の充実

現状・課題

すべての町民が住み慣れた地域で安全に安心して生活するためには、災害時や緊急時に必要な情報が的確に提供されることが必要です。

アンケート調査結果等をみると、

○災害時の避難に関して、「適切にできると思う」が 60.1%と多くなっていますが、「適切にできないと思う」も 36.5%と多くなっています。

○災害時に困ることとしては、「災害時の緊急の連絡方法や連絡先がわからない」が多くなっています。

○災害時の避難等に支援を必要とする人に対しての支援として、防災無線の個別受信機の設置などといった、行政の取組みが必要であるとした意見がみられました。

施策の方向性

こうしたことから、災害時や緊急時の情報提供の充実を図ります。

具体的な取り組み	関係課（係）
避難準備情報などの伝達訓練を実施するとともに、避難場所などについて周知します。	総務課（庶務係）
災害時や緊急時は、必要な情報が住民に確実に届くように環境を整備します。	総務課（庶務係）

住民の皆さんに取り組んでいただきたいこと

災害時などの非常時に備えて、日ごろから、避難場所や避難時の連絡方法などを確認しておく、非常持ち出し袋などを準備しておくなど、備えを十分にしておきましょう。

また、いざというときには、必要な情報収集に努め、適切な避難が行えるようにしましょう。



(2) 地域防災体制の確立

現状・課題

災害対策は、行政だけの力では行き届かないところも多く、町民や関係団体と協働して取り組むことが必要であり、防災意識の啓発や活動の促進、防災訓練などを通じて、地域の防犯・防災力を高めていくことが重要です。

アンケート調査結果等をみると、

○地域福祉に関する自分たちでできる取り組みとして、「防災訓練の実施」という意見もみられました。

○災害時の避難等に支援を必要とする人に対しての支援として、日頃から本人の状況を把握する、地域での信頼関係を構築する、地域の防災訓練を実施するといった、地域での取り組みを上げる意見が多くみられました。

施策の方向性

こうしたことから、地域における自主防災組織の強化、防災訓練の支援など、住民が協力して地域の安全に取り組む環境づくりを図ります。

具体的な取り組み	関係課（係）
自主防災組織活動の活性化を図るため、災害発生時等の緊急時に必要となる様々な対応を想定した自主防災訓練への支援を行います。	総務課（庶務係）
住民の防災意識を高めるよう、広報や講座などを通じて防災についての情報提供や啓発の充実を図ります。	総務課（庶務係）
災害時等に、町内の福祉事業所等と連携し、避難に関して配慮が必要な人のための福祉避難所を設置するための体制を整備します。	福祉課（高齢者支援係） 〃（障がい者・生活支援係）

住民の皆さんに取り組んでいただきたいこと

自治防災組織などの活動をとおして、地域の防災意識を高め、非常時に助け合える関係を日ごろから築きましょう。

また、地域で行われる防災訓練などに積極的に参加するほか、家庭内などでも災害時などの非常時の行動について、日ごろから確認するようにしましょう。



(3) 防犯体制・交通安全対策の推進

現状・課題

子どもや高齢者、障がい者など社会的弱者が被害者となる犯罪の多様化、巧妙化を背景として、防犯体制の強化が求められています。

また、交通事故件数は全国的に減少傾向にありますが、死亡事故における高齢者の割合が高く、その安全対策の強化が強く求められています。

アンケート調査結果等をみると、

○福祉に関する取り組みの重要度を問う設問において、重要度が高い施策として「防犯・防災対策の充実」があがっており重点的に取り組む必要があります。

施策の方向性

子どもや高齢者、障がい者などを犯罪や事故から守るため、住民の防犯・交通安全意識を高め、地域ぐるみの防犯・交通安全活動を進めます。

具体的な取り組み	関係課（係）
不審者情報等の安全に関わる情報が発出されたときは、関係者と連携して見守りや巡回を行います。	健康・こども課（子育て支援係） 生涯学習課（社会教育係）
地域の自主的な防犯組織である、芦屋町自治防犯組合の活動を支援します。	環境住宅課（地域振興・交通係）
消費者の安全と安心を確保するため消費生活相談窓口を設置し、消費者問題解決に向けての助言やあっせんを行うほか、消費者被害を未然に防ぐ取り組みを行います。	環境住宅課（地域振興・交通係）
芦屋町交通安全推進協議会での審議を踏まえ、警察とも協力しながら、交通安全運動の実施等をとおして、交通安全意識の浸透を図ります。	環境住宅課（地域振興・交通係）

住民の皆さんに取り組んでいただきたいこと

日ごろから防犯意識を高め、犯罪被害に遭わないように心がけましょう。また、自治防犯組合の活動などをとおして、近隣の人と声を掛け合うなど、地域での防犯意識の向上に努めましょう。

交通安全に関しては、交通法規を遵守し、事故に遭わない・起こさないように心がけましょう。



(4) 暮らしやすい環境の整備

現状・課題

誰もが住み慣れた地域で、安心して快適に暮らすためには、様々な社会参加が可能となるよう、気軽に安心して施設を利用し、移動できる環境整備が必要です。

アンケート調査結果等をみると、

○住民座談会において、交通渋滞がなく、コンパクトな町ゆえに町内の移動に時間がかからないなどの意見がみられた一方で、JR の駅が遠いなどといった公共交通が充実していないという意見が出ています。特に高齢者の交通事情についての意見が多く、車無しで生活できない（免許返納ができない）という意見や、子育てに関連して、高校等への通学が大変などの意見がみられました。

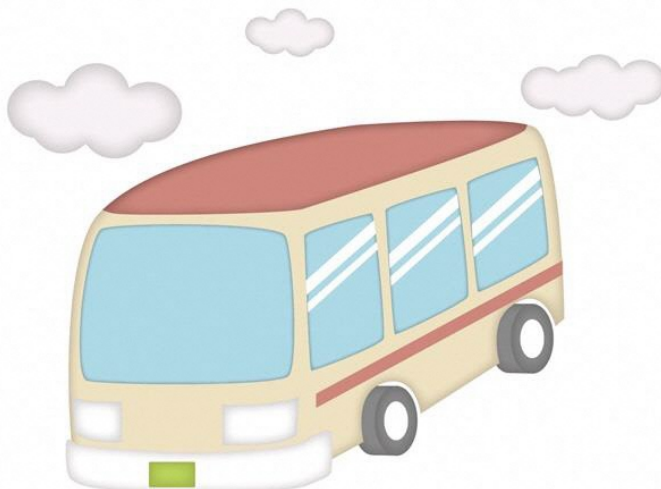
施策の方向性

多くの人が利用する公共施設などのバリアフリー化を進めるとともに、移動が困難な方を含めた移動手段の確保を図ります。

具体的な取り組み	関係課（係）
公共施設の改修等を行う際には、バリアフリー環境の推進に努めます。	全庁
住民の生活交通手段の確保のため、タウンバスや巡回バスの維持・確保に努めます。	環境住宅課（地域振興・交通係）

住民の皆さんに取り組んでいただきたいこと

積極的にバスを利用するなど、公共交通の利用をとおして、交通手段の維持確保に努めましょう。



基本目標3

福祉を支える人づくり

1 福祉意識向上のための環境づくり

(1) 地域福祉などに関する広報・啓発の推進

現状・課題

社会環境の目まぐるしい変化の中、自分の住んでいる地域への関心や互いに助け合う意識は薄れつつあります。地域の中でイベントや日ごろからの交流を通じて、住民同士が支え合う意識を育む環境を整える必要があります。

アンケート調査結果等をみると、

○福祉への関心度について問う設問では、「とても関心がある」と「やや関心がある」をあわせた『関心がある』人の割合が 75.8%となっており、福祉への関心がある人が多くなっていますが、「とても関心がある」だけをみると前回調査より 13.2 ポイント減少しています。

○福祉についての理解を深めるために必要な機会を問う設問では、「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶこと」が 51.1%で最も多くなっており、前回調査より 4.5 ポイント増加しています。

施策の方向性

こうしたことから、性別や年齢、障がいの有無等に関係なく、住民同士がお互いを正しく理解し、尊重し合うことができるよう、福祉についての教育や啓発活動を図ります。

具体的な取り組み	関係課（係）
高齢者や障がいのある人、子どもの権利に対する理解を深める機会を設けるなど、福祉に関する啓発に取り組みます。	福祉課（高齢者支援係） // （障がい者・生活支援係） 健康・こども課（子育て支援係）
地域の組織や団体、民生委員・児童委員など、地域において支援に携わる人や、その役割についての周知を図ります。	福祉課（高齢者支援係） // （障がい者・生活支援係）
福祉についての理解を深めるため、多くの町民が興味関心を持てるようなイベントや講演会、出前講座などを工夫します。	福祉課（高齢者支援係） // （障がい者・生活支援係） 健康・こども課（子育て支援係） 生涯学習課（社会教育係）

住民の皆さんに取り組んでいただきたいこと

積極的に、福祉に関する講演会や研修会などに参加し、福祉についての理解を深めましょう。
また、福祉に関する活動をする団体や人のことを理解し、活動に協力しましょう。

2 地域福祉を担う人づくり

(1) 地域福祉を担う人材の確保や育成

現状・課題

地域の中で手助けを必要とする方たちにとっては、民生委員・児童委員やボランティア団体などの支援が必要不可欠です。

アンケート調査結果等をみると、

○地域団体が活動を行ううえで、行政や社会福祉協議会に望むことでは、「福祉制度等に関する研修会の充実」「リーダーの養成支援」などの意見が多くなっています。

○高齢化や自治区加入率が減っていることなどから、地域活動やボランティア活動の担い手・後継者不足が問題になっているなどの意見が出ています。

○地域団体が活動を続けていくうえでの課題として、メンバーの高齢化や、新しいメンバーが加入しないことなど、「人的な課題」をあげる意見が多くみられました。

○地域活動やボランティア活動の参加状況では、前回調査と比較して「現在活動している」割合が減少、「活動したことがない」割合が若干増加しており、地域活動やボランティア活動の参加の減少がみられます。

○一方、地域活動やボランティア活動の参加意向では、「機会があれば参加したい」が34.4%で最も多くなっています。

施策の方向性

地域福祉活動の担い手となる人材の確保や育成を図ります。また、町民がボランティアなどの活動に関心を持ち、参加できるよう、情報提供の充実や活動しやすいしくみづくりを進めます。

具体的な取り組み	関係課（係）
民生委員・児童委員が行う研修の実施を支援し、知識や技術の向上を図ります。	福祉課（障がい者・生活支援係）
活動のリーダー役となる人たちに向けた学習会や研修などの充実を図り、人材の育成に努めるとともに、新たに地域福祉活動に参加する人の地域デビューを支援します。	福祉課（高齢者支援係） 生涯学習課（社会教育係）
福祉活動に関わるボランティア情報の収集と発信、ボランティアをしたい人と求める人をつなぐコーディネート機能の充実を図ります。	福祉課（高齢者支援係） 生涯学習課（社会教育係）

住民の皆さんに取り組んでいただきたいこと

地域福祉に関する活動に関心を持ち、社会的役割・責任をみんなで協力して担うようにしましょう。また、地域福祉活動に参加したいけれど、方法が分からないという場合は、役場やボランティア活動センターなどに相談しましょう。

第6章 計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

1 協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は地域に生活している住民自身です。住み慣れた地域で、支え合い、助け合える地域社会を実現させていくためには、行政の取り組みだけでは不十分であり、地域全体の協働が不可欠です。また、地域での様々な福祉ニーズに対応していくためには、地域で活動する組織・団体、福祉サービス事業者、ボランティアなどの持つ専門知識や経験が重要なものとなります。

計画の推進にあたっては、地域福祉を担う様々な主体が、それぞれの役割を果たし、互いに連携・協働して計画を推進していくことが大切です。

(1) 住民の役割

住民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高めるとともに、自らが地域福祉の担い手でもあることを自覚することが大切です。

一人ひとりが自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっている様々な問題を地域において解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として、地域福祉活動や地域活動、ボランティア活動などに積極的かつ主体的に参画するよう努めましょう。

(2) 商工業者等の役割

地域の中に店舗や事務所を構え、商工業等に従事する商工業者等は、自らも地域社会を構成する一員であることの自覚を持つことが大切です。

地域の行事やイベントなどに積極的に参加するとともに、できる範囲で見守り活動等の地域の福祉活動に協力するなど、災害時などの非常時に、地域と協力し合える関係性を日頃から構築するよう心がけましょう。

(3) 自治区など、地域で活動する組織や団体の役割

地域で活動する組織や団体は、社会福祉の担い手として、地域での福祉に対する関心を持ち、地域の中にある生活の課題を発見・共有し、その解決に向けて取り組むことが大切です。

自主的、主体的な地域活動に加え、多様性や特性を活かして地域の福祉に関する問題・課題の解決に努めましょう。また、地域で活動するほかの組織・団体とも連携するよう努めましょう。

(4) 福祉サービス事業者の役割

地域の一員としての役割のほかに、福祉サービス等の提供主体として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供および周知、地域とのつながりづくりに取り組むことが大切です。

今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、住民が福祉へ参加するための支援、福祉のまちづくりに参画するよう努めましょう。

(5) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられ、地域福祉を推進していくことを使命とし、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。

そのため、行政と連携しながら本計画の推進役を担うとともに、その推進において住民や各種団体、行政との調整役としての役割を担います。

(6) 行政の役割

行政は、住民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進する責務があります。そのため、地域で活動する組織や団体、福祉や介護のサービス事業者、社会福祉協議会などと相互に連携・協力を図るとともに、住民のニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

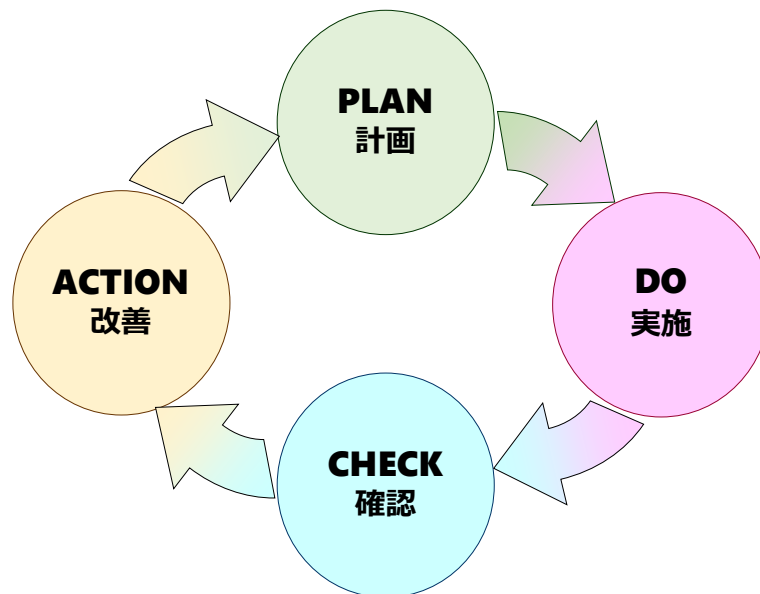
また、地域福祉の推進にあたっては、庁内各課系の緊密な連携を図りながら、全庁が一体となって施策の推進を図ります。

2 計画の点検・評価・推進体制

計画に盛り込んだ施策の進捗状況については、PDCAサイクルに基づき、実施状況の点検や評価を行い、必要な場合は、取り組み内容の見直しを行っていきます。

その体制としては、「芦屋町地域福祉計画推進委員会」において、継続的に取り組んでいきます。

また、本計画の実施状況に係る情報を、広く住民に周知していくため、広報誌や芦屋町ホームページ等、さまざまな媒体を活用して、住民が施策や取り組み内容を十分に理解し、地域福祉を推進できるよう、きめ細かな情報提供に努めます。



○「PDCA サイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「PLAN(計画)」「DO(実施)」「CHECK(確認)」「ACTION(改善)」のプロセスを順に実施していくものです。

資料編

資料編

■ 芦屋町地域福祉計画推進委員会設置条例

平成 24 年 9 月 21 日 条例第 19 号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づき、芦屋町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定し、及びこの計画を推進するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき芦屋町地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、計画の策定その他実施に関し、必要な調査及び審査を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 福祉関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 住民の代表者
- (4) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が任命された時の要件を欠くに至った時は、当該委員はその職を失うものとする。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて会議の議事に関係のある委員以外の者に対し、会議の出席を求め、又は意見を聴取することができる。

（報酬及び費用弁償）

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例（昭和31年条例第13号）の規定に定めるところにより支給する。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

（補則）

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

「答申日(平成31年1月22日)時点」

■ 芦屋町地域福祉計画推進委員会名簿「答申日（平成 31 年 1 月 22 日）時点」

（敬称略）

区分	所 属	委員名	備考
福祉関係者	芦屋町社会福祉協議会	安 部 知 彦	
	芦屋町介護サービス事業者等連絡会	中 西 伸 吾	
	芦屋町障害者相談センター事業所みどり園	桐 田 典 彰	
学識経験者	専門的知識を有する者（福岡県立大学准教授）	村 山 浩 一 郎	委 員 長
	芦屋町ボランティア活動センター コーディネーター	廣 田 芳 佳	副委員長
	芦屋町議会	辻 本 一 夫	
	芦屋町議会	松 岡 泉	
住民の代表者	芦屋町区長会	片 山 和 夫	
	芦屋町民生児童委員協議会	野 崎 昭 吾	
	芦屋町老人クラブ連合会	橋 野 藤 夫	
	旧芦屋町婦人会の選出区分	永 田 妹 江	
	芦屋町手をつなぐリボンの会	篠 原 美 紀	
	芦屋町四校 PTA 連絡協議会	吉 崎 強 志	
	公募	三 桝 妙 子	
	公募	塩 田 裕 子	

■ 用語解説

	語 句	解 説
あ 行	NPO	社会的な活動を行う民間組織で、利潤目的ではなく社会的な目的を持つ組織のこと。
か 行	学童クラブ	保護者が、昼間、家庭にいない小学生に対し、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、保護者に代わって行う保育（施設）。
	協働	住民・行政・企業・ボランティアなどが、目的を共有し、お互いの特性を理解・尊重して、対等な立場で、連携・協力して地域の課題解決などに取り組むこと。
	子育て支援センター	乳幼児親子が自由に遊んだり、子どもに関わる相談ができる総合窓口（施設）。
さ 行	自主防災組織	住民一人ひとりが「自らの命・地域は自ら守る」という考え方のもと、自主的に防災活動を行う組織。初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う。
	社会福祉法	わが国における福祉サービスの基礎をなす法律。社会福祉の目的や理念、原則などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人など、社会福祉の基礎構造に関する規定とともに、市町村地域福祉計画などの作成その他の地域福祉の推進を図るための規定が定められている。
	自立支援協議会	障がいのある人が地域で安心して生活できるよう支援するために、定期的に設置される協議の場。障がいのある人の自立と社会参加を目的とした相談支援事業の適切な運営や地域の障がい福祉に関するシステムづくりについての中核的な役割を果たす。
	身体障害者手帳	身体障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能）等に分けられる。
	生活困窮者自立支援制度	生活困窮者自立支援法に基づき、働きたくても働けない、住む所がないなど、生活全般にわたる困りごとの相談窓口※（P42 参照）を設置し、専門の支援員が一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行うもの。自立相談支援事業、家計相談支援事業、就労準備支援事業、子どもの学習支援事業の4事業がある。
	精神障害者保健福祉手帳	精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級とされている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。
	成年後見制度	知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。財産の管理や契約の締結等を代わりに行う「後見人」「保佐人」などの代理人を選任し、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、本人を不利益から守るための制度。

	語句	解説
た 行	地域包括支援センター	高齢者やその家族の身近な相談窓口。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーを配置し、高齢者の介護予防、保健、医療、福祉といった様々な相談に対応する。主な業務として、介護予防ケアマネジメント、権利擁護、地域のケアマネジャーに対する支援などがある。
な 行	認知症	脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態。2025年には、高齢者の5人に1人が認知症になるとの予測もあり、高齢化と合わせて大きな社会的課題となっている。
は 行	バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、段差などの物理的な障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。
	避難行動要支援者名簿	災害が発生し避難が必要な場合等に、地域の人の何らかの助けを必要とする（希望する）高齢者、障がいのある人、児童などの名簿。災害発生時等の迅速・適切な支援に活用することを目的とする。
	ボランティア	自由意思に基づく奉仕活動や労働、及びそれに携わる人のこと。ボランティア活動は「自発性・無償性・利他性」を原則としているが、有償ボランティアも受け入れられつつある。さらに、「継続性」といった要件も求められる。
	ボランティア活動センター	ボランティアをする人の活動拠点となる組織（施設）。ボランティア活動に関する相談対応、活動支援、講演会・ワークショップの開催、ボランティアのネットワークづくりなどを行う。
ま 行	民生委員・児童委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣の委嘱を受け身近な地域で活動する者。地域住民の生活状態の把握、生活に関する相談への助言・援助、社会福祉事業者等との連携・活動支援、福祉事務所への協力などを行う。児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。
ら 行	療育手帳	児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がいのある人に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている（上記は福岡県の例。都道府県（政令指定都市）ごとに手帳の名称及び障がいの程度の区分が異なる場合がある。）。

芦屋町のちを支える計画

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国の自殺者数は、平成10年から平成23年までの14年間、毎年3万人を超え続けてきましたが、平成18年の自殺対策基本法制定以降、自殺対策の取り組みが進んだこともあり、自殺者数は減少しました。しかし、自殺者総数は約30万人に上り、自殺死亡率は主要先進7か国では最も高くなっています。

そうしたなか、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成28年4月に「自殺対策基本法」が改正されました。また、平成29年7月には、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針を定めた「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。

自殺対策基本法の改正では、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等が基本理念として明記されました。また、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村に対し「地域自殺対策計画」の策定が義務付けられました。

芦屋町では、このような状況を踏まえ、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを促進するための環境の整備充実を図るため、自殺対策基本計画として「芦屋町のちを支える計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、平成28年に改正された「自殺対策基本法」第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として、平成29年に見直された「自殺総合対策大綱」の方針を踏まえて策定するものであり、本町における自殺対策関連施策の具体的な展開を示すものです。

3 計画の期間

本計画は、2019（平成31）年度から2023年度までの5年間とします。

また、制度の改正等があった際には、必要に応じて本計画の見直しを行うこととします。

第2章 自殺の現状

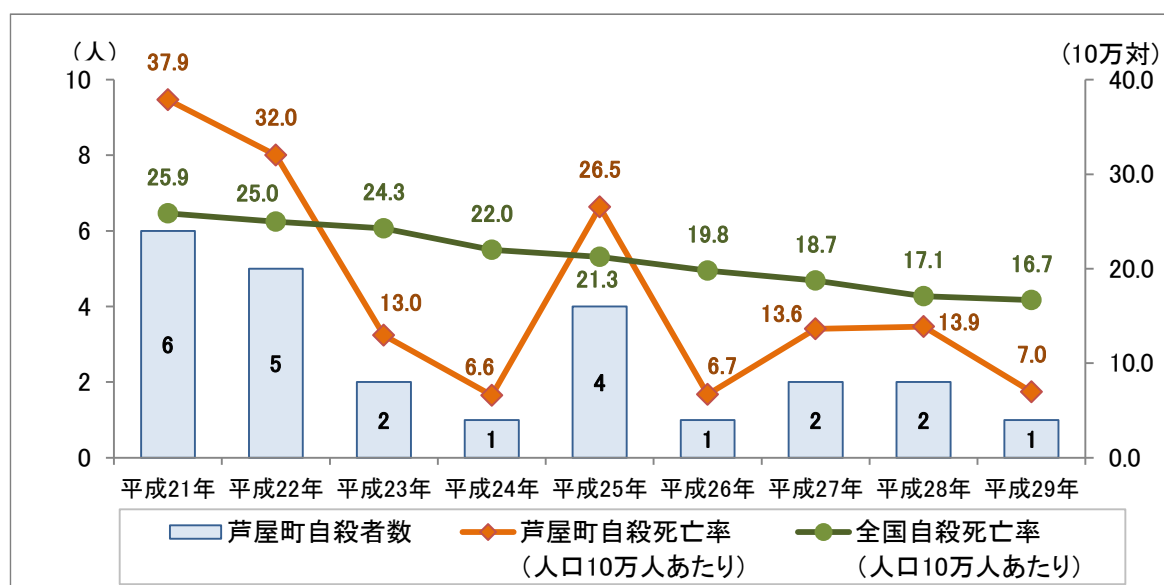
芦屋町の自殺の現状として、「地域における自殺の基礎資料」を用いて分析を行いました。

なお、分析にあたっては、自殺統計が取られ始めた平成21年～平成29年の合計値による分析を行いました。

1 自殺者数

芦屋町の自殺者数は、平成21年の6人をピークとして、平成22年の5人、平成25年の4人を除けば毎年1～2人となっており、平成29年は1人（人口10万人あたり7.0）となっています。

自殺死亡率（人口10万人あたり）は平成26年以降、全国平均を下回っています。

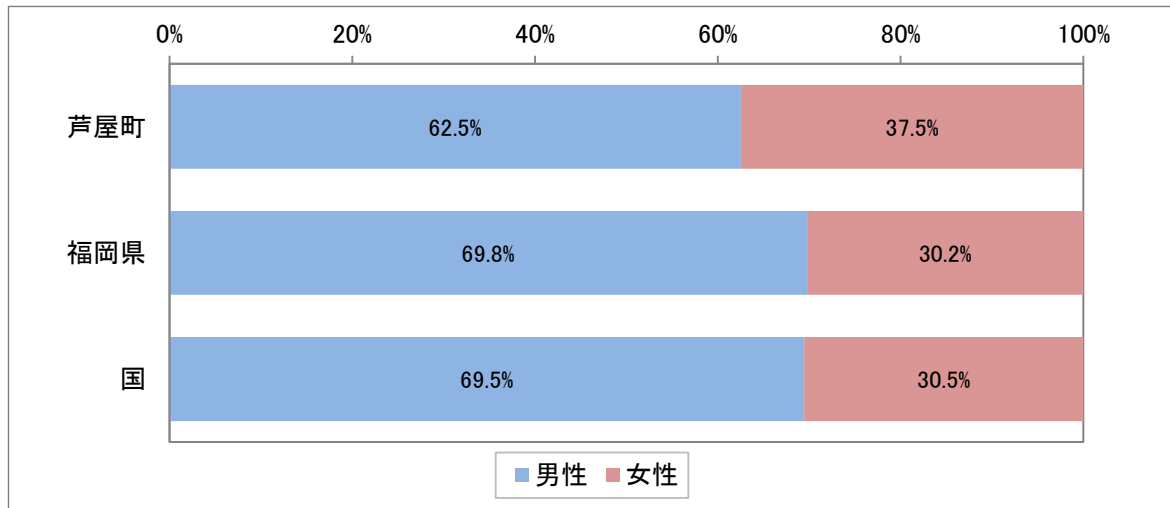


出典：(厚生労働省)地域における自殺の基礎資料(H21～29年計)

2 自殺者の属性

(1) 男女別

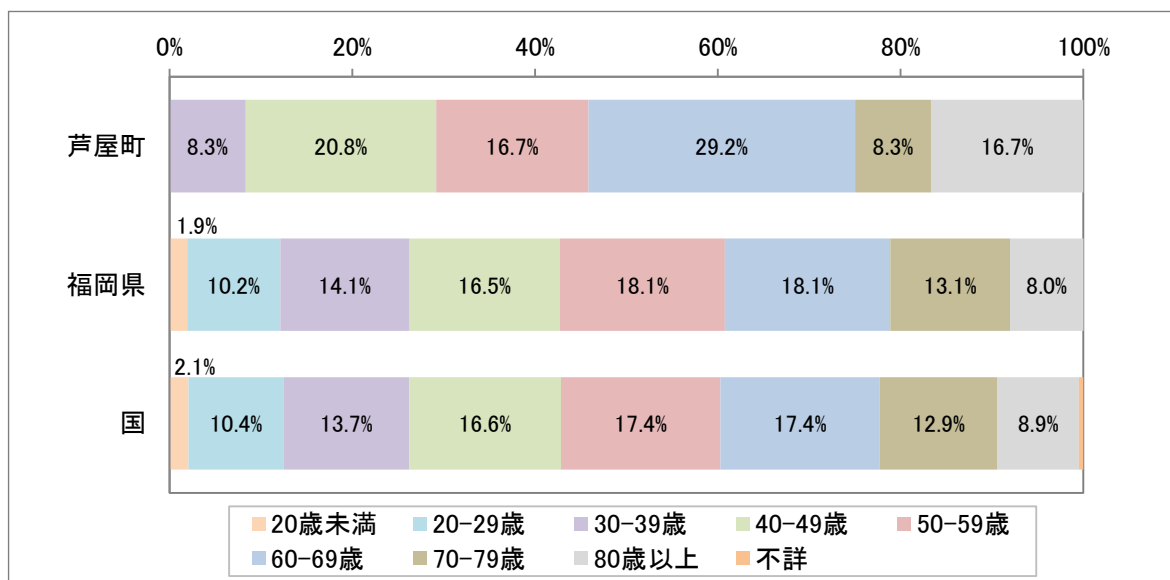
男女別では男性が 6 割以上を占めていますが、国や県と比較すると男性の割合は低くなっています。



出典：(厚生労働省) 地域における自殺の基礎資料 (H21～29 年計)

(2) 年代別

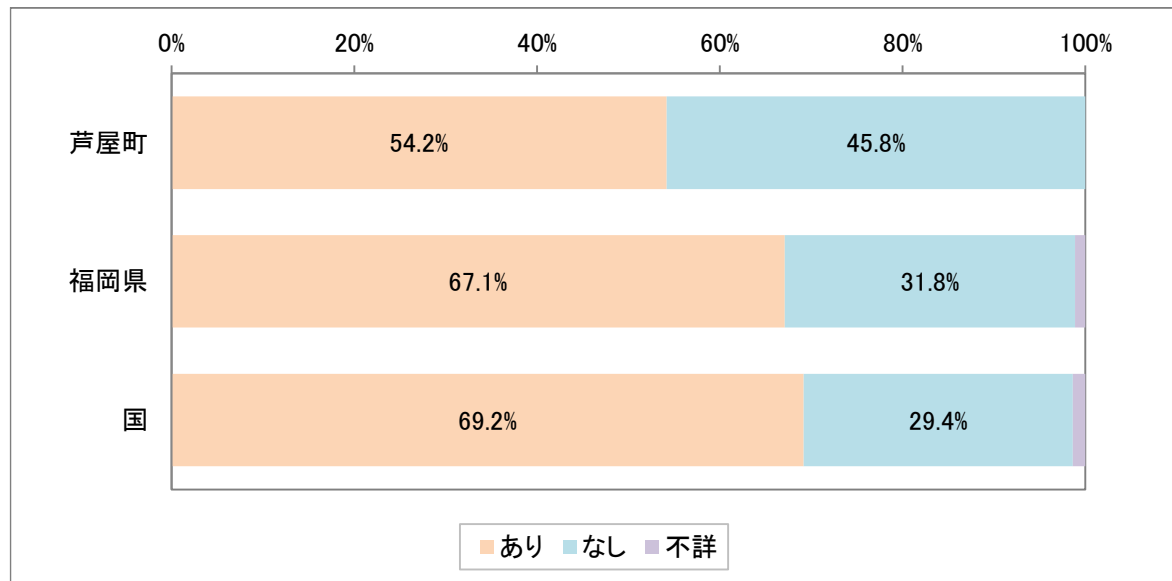
年代別では、60 歳代 (29.2%) が最も高く、次いで、40 歳代 (20.8%)、50 歳代・80 歳以上 (16.7%) の順となっています。20 歳代以下の若い世代の自殺はみられません。国や県と比較すると 60 歳代、40 歳代の割合が高くなっています。



出典：(厚生労働省) 地域における自殺の基礎資料 (H21～29 年計)

（３）同居人の有無別

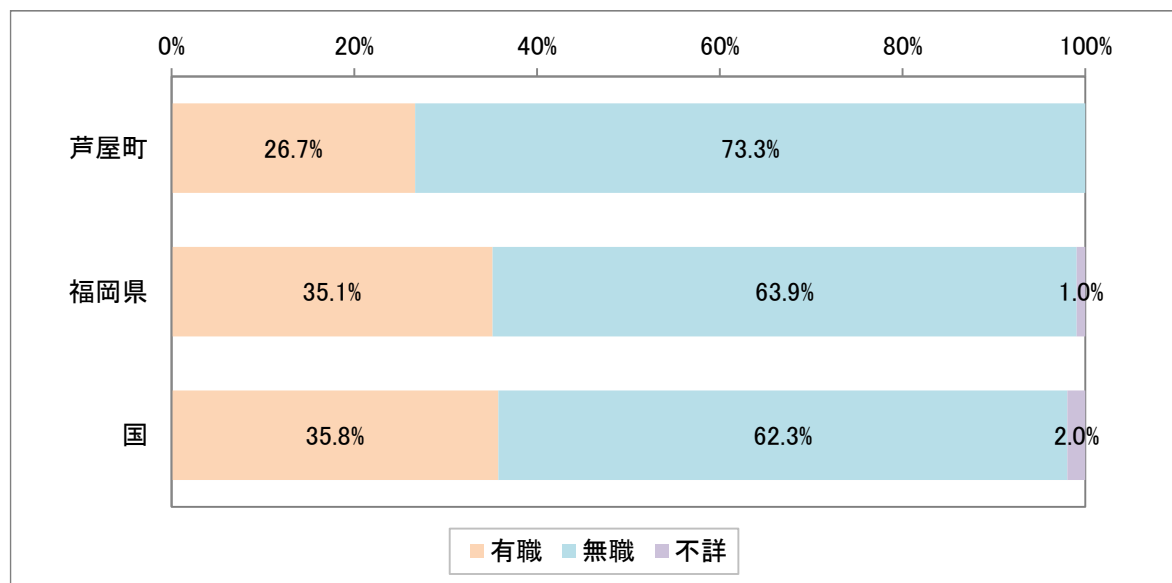
同居人の有無別では、同居人ありが54.2%と国や県と比較して低くなっています。



出典：(厚生労働省)地域における自殺の基礎資料(H21～29年計)

（４）就労の有無別

就労の有無別では、有職者が26.7%と国や県と比較して低くなっています。



出典：(厚生労働省)地域における自殺の基礎資料(H21～29年計)

第3章 いのちを支える取組

1 基本的な考え方

自殺総合対策大綱では、自殺対策の本質が生きることの支援であることを改めて確認し、「いのちを支える取組」という理念を前面に打ち出し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指しています。

芦屋町においても「誰も自殺に追い込まれることのない地域社会」の実現に向け、次の5つの基本施策に基づいて、いのちを支える取組を推進します。

基本施策1	地域におけるネットワークの強化
基本施策2	いのちを支える人材の育成
基本施策3	住民への啓発と周知
基本施策4	生きることへの支援
基本施策5	児童生徒のSOSの出し方に関する教育

2 基本目標

芦屋町におけるいのちを支える取組の目標として、本計画期間の最終年度である2023年度までに「自殺者0人」を目指します。

3 施策の推進

(1) 地域におけるネットワークの強化

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、地域の多様な関係者が連携、協力して、実効性のある施策を推進していく必要があります。そのため、地域におけるネットワークの強化を図ります。

事業名	具体的な取り組み	関係課（係）
民生委員・児童委員との連携と協働	住民の身近な相談や見守り支援を行っている民生委員・児童委員に対し、毎月開催されている定例会等に自殺対策に関する情報提供を行い、連携・協働を進めていきます。	福祉課（障がい者・生活支援係）
関係機関のコーディネート	住民への様々な支援に対し、必要に応じていのちを支える取組の視点をもって関係する保健・医療・教育等関係機関のコーディネートを行います。	福祉課（障がい者・生活支援係）

（２）いのちを支える人材の育成

地域の見守り機関が、悩みを抱えた方の SOS サインに気づいて相談機関につなぐための知識と技術を習得し、早期に対応できる体制を整えます。

事業名	具体的な取り組み	関係課（係）
ゲートキーパー養成事業	自殺のサインに気づき、声かけや見守りなど必要な支援を行うことができる人材を育成するためのゲートキーパーの養成を民生委員・児童委員協議会をはじめとする関係機関に対して行い、人材育成及び地域の見守り体制づくりに努めます。	福祉課（障がい者・生活支援係）

（３）住民への啓発と周知

自殺に追い込まれる危機に陥った時に、誰かに援助を求めることは当たり前だという社会全体の共通認識になるよう相談窓口の周知啓発を行います。また、こころの不調や悩みを抱えた方の SOS サインに気づき、自殺にいたる心情や背景を理解し、適切に対処できるよう正しい知識や情報の普及に努めます。

事業名	具体的な取り組み	関係課（係）
乳児家庭全戸訪問等事業（赤ちゃん訪問）	乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て中の親の孤立を防ぐため、その家庭の様々な不安や悩みに対して、子育て支援に関する情報提供を行い、また支援が必要な家庭に対してはサービスを提供します。	健康・子ども課（健康づくり係）
若年者への自殺予防に関する啓発事業	若年者に心の悩みを相談できる窓口の周知や、身近な人のこころの不調や悩みに気づき、適切に対処できるよう正しい知識や理解等の普及啓発を図るパンフレット等を配付します。	福祉課（障がい者・生活支援係）

【町以外が事業主体の関連事務事業】

事務・事業名	主催
自死遺族向けのリーフレットの配布	福岡県精神保健福祉センター
自殺予防カードの配布	日本いのちの電話連盟
福岡のいのちの電話活動紹介冊子の配布	社会福祉法人福岡いのちの電話
こころの相談窓口カードの配布	福岡県
犯罪被害者の相談窓口案内のリーフレットの配布	福岡県弁護士会
犯罪被害者支援に関するリーフレットの配布	福岡県警察本部
性暴力被害者支援に関するリーフレット、カードの配布	福岡犯罪被害者支援センター
配偶者からの暴力相談に関する冊子、カードの配布	福岡県
人権相談カードの配布	法務局
民生委員の PR 活動の周知	民生委員・児童委員協議会

（４）生きることへの支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行うことが必要です。

「生きることへの支援」という観点から、生活上の困り事を察知し関係者連携で解決を図る支援などを推進します。

事業名	具体的な取り組み	関係課（係）
多重債務などの消費者相談	消費生活相談窓口を設置し、多重債務などの相談に対して、専門家の紹介やアドバイスなどを行います。	環境住宅課（地域振興・交通係）
無料法律相談事業	債務や相続問題をはじめとする日常生活のあらゆる悩みについて、弁護士会主催の無料法律相談を実施します。	総務課（庶務係）
人権生活相談事業	人権をはじめ、就職、進学などの生活相談に応じ、助言や関係機関への橋渡しを行うことにより、心配ごとの解消を図り、自殺要因の減少につなげます。	福祉課（障がい者・生活支援係）
認知症家族介護教室	認知症の人を抱える家族同士の交流の場を設けることで、介護負担の軽減を図るとともに、介護の知識や技術の習得を行います。	福祉課（高齢者支援係）
地域交流サロン事業	高齢者が定期的に集いふれあうことで、高齢者の引きこもりの防止、孤立感の解消、介護予防等を図ります。	福祉課（高齢者支援係）
ほほえみ相談	乳幼児健康診査等で早期発見された発達上支援の必要な乳幼児に対して、心と身体の総合的な発達指導を行い、乳幼児の健全な発達を目指します。	健康・こども課（健康づくり係）
スクールカウンセラー	スクールカウンセラーを配置し、生徒の不登校やいじめ等諸問題の解決を図ります。	学校教育課（学校教育係）
児童生徒就学援助制度（準要保護）	経済的な理由で就学が困難な児童・生徒の保護者に就学費の援助を行います。	学校教育課（学校教育係）

【町以外が事業主体の関連事務事業】

事業名	主催
ふくおか自殺予防ホットライン	福岡県地域精神保健福祉センター
自死遺族のための法律相談	福岡県精神保健福祉センター、福岡県弁護士会
福岡いのちの電話	社会福祉法人福岡いのちの電話
いのちの電話インターネット相談	日本いのちの電話連盟
心の健康相談	福岡県精神保健福祉センター
心の相談電話（心の病を持つ方の家族）	福岡県精神保健福祉連合会
犯罪被害者等相談支援	福岡県犯罪被害者支援セ総合サポートセンター、福岡地方検察庁、法テラス、福岡県警察本部

事業名	主催
性暴力被害者の相談支援	性暴力被害者支援センター、福岡県警察本部
配偶者からの暴力相談	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所
福岡県あすばる女性相談ホットライン	福岡県男女共同参画センター「あすばる」
こころの耳(働く人のメンタルヘルスポータルサポート)	厚生労働省
労働上の問題(いじめ、セクハラ等)に関する相談	福岡県北九州労働者支援事務所
多重債務に関する相談	福岡県消費生活センター、法テラス
困りごと相談室	福岡県
生活福祉資金貸付	福岡県社会福祉協議会
アルコール・薬物・思春期精神保健相談	福岡県精神保健福祉センター、福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所
人権問題に関する相談	法務局
LGBT 無料電話法律相談	福岡県弁護士会
福岡県障害者 110 番	福岡県身体障害者福祉協会
精神保健福祉相談	福岡県精神保健センター
子どもの虐待、いじめ、非行、不登校などの相談	福岡県宗像児童相談所、北九州教育事務所
福岡若者サポートステーション	福岡若者サポートステーション事務局

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

いじめを苦にした児童生徒の自殺が大きな社会問題となっています。

児童生徒が命の大切さを実感できる教育だけでなく、つらい時や苦しい時には助けを求めてもよいということを学ぶ教育を行うことにより、直面する問題に対処する力やライフスキルを身に付けることができるような取り組みを推進します。

事業名	具体的な取り組み	関係課(係)
道徳の授業	学習指導要領(道徳)に従い、生命を尊重する心を育むことを目的とし、道徳における「生命の大切さ」等をテーマとした授業を実施します。	学校教育課(学校教育係)

4 計画の推進

本計画の推進にあたっては、健康や教育部門との連携を図るとともに、福岡県をはじめとした様々な関係機関等と協働し、重層的・包括的な取り組みを推進します。

また、芦屋町地域福祉計画推進委員会において、毎年度実施状況の報告や検証を行い、取り組み内容を充実させていきます。

第 2 次 芦屋町地域福祉計画

発行年月 2019（平成 31）年 3 月

発 行 芦屋町 福祉課

〒807-0198 福岡県遠賀郡芦屋町幸町 2 番 20 号

TEL : : 093-223-3536

